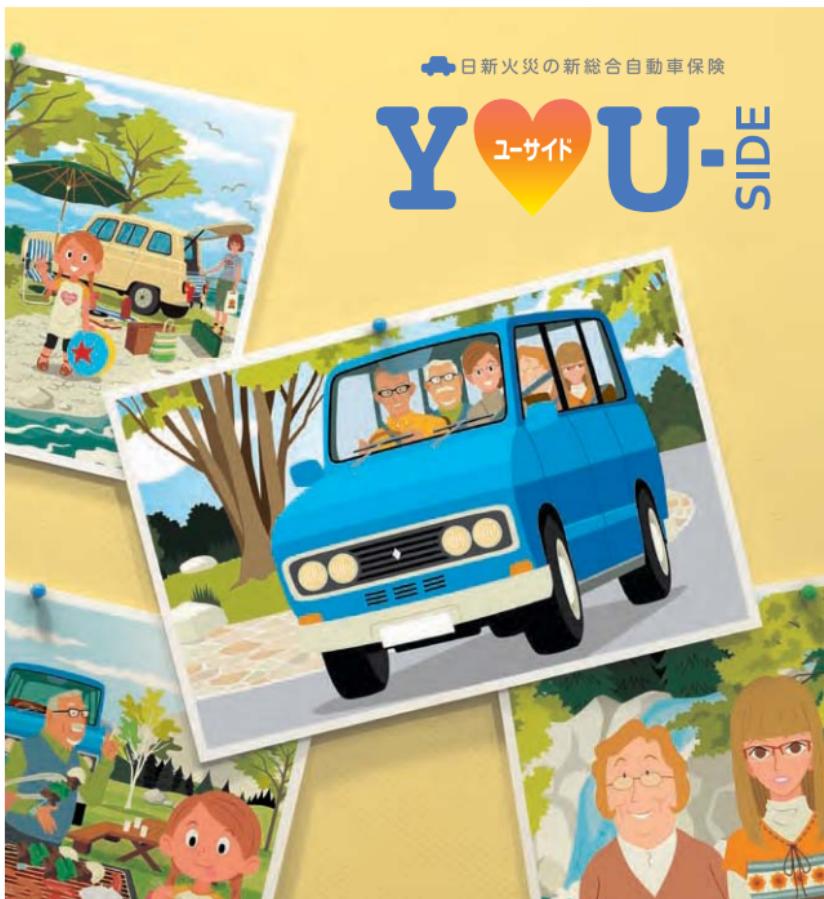


新総合自動車保険 ユーサイド ご契約のしおり

普通保険約款および特約



日新火災海上保険株式会社

● はじめに ●

- 本冊子は、新総合自動車保険（ユーサイド）についての大切なこととがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約後にご注意いただきたいこと」「事故が発生した場合のお手続き」についても記載しておりますので、ご契約後も保険証券とともに大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に弊社または取扱代理店までご連絡いただきますようお願いいたします。

● 特にご注意いただきたいこと ●

- 保険料（分割払のときは初回保険料）は、団体扱等の特定の特約をセットされた場合を除き、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。
- 保険料をお支払いいただくと特定の特約をセットされた場合を除き、弊社所定の領収証を発行しますので、お確かめください。
- 弊社はご契約締結後に保険証券（または引受証等）を発行しております。ご契約後、1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社へお問い合わせください。
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても条件によってご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことがあります。
- 申込書の記載内容について正しくご申告いただく「告知義務」およびその内容がご契約後に変更された場合にご通知いただく「通知義務」があります。これらに誤りがある場合で、故意または重大な過失があるときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

● 保険証券の記載内容をご確認ください ●

- 弊社では、保険契約締結後に保険証券を発行しております。保険証券は、保険契約締結時に申込書にてお客さまからお申出いただきました内容や、お客さまにご確認させていただきました内容に基づいて作成しております。
- お手元の保険証券の記載内容について、お申込み内容と相違がないかご確認ください。万一、記載内容がお申込み内容と相違している場合は、直ちに弊社または取扱代理店までご連絡ください。

● 弊社のご連絡先 ●

- 万一事故にあわれた場合はご契約内容の変更もしくはご契約に関するご質問、ご相談等がある場合は、取扱代理店または最寄りの弊社支店・損害サービスセンターまでご連絡ください。なお、夜間・休日などでご連絡がつかない場合は、下表の窓口をご利用ください。

ご相談・ご照会内容	窓口
事故の受付・ご相談、お車に関するトラブル	サービス 24 フリーダイヤル 0120-25-7474 [受付時間 24 時間・365 日]
ご契約内容の変更、ご契約に関するご質問、ご相談等	日新火災テレフォンサービスセンター フリーダイヤル 0120-616-898 [受付時間 9:00~20:00(平日)、9:00~17:00(土日祝)]

- 弊社のお客さま相談窓口は
フリーダイヤル 0120-17-2424 [受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)]です。

● 代理店の役割について ●

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

取扱代理店は、ご契約者のみなさまのご契約状況を把握し、より適切なご契約とするよう努めておりますので、相談窓口としてご利用いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

● お客様情報のお取扱いに関するご案内 ●

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考するために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細につきましては、日新火災ホームページ

(<http://www.nishinfire.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

● ご契約内容の変更について ●

保険契約締結後、次のような変更がある場合には、直ちに取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

また、次の②、③および⑧の事項の変更があった場合に、遅滞なく通知いただけなかったときは、ご契約を解除するとともに保険金をお支払いできないことがあります。

①ご契約のお車を他のお車に入れ替えられる場合

◆新しくお車を買い替えた場合

ご注意

お電話の際には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。

②ご契約のお車の登録番号・車両番号・標識番号・車台番号の変更

◆ご当地ナンバーに変更した場合

◆引越によりナンバーが変更になった場合

③ご契約のお車の用途車種の変更

◆お車の用途が自家用から営業用に変更になった場合

④ご契約者、記名被保険者（氏名・名称、または住所）の変更

◆引越された場合

⑤ご契約のお車を譲渡される場合

ご注意

ご契約のお車を譲渡された場合、ご契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務は、自動的には譲受人に移りません。

⑥車両価額が著しく増減する場合

◆ご契約のお車に高額な付属品を装着された場合

ご注意

ご契約のお車の価額が著しく増減する場合は、日新火災テレフォンサービスセンターでの受付ができません。取扱代理店または弊社にご連絡ください。

⑦運転者年齢条件の変更

◆同居のお子さまが運転免許を取得し、ご契約のお車を運転するようになった場合

◆別居の未婚のお子さまと同居される場合

⑧ご契約のお車が特種用途自動車のキャンピング車、放送宣伝車または事務室車の場合で、特種用途に係る設備を取り外されるとき

◆ご契約のお車がキャンピング車で、水道設備、炊事設備、就寝設備などを取り外される場合

- ご契約内容に変更がある場合またはご契約に関するご質問、
ご相談等がある場合は

日新火災テレfonサービスセンター

フリーダイヤル 0120-616-898

受付時間：平日（9:00～20:00）

土日・祝日（9:00～17:00）

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

- ◆変更内容の確認
- ◆お返しする保険料の計算
- ◆追加でいただく保険料の計算
- ◆保険料のお支払方法のお知らせ
- ◆ご契約内容の変更に必要な資料のご案内

などのほか、ご契約内容に関するご質問やご相談にご利用いただけます。

ご注意（ご契約内容の変更の場合）

- ご契約者本人からいただいたお電話のみ受け付けます。
- お電話の際には、お手元に「保険証券」をご用意ください。
- お車のご変更の場合には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。
- ご変更の内容によっては、日新火災テレfonサービスセンターでの受付ができない場合があります。下記のような場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

〈受付の対象とならない主な場合〉

- ・ご契約者のご意向により解約する場合
- ・フリート契約

●用語のご説明●

記名被保険者	保険証券の「記名被保険者」欄に記名被保険者の方の氏名または名称が記載されています。保険証券の見方につきましては9ページをご参照ください。
家族	「記名被保険者の配偶者」、「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」、「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま」をいいます。
自家用8車種	次の用途車種のお車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
ノンフリート契約	所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下のご契約をいいます。
フリート契約	所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上のご契約をいいます。

* 「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、「保険証券」に関する記載は、「専用ホームページ（<https://my.nissinfire.co.jp/>）上の『ご契約内容』」と読み替えます。

● ご契約のしおり目次 ●

目的別目次	5
【補償の重複に関するご注意】	8
1 自動車保険について	8
2 保険証券の見方	9
3 基本補償について	13
1. 相手の方にケガをさせてしまった！(対人賠償責任保険) ..	13
2. 相手の方のお車や物を壊してしまった！ (対物賠償責任保険)	14
3. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった！－その1 (人身傷害補償保険 (実損扱))	15
4. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった！－その2 (無保険車傷害保険)	19
5. ご自身のお車を壊してしまった！ (車両保険)	20
4 その他の補償内容について (主な特約)	22
1. 自動的にセットされる主な特約	22
2. ご希望によりセットすることができる主な特約	23
5 ご提供している主なサービス	27
1. 事故にあわれたときのサービス	27
2. お車にトラブルが生じたときのサービス	28
3. その他カーライフ全般に関わるサービス	31
6 事故が発生した場合のお手続き	32
1. 事故が発生した場合は次の措置を	32
2. 警察署へ必ず事故の届出を	32
3. 示談・修理される前に必ず弊社にご相談を	32
4. 相手の方には誠意をもって	32
5. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続および援助	32
6. 事故の際のご連絡先および保険金などのご請求先	33
7. 保険金のご請求に必要な書類などについて	33
8. 保険金のお支払時期について	33
9. 相手の方 (損害賠償請求権者) からの直接請求制度	33
10. 「アサンテ」をご契約のみなさまへ	33
7 ご契約内容の変更がある場合のお手続き	34
1. 日新火災テレフォンサービスセンターについて	34
2. ご契約のお車を他のお車に入れ替えられる場合	34
3. ご契約のお車を譲渡される場合	35
4. 特種用途に係る設備を取り外される場合 (キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)	35
5. その他のご契約内容に変更がある場合	35

8 ご契約後にご注意いただきたいこと 36

1. 保険料のお支払いについて	36
2. 無事故による割引・割増（ノンフリート等級別料率制度）について	36
3. 主な保険料の割引・割増について	41
4. ご契約の解約のお取扱いについて	41
5. ご契約の中止制度について	42
6. ご契約の無効・重大事由による解除について	42
7. 保険期間が始まるまでの事故などのお取扱いについて	42
8. 保険金請求権の時効について	42
9. 保険金支払後の保険金額について	43
10. ご契約者が死亡された場合のお取扱いについて	43
11. 損害保険契約者保護制度について	43
12. 共同保険契約について	43
13. ご契約のお申込みの撤回など（クーリングオフ）について	43

9 各種の交通事故相談機関など 45

1. 自動車事故のご相談または苦情の受付	45
2. 中立の第三者機関による示談斡旋制度など	46

10 新総合自動車保険（ユーザード）の約款 47

1. 約款とは	47
2. 新総合自動車保険（ユーザード）の約款構成	47

新総合自動車保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	48
第2章 人身傷害補償条項	54
第3章 無保険車傷害条項	59
第4章 車両条項	63
第5章 基本条項	66

特約一覧表（特約の目次）

特約

運転者の範囲を限定する特約

① 運転者家族限定特約	102
② 運転者本人・夫婦限定特約	103
③ 運転者の年齢条件に関する特約＜運転者年齢条件特約＞	104
④ 運転者年齢20歳以上限定特約	105

相手の方への補償に関する特約

対人賠償

⑤ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約 ＜交通弱者補償特約＞	105
⑥ 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約	121

対物賠償

⑦ レンタカーの対物賠償保険に関する特約	121
⑧ 対物超過修理費補償特約＜対物超過修理費特約＞	122
⑨ 対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約	123

ご自身とご家族の補償・ご契約のお車に搭乗される方の補償に関する特約

人 身 傷 害 (実 損 払) ・ 無 保 险 車 傷 害

⑩ 人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約 <傷害車外危険補償特約>.....	124
⑪ 人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約(自転車搭乗中危険補償付) <傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)>.....	128
⑫ 人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約 <人身傷害就業中危険補償対象外特約>.....	132
⑬ 人身傷害・無保険車傷害における個人被保険者の設定に関する特約 ..	133
⑭ バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約.....	133

人 身 傷 害 (定 額 払)

⑮ 人身傷害補償特約(定額払) <人身傷害補償保険(定額払)> ..	134
⑯ 人身傷害補償特約(定額払) における医療保険金の2倍支払特約 <人身傷害(定額払) 医療保険金2倍特約>	139
⑰ 人身傷害補償特約(定額払) における医療保険金補償対象外特約 <人身傷害(定額払) 医療保険金補償対象外特約>	140
⑱ 人身傷害補償特約(定額払) における従業員の就業中危険補償対象外特約 <人身傷害(定額払) 就業中危険補償対象外特約>	140
⑲ 地震・噴火・津波危険「人身傷害(定額払)」補償特約 ..	140

ご契約のお車の補償に関する特約

⑳ 車両損害の単独事故補償対象外特約<エコノミー>.....	141
㉑ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約 <地震・噴火・津波車両全損一時金特約>	141
㉒ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約.....	144
㉓ 機械装着車に関する「車両損害」特約.....	145
㉔ 工作用自動車のブーム補償対象外特約.....	145
㉕ 特殊車両における車両保険の適用範囲に関する特約	146
㉖ 代車費用補償特約<代車特約>	147
㉗ 全損時諸費用補償対象外特約	149
㉘ 車両新価保険特約	149
㉙ リサイクル部品使用特約<アサンテ>	152
㉚ 指定修理工場入庫条件付車両保険特約<アサンテ>	153
㉛ 車両保険の免責金額に関する特約<車両免ゼロ特約>	154
㉜ 車両保険金の時価払特約	155
㉝ 詐欺・横領危険「車両損害」補償特約	157
㉞ 車両盗難危険補償対象外特約	157
㉞ 二輪自動車に関する盗難危険補償特約<二輪盗難危険補償特約> ..	158

その他の補償に関する特約

㉟ 他車使用・管理危険補償特約	161
㉟ 他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)	165
㉟ ファミリーバイク特約(人身傷害なし)	169
㉟ ファミリーバイク特約(人身傷害あり)	172
㉟ 事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約	175
㉟ 被害事故弁護士費用等補償特約<弁護士費用特約>	179
㉟ 臨時代替自動車補償特約	183
㉟ 業務使用中のみ補償特約	186
㉟ 競技、曲技、試験等使用危険補償特約	187
㉟ 賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険補償対象外特約	187
㉟ 対人賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約	187

(47) 対物賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約	188
(48) 日常生活賠償責任補償特約	188
(49) 車両保険の無過失事故に関する特約(相手自動車確認条件付)	193
お客さまの“うっかり”をサポートする特約	
(50) 被保険自動車の入替における自動補償特約	194
(51) 家族内新規運転者の自動補償特約	196
(52) 繙続契約の取扱いに関する特約<継続手続き忘れサポート>	197
保険料のお支払方法に関する特約	
(53) 保険料分割払特約	198
(54) 保険料分割払特約(新長期分割用)	199
(55) 追加保険料に関する保険料分割払特約<初回即収特約>	202
(56) 初回保険料の払込みに関する特約	204
(57) クレジットカードによる保険料支払に関する特約	205
(58) クレジットカードによる保険料支払に関する特約(登録方式)<クレジットカード払特約(携帯電話方式)>	206
(59) 告知事項等の通知に関する特約	207
(60) 長期保険保険料一括払特約	208
(61) 追加保険料の払込みに関する特約<契約内容変更(異動)キャッシュレス特約>	209
(62) 新契約の申込みに関する特約	212
(63) 訂正保険料の払込みに関する特約	213
団体扱・集団扱に関する特約	
(64) 団体扱特約(一般A)	215
(65) 団体扱特約(一般B)	218
(66) 団体扱特約(一般C)	220
(67) 団体扱特約	222
(68) 団体扱特約(口座振替方式)	224
(69) 団体扱特約(一般A)における追加保険料に関する特約	227
(70) 団体扱特約(一般B)における追加保険料に関する特約	228
(71) 団体扱特約(一般C)における追加保険料に関する特約	230
(72) 団体扱特約における追加保険料に関する特約	231
(73) 団体扱特約(口座振替方式)における追加保険料に関する特約	232
(74) 集団扱特約(直接集金方式)	234
(75) 集団扱特約(口座振替方式)	236
(76) 集団扱特約(直接集金方式)における追加保険料に関する特約	238
(77) 集団扱特約(口座振替方式)における追加保険料に関する特約	240
(78) 新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)	241
ご契約のお手続きに関する特約・その他の特約	
(79) 全車両一括付保特約	243
(80) リースカーに関する特約	245
(81) 管理請負自家用自動車保険特約	246
(82) フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項	249
(83) 通信販売に関する特約	249
(84) 保険証券の発行に関する特約	251
(85) 共同保険に関する特約	252

● 目的別目次 ●

次のような場合はご案内のページをご覧ください。

自動車保険証券について

保険証券の見方を知りたい。



保険証券の見方

P9

保険の特徴としくみ

自動車保険の補償内容を
知りたい。



基本補償について

P13

特約の内容を知りたい。



その他の補償内容に
ついて（主な特約）

P22

割引制度を知りたい。



主な保険料の割引・
割増について

P41

自動車保険の等級制度を
知りたい。



無事故による割引・割
増（ノンフリート等級
別料率制度）について

P36

ご契約後にご注意いただきたいこと

クーリングオフについて知り
たい。



ご契約のお申込みの
撤回など（クーリング
オフ）について

P43

補償内容を変更するときの
手続を知りたい。



日新火災
テレfonサービス
センターについて

P34

車を買い替えたときの手續
を知りたい。



ご契約のお車を他の
お車に入れ替えられ
る場合

P34

車を譲渡するときの手續を
知りたい。



ご契約のお車を譲渡
される場合

P35

保険契約を解約したい。

ご契約の解約のお取扱いについて

P41

事故が発生した場合

事故が起きたらどうしたらいいのか知りたい。

事故が発生した場合は次の措置を

P32

事故が起きた場合の連絡先を知りたい。

弊社のご連絡先

P-i

保険金の請求に必要な書類を知りたい。

保険金のご請求に必要な書類などについて

P33

どのくらいで保険金が支払われるか知りたい。

保険金のお支払時期について

P33

ご提供している主なサービス

事故にあったときのサービスを知りたい。

事故にあわれたときのサービス

P27

車がトラブルにあったときのサービスを知りたい。

お車にトラブルが生じたときのサービス

P28

その他のサービスを知りたい。

その他カーライフ全般に関わるサービス

P31

* 特約名の略称・総称は次のとおりです。

略 称	ご 説 明
運転者年齢条件特約	「運転者の年齢条件に関する特約」の略称です。
交通弱者補償特約	「対人事故における歩行者等の傷害補償特約」の略称です。
対物超過修理費特約	「対物超過修理費補償特約」の略称です。
傷害車外危険補償特約	「人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約」の略称です。
傷害車外危険補償特約 (自転車搭乗中補償付)	「人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）」の略称です。
人身傷害就業中危険補償対象外特約	「人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約」の略称です。
人身傷害補償保険(定額払)	「人身傷害補償特約（定額払）」の略称です。
人身傷害(定額払)医療保険金2倍特約	「人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の2倍支払特約」の略称です。
人身傷害(定額払)医療保険金補償対象外特約	「人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金補償対象外特約」の略称です。
人身傷害(定額払)就業中危険補償対象外特約	「人身傷害補償特約（定額払）における従業員の就業中危険補償対象外特約」の略称です。
エコノミー	「車両損害の単独事故補償対象外特約」をセットした車両保険です。
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約」の略称です。
代車特約	「代車費用補償特約」の略称です。
アサンテ	「リサイクル部品使用特約」と「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」を合わせてセットした車両保険です。
車両免ゼロ特約	「車両保険の免責金額に関する特約」の略称です。
二輪盗難危険補償特約	「二輪自動車に関する盗難危険補償特約」の略称です。
弁護士費用特約	「被害事故弁護士費用等補償特約」の略称です。
継続手続き忘れサポート	「継続契約の取扱いに関する特約」の略称です。
初回即収特約	「追加保険料に関する保険料分割払特約」の略称です。
クレジットカード払特約 (携帯電話方式)	「クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）」の略称です。
契約内容変更(異動)キャッシュレス特約	「追加保険料の払込みに関する特約」の略称です。
ファミリーバイク特約	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）とファミリーバイク特約（人身傷害あり）の総称です。

【補償の重複に関するご注意】

以下の特約をセットされる場合で、記名被保険者やそのご家族が既に他の保険契約で以下の特約と同種の保険商品をご契約されているときは、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります（ご契約金額が無制限以外のときは、補償が重複していてもご契約金額が合算されて補償されます。）。お客様のニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の特約をセットされたご契約を解約されるときなどは、以下の特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

1	傷害車外危険補償特約 傷害車外危険補償特約 (自転車搭乗中補償付)	ご契約金額が無制限のご契約がある場合、ご契約のお車以外のお車に搭乗中や歩行中、または自転車に搭乗中の人身傷害事故およびご契約のお車に搭乗中以外の無保険車傷害事故についての補償が重複することがあります。
2	ファミリーバイク特約 (人身傷害なし) ファミリーバイク特約 (人身傷害あり)	ファミリーバイク特約の補償の対象となる原動機付自転車について、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険(実損払) [*] のご契約金額が無制限のご契約がある場合、補償が重複することがあります。 ※人身傷害補償保険(実損払)の重複は、ファミリーバイク特約(人身傷害あり)をセットされる場合に該当します。
3	弁護士費用特約	記名被保険者またはそのご家族が、弁護士費用特約をセットした自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約をセットされると補償が重複することがあります。
4	日常生活賠償責任補償特約	記名被保険者またはそのご家族が、既に他の保険商品等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。

1 自動車保険について

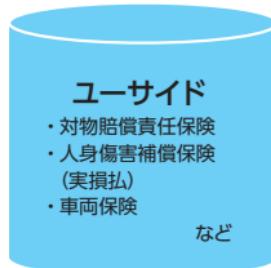
お車に関する保険は、法律^(*)で加入が義務付けられている強制保険である自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と、ご希望によりご加入いただく任意保険の2種類に分かれています。

弊社では任意保険として、「新総合自動車保険(ユーザサイド)」を販売しています。

〈対人賠償〉



〈対人賠償以外〉



(*) 原動機付自転車を含むすべての自動車は、自賠責保険（または自賠責共済）に加入せずに運行してはならないと自動車損害賠償保障法で義務付けられています。

2 保険証券の見方

※ご契約締結時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、専用ホームページ (<https://my.nisshinfir.co.jp/>) 上でご契約内容の確認を行うことができます。

<1枚目のうら>

自動車保険証券									
保険の種類	新規合自動車保険 ユーサイド			契約者区分	ノンフリート				
保険期間	平成26年10月	午後 4時から	午後 4時まで						
	平成27年10月	午後 4時まで	午後 4時まで	1年	間				
保険証券番号 1417359019 ※ご契約の証券は、2枚(計1枚)で構成されています。この頁は2/4枚です。									
ご契約のお車(被保険自動車)									
①	登録番号	日新 500 て 5050	車名	カーライフ			台車番号	CA2014-123456	
	型式	CARLIFE		登録車種	乗用車	自家用小型乗用車	料率クラス	車両:3 対人:3 対物:3 傷害:3	
	仕様	新古車(新規登録車)	排気量	L	初年度登録年月	25年10月	車検満了日		
	登録者	日新 太郎							
この保険はご契約のお車の使用目的(日常レジャー用、活動・通学用、業務用)にかかわらず、補償いたします。									
運転される方の範囲									
②	住所	東京都 千代田区 神田駿河台 2丁目 3			運転者の条件	2. 運転者本人・夫婦既往特約 3. 運転者年齢条件特約(35歳以上既定)			
	登録者名	日新 太郎			下記の条件をいずれも満たす方が運転中の事故を補償します。 (1) 日新太郎様またはその配偶者様 (2) 35歳以上の方				
	生年月日	昭和36年10月27日	免許の色	ゴールド	運転者の年齢	34歳以下	35歳以上		
	登録者名	日新 花子			① ご本人またはその配偶者	X	O		
	生年月日	昭和39年12月27日			② ①以外の方	X	X		
契約締結時にご登録いただいた是若年運転者の内容に基づいています。									
適用される割増引									
④	ご契約の特約	20等級(割引6.3%) 事故有償扱いなし (事故有償扱い適用期間0年)			その他	長期優良契約引 新車割引 ゴールド免許割引			
保険料									
⑤	払込回数	一時払	払込方法	カード払	払込期日	平成26年10月末日			
	保険料	57,000円							
56. 初回保険料の払込みに関する特約 58. クレジットカード払特約(携帯電話方式)									
お知らせ									
特約名の前に表示している番号は、同時に「ご契約のしり」の「特約一覧表」の番号です。インターネット特約を右読みいただきお客様は、インターネット上で「ご契約のしり」をご確認ください。インターネット特約をお持ちのお客さまは、保険証券ガイドをご利用ください。分かりやすく保険証券の見方をナビゲートします。 http://www.net-yukan.com									
↓ 点線で切り取り、免許証と一緒に持ちらださい。 切替時期: 平成26年10月1日 消費税込・仲介料込でご請求いただけます。 ▶ お問い合わせセンター サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474 までお電話を! ▶ お問い合わせ窓口(主な窓口) フリーダイヤル 0120-097-365 までお電話を! トライビングサポート24 ドライビングサポート24を無料でご利用いただけます。									
<small>取扱代理店 伸立人 日新火災インシュアランス (03) 5282-XXXX</small> <small>日新火災 相当窓口 本店事業部 営業第1課 (03) 5282-XXXX</small>									

① **ご契約のお車（被保険自動車）**
ご契約のお車の情報が表示されます。登録番号等の表示内容がご契約のお車と相違がないかご確認ください。

② **記名被保険者**
申込書に記載されたご契約のお車を主に使用（運転）される方（法人の場合はその法人）が記名被保険者として表示されます。なお、記名被保険者と保険契約者が同じ場合には、ご契約者と同じと表示されます。

記名被保険者は、被保険者（補償の対象となる方）の範囲などを決めるための重要な事項です。

③ **運転者の条件**
「運転者本人・夫婦限定特約」「運転者家族限定特約」または「運転者年齢条件特約」をセットし、補償される運転者の範囲を限定（運転者の限定、運転者年齢条件の設定）された場合は、ご契約時にお選びいただいた「運転者の範囲」や「運転者の年齢条件」と相違がないかご確認ください。

「運転者の範囲」や「運転者の年齢条件」を満たさない方が運転した場合の事故に関しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、「運転者本人・夫婦限定特約」、「運転者家族限定特約」または「運転者年齢条件特約」がセットされている場合に限定される運転者の範囲は下表のとおりです。

○：補償されます ×：補償されません

運転者	運転者本人・夫婦限定特約	運転者家族限定特約	運転者年齢条件特約 ^(注)
記名被保険者	① 記名被保険者 ○	○	
ご家族	② ①の配偶者 ○	○	↑ 年齢条件の対象となります。 ↓
	③ ①または②の同居の親族 ×	○	
	④ ①または②の別居の未婚のお子さま ×	○	↑ 年齢を問わず補償します。 ↓
	上記以外の方 ×	×	

(注) 記名被保険者が個人の場合を示しています。この場合において、①～③に該当する方が営む業務（家事を除きます。）に従事中の使用人も年齢条件の対象となります。

④ **ご契約の等級、その他（保険料の割引・割増等）**
お客様のご契約に適用される等級や割増引の名称が表示されます。等級や割増引の詳細につきましては、36ページおよび41ページをご参照ください。

⑤ **保険料の払込方法**
保険料（ご契約いただく保険の内容に応じて、保険契約者にお支払いいただく掛け金）とその払込方法が表示され、保険料を分割してお支払いいただく場合などは、1回分保険料や毎月の払込期日も表示されます。保険料の払込みにあたってご注意いただきたいことにつきましては、36ページをご参照ください。

＜2枚目のおもて＞

<2枚目のうら>

自動車保険種類		販売店番号	1417359019
※ご契約の豆書は、2枚（計4枚）で構成されています。この頁は4／4枚です。			
11	その他の補償		
3.6. 後退健廻・管理運営特約	○	記名被保険者が運転者は個人被保険者とその配偶者、友人・知人などの防護するお車（自家用走行車）をもれりになって使用・管理中の事故について、ご契約のお車にご契約内容に従い、対人賠償保険金、対物賠償保険金、無障害車両盗難保険金（運転中の被保険者を除くます。）、車両保険金をお支払いします。	
ファミリーバイク特約	×	記名被保険者、記名被保険者のご家族の被保険者に駐車料（徴引の原付駆け出資車を含みます。）による人身事故、対物事故および無限連座損害事故について、ご契約の車両の免責額を10%に従い、被保険者をお支払いします。なお、「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」については、人身高専車両についても、ご契約のお車のご契約内容に従い、保険金をお支払いします。	
4.0. 車両賃貸料・備品・移動費用 特約	×	ご契約の車両が受け取れなくなつた場合や修理料がかかる場合に、手当金を支給いたします。（1）車両賃貸料賃車・ホテル・旅館などに預けた車両を受け取れなくなる場合に支給する費用（1泊あたり2万円）（2）修理料賃車・修理料賃宿泊料・修理費用：車両修理からくる自宅、ご契約の車両の出発地または当直の修理場に移動するための費用（1泊あたり2万円を限度）	
4.1. 対障害賃用特約	○	被保険者が、自動車による交通事故（人身事故・財物事故）における場合、障害者登録（法ほう）の障害登録責任者を負担する方への賃用賃貸料を行なうときに玉じる費用のうち、運送士賃料、司法士賃料、訴訟費用など、法律相談を行う場合にかかる法律相談費用についてお支払いします。（1乗車につき賃用者1名あたり30万円を限度）	
上記のほか、ご契約にセットされている特約は以下のとおりです。			
4.9	車両保険の無過失事故に関する特約		
5.0	被保険自動車の入替に伴う割合割引特約		
5.1	家族内新規運転者の自動車保険特約		
5.2	賃雇契約の取扱いに関する特約		

⑥ 対人賠償責任保険

対人賠償責任保険（ご契約のお車を運転中の事故などにより、歩行者や自動車に搭乗中の方など他人を死亡またはケガをさせてしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額（補償限度額）が表示されます。対人賠償責任保険の詳細につきましては、13ページをご参照ください。

⑦ 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険（ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人のお車や家屋など他人の財物を壊してしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額（補償限度額）が表示されます。対物賠償責任保険の詳細につきましては、14ページをご参照ください。

⑧ 人身傷害補償保険（実損払）、人身傷害補償保険（定額払）

人身傷害補償保険（ご契約のお車の事故により、記名被保険者ご自身やご家族、同乗者が死亡またはケガをしてしまったときなどのための保険）の補償の有無や保険金額（補償限度額）が表示されます。人身傷害補償保険（実損払）、人身傷害補償保険（定額払）の詳細につきましては、15ページから18ページをご参照ください。

⑨ 無保険車傷害保険

無保険車傷害保険（無保険車との事故により、記名被保険者ご自身やご家族、同乗者が死亡または後遺障害が生じてしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額（補償限度額）が表示されます。無保険車傷害保険の詳細につきましては、19ページをご参照ください。

⑩ 車両保険

車両保険（衝突や接触など偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じてしまったときのための保険）の補償の有無や保険金額（補償限度額）が表示されます。車両保険の詳細につきましては、20ページをご参照ください。

⑪ 特約

ご契約にセットされている特約の有無が表示されます。主な特約の詳細につきましては、22ページ以降をご参照ください。

3 基本補償について

1
対人賠償
責任保険

2
対物賠償
責任保険

3
人身傷害補償
保険(実損払)

4
無保険車
傷害保険

5
車両保険

1. 相手の方にケガをさせてしまった！（対人賠償責任保険）

* 普通保険約款 第1章 賠償責任条項 48ページ

3

(1) 概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人（歩行者や自動車に搭乗中の方など）を死亡またはケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。

(2) お支払いする保険金

対人賠償保険金	被災者1名につき、法律上の損害賠償責任額について、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。
---------	--

例えば、以下のような相手の方の損害に対して保険金をお支払いします。

治療費	病院の治療費、入院費、投薬料、手術代、通院費など
看護費	付添看護人などの費用
休業損害	事故によるケガでお仕事を休まれた場合の収入の減少分
精神的損害 (慰謝料)	おケガによる精神的負担や苦痛に対する補償
費用保険金	実際に負担された次の費用について、対人賠償保険金と合わせてお支払いします。 ① 損害拡大防止費用保険金 ② 権利の保全行使手続費用保険金 ③ 緊急措置費用保険金 ④ 被保険者の示談交渉費用・協力義務費用保険金 ⑤ 爭訟費用保険金

(3) 保険金額

被災者1名についての保険金額は、下記のとおりです。

以下のすべての条件を満たす場合 ・記名被保険者が個人 ・ご契約のお車が自家用8車種 ・ノンフリート契約	「無制限」でお引受けします。
上記以外の場合	1,000万円以上2億円以内で1,000万円単位でお決めいただくことができます。なお、2億円を超える保険金額は、「無制限」でお引受けします。

(注1) 保険金は、法律上の損害賠償責任額について、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。

(注2) 自動車事故による被害者が複数いる場合、それぞれの被害者に対して被害者1名につき法律上の損害賠償責任額について保険証券記載の保険金額を限度に保険金をお支払いします。

(4) 被保険者（補償の対象となる方）

次のいずれかに該当する方が法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

① 記名被保険者

② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する方

ア. 記名被保険者のご家族

イ. 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理の方。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業者を除きます。

ウ. 記名被保険者の使用者（雇主、元請事業者など）。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

① ご契約者・被保険者の故意（ご契約者・被保険者がわざと起こした事故による相手の方への損害賠償）

② 次のいずれかに該当する方への損害賠償

ア. ご契約のお車を運転中の方の父母、配偶者またはお子さま
イ. 被保険者の父母、配偶者またはお子さま

③ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合

ア. 記名被保険者

イ. 被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

ウ. 被保険者がご契約のお車を被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）に使用されている場合は、その使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合で、記名被保険者がご契約のお車を使用しているときを除きます。

④ 台風、洪水、高潮、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害

⑤ ご契約のお車を競技、曲技または試験などのために使用中に生じた損害

2. 相手の方のお車や物を壊してしまった！（対物賠償責任保険）

* 普通保険約款 第1章 賠償責任条項 48ページ

(1) 概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の財物（他人のお車、家屋など）を壊し、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

(2) お支払いする保険金

対物賠償保険金	1 事故につき、法律上の損害賠償責任額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額について、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。
---------	---

例えば、以下のような相手の方の損害に対して保険金をお支払いします。

修理費	相手の方のお車の修理費（部品代、工賃）
代車費用	相手の方のお車を修理中の代車費用（レンタカ一代など）

費用保険金	実際に負担された費用について、対物賠償保険金と合わせてお支払いします。お支払いする費用保険金の種類は「原因者負担金費用保険金」のほかは対人賠償責任保険と同じです。詳細につきましては、13ページをご参照ください。
-------	---

(3) 保険金額

1事故についての保険金額は、下記のとおりです。

20万円以上100万円以内の場合	10万円単位でお引受けします。
100万円を超えて1億円以内の場合	100万円単位でお引受けします。
1億円を超える場合	「無制限」でお引受けします。

(注1) 保険金額が10億円を超える場合であっても、ご契約のお車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩を原因とする事故、航空機の損壊などのときは、10億円がお支払いの限度額となります。

(注2) 保険金は、法律上の損害賠償責任額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額について、保険証券記載の保険金額を限度に保険金をお支払いします。

(4) 被保険者（補償の対象となる方）

対人賠償責任保険と同じです。詳細につきましては、14ページをご参照ください。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① ご契約者・被保険者の故意（ご契約者・被保険者がわざと起こした事故による相手の方への損害賠償）
- ② 記名被保険者ご自身の所有物の損害
- ③ 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合
 - ア. 記名被保険者
 - イ. ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
 - ウ. 被保険者、その父母、配偶者またはお子さま
 - ④ 台風、洪水、高潮、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
 - ⑤ ご契約のお車を競技、曲技または試験などのために使用中に生じた損害

3. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった!-その1(人身傷害補償保険(実損払))

*普通保険約款 第2章 人身傷害補償条項 54ページ

(1) 概要

ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方がお亡くなりになった場合やケガをされた場合に保険金をお支払いします。

なお、「傷害車外危険補償特約」または「傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)」をセットされたご契約については、記名被保険者やそのご家族が、他のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故によりお亡くなりになった場合やケガをされた場合にも保険金をお支払いします。

記名被保険者が法人のご契約で、人身傷害補償保険(実損払)

に「人身傷害・無保険車傷害における個人被保険者の設定に関する特約」を合わせてセットした場合で、個人被保険者を設定したときは、傷害車外危険補償特約が自動的にセットされます（個人被保険者とそのご家族が、他のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故も補償します。）。

(2) お支払いする保険金

人身傷害補償 保険金	<p>普通保険約款（人身傷害補償条項損害額算定基準など）に従って弊社が認定した損害額に対して、被保険者（補償の対象となる方）1名につき保険証券記載の保険金額を限度^(*1)にお支払いします。</p> <p>なお、労災制度から給付される額がある場合は、その金額を差し引いて保険金をお支払いします。また、ケガの治療を受けられる場合は、公的制度（国民健康保険、社会保険など）のご利用をお願いします。</p>
---------------	--

(* 1) 被保険者（補償の対象となる方）に、保険金のお支払いの対象となる事故により普通保険約款で定める重度後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険証券記載の保険金額の2倍を限度に人身傷害補償保険金をお支払いします。

例えば、以下のような損害に対して保険金をお支払いします。

治療費	病院の治療費、入院費、投薬料、手術代、通院費など
看護費	付添看護人などの費用
休業損害	事故によるケガでお仕事を休まれた場合の収入の減少分
精神的損害	おケガによる精神的負担や苦痛に対する補償
その他	逸失利益 ^(*2) 、将来の介護料、葬儀費など

(* 2) 「逸失利益」とは、被保険者に後遺障害が生じ労働能力を喪失したことによって、またはお亡くなりになったことによって失った将来の収入（当然得られたであろう将来の収入）をいいます。

費用保険金	実際に負担された次の費用について人身傷害補償保険金と合わせてお支払いします。 ① 損害拡大防止費用保険金 ② 権利の保全行使手続費用保険金
-------	---

(3) 人身傷害補償保険の種類

人身傷害補償保険には、「基本補償タイプ」と「車外事故補償タイプ」の2種類があります。

	被保険者（補償の対象となる方）と 事故例 補償の種類	ご契約のお車に搭乗中の方
		ご契約のお車に搭乗中の事故
基本補償 タイプ	人身傷害補償保険 (実損払)	人身傷害補償保険 (実損払)
車外事故 補償 タイプ ^(*3)	傷害車外危険補償 特約	人身傷害補償保険 (実損払)
	傷害車外危険補償 特約 (自転車搭乗 中補償付)	人身傷害補償保険 (実損払)

	被保険者(補償の対象となる方)と事故例 補償の種類	記名被保険者やそのご家族 他のお車に搭乗中の事故 ^(*4) 歩行中や自転車に搭乗中の自動車事故	自転車 ^(*5) に搭乗中の事故(自動車事故以外)
基本補償タイプ	人身傷害補償保険(実損扱)		
車外事故補償タイプ ^(*3)	傷害車外危険補償特約	傷害車外危険補償特約	
	傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)		傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)

(* 3) 「車外事故補償タイプ」とは「傷害車外危険補償特約」または「傷害車外危険補償特約(自転車搭乗中補償付)」をセットした契約のことをいいます。

(* 4) 「他のお車に搭乗中の事故」であっても、次のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者(補償の対象となる方)が使用者(雇主、元請事業者など)の業務(家事を除きます。)のために、その使用者が所有するお車を運転している場合
- ② 記名被保険者やそのご家族が所有されるお車または主として使用されるお車に搭乗している場合

(* 5) 道路交通法第2条第1項第11号の2に定める自転車をいいます。幼児用の三輪車や身体障害者用車いすは自転車には含まれません。

(4) 保険金額

被保険者1名あたりの保険金額は、下表をご参考に、被保険者となられる方の年齢、収入、家族構成などを考慮され、3,000万円以上1,000万円単位でお決めください。なお、所定の重度後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

また、バス以外のお車については、2億円を超える保険金額は、「無制限」でお引受けします。

お亡くなりになった場合のご契約金額の目安^(*6)(有職者平均)

年齢	被扶養者	男子	女子
25歳	2名	8,000万円	6,000万円
	なし	7,000万円	5,000万円
35歳	2名	8,000万円	6,000万円
	なし	6,000万円	5,000万円
45歳	2名	8,000万円	6,000万円
	なし	6,000万円	5,000万円
55歳	2名	6,000万円	5,000万円
	なし	5,000万円	4,000万円

(* 6) 人身傷害補償条項損害額算定基準(84ページ)に基づく、弊社試算値

(5) 被保険者(補償の対象となる方)

基本補償タイプ	ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 ^(*7) に搭乗中の方
車外事故補償タイプ	次のいずれかに該当する方がお亡くなりになった場合またはケガをされた場合に保険金をお支払いします。 ① 記名被保険者とそのご家族 ② 上記①以外の方で、ご契約のお車の正規

の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

③ 上記①および②以外の方で、ご契約のお車の保有者または運転者の方。ただし、これらの方が、ご契約のお車の運行を原因とする事故（ご契約のお車にはねられてケガをされた場合など）などによりお亡くなりになった損害またはケガをされた損害に対して、自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

（＊7）隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。

（6）保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者などの故意または重大な過失（被保険者または保険金を受け取るべき方がわざと起こした事故による、そのご本人について生じた損害）
- ② 被保険者の飲酒運転中の事故によって、そのご本人について生じた損害
- ③ 無免許運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって、そのご本人について生じた損害
- ④ ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないで搭乗中に生じた損害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、そのご本人について生じた損害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ⑦ ご契約のお車を競技、曲技または試験などのために使用中に生じた損害

（7）その他（「人身傷害補償保険（定額払）」との違い）

ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方がお亡くなりになった場合やケガをされた場合に保険金をお支払いする保険として、「人身傷害補償保険（実損払）」とは別に「人身傷害補償保険（定額払）」があります。

両者は保険金のお支払いの対象となる事故は同じですが、保険金のお支払方法が次のとおり異なります。

＜比較：お支払いする保険金＞

■人身傷害補償保険（実損払）

普通保険約款（人身傷害補償条項損害額算定基準など）に従い、弊社が認定した損害額をお支払いします。

死亡	葬儀費、逸失利益、精神的損害などの合計額
後遺障害	逸失利益、精神的損害、介護が必要な場合の介護費用などの合計額
ケガ	治療費、休業損害、精神的損害などの合計額

■人身傷害補償保険（定額払）

保険証券記載の保険金額に基づき、ケガの部位・症状などに応じた一定額をお支払いします。

死亡	保険証券記載の保険金額
後遺障害	保険証券記載の保険金額 × 後遺障害等級別保険金支払割合
ケガ	● 入院・通院日数が2日以内の場合は1万円 ● 入院・通院日数が3日以上の場合は定額の医療保険金

4. ご契約のお車に搭乗中の方がケガをしてしまった!-その2(無保険車傷害保険)

*普通保険約款 第3章 無保険車傷害条項 59ページ

3

(1) 概要

ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が自動車との事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車^(*)1)などで十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。

なお、「傷害車外危険補償特約」または「傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）」をセットされたご契約については、記名被保険者やそのご家族が、他のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車などで十分な補償を受けられないときにも保険金をお支払いします。

(*)1) 「無保険車」とは、「対人賠償責任保険などがセットされていないお車」、「対人賠償責任保険などがセットされていても、その保険金額が十分でないお車」、「当て逃げなどで相手自動車がわからないお車」などをいいます。

(2) お支払いする保険金

無保険車傷害 保険金	被保険者（補償の対象となる方）1名につき、相手の方が負担すべき法律上の損害賠償額から無保険車などの自賠責保険により支払われる金額などを差し引いた額について、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。
費用保険金	実際に負担された次の費用について、無保険車傷害保険金と合わせてお支払いします。 ① 損害拡大防止費用保険金 ② 権利の保全行使手続費用保険金

(3) 保険金額

被保険者1名についての保険金額は、対人賠償責任保険の保険金額と同額です。

(4) 被保険者（補償の対象となる方）

基本補償タイプ	ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 ^(*)3) に搭乗中の方
車外事故補償 タイプ ^(*)2)	次のいずれかに該当する方がお亡くなりになった場合またはケガをされた場合に保険金をお支払いします。 ① 記名被保険者とそのご家族 ② 上記①以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(*)2) 「車外事故補償タイプ」とは「傷害車外危険補償特約」または「傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）」をセットした契約のことをいいます。

(*)3) 隣壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

① 被保険者などの故意または重大な過失（被保険者または保険金を受け取るべき方がわざと起こした事故による、そのご本人について生じた損害）

- ② 被保険者の飲酒運転中の事故によって、そのご本人について生じた損害
- ③ 無免許運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって、そのご本人について生じた損害
- ④ ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないで搭乗中に生じた損害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、そのご本人について生じた損害
- ⑥ 台風、洪水、高潮、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、地震、噴火、地震または噴火による津波、核燃料物質などによって生じた損害
- ⑦ ご契約のお車を競技、曲技または試験などのために使用中に生じた損害

5. ご自身のお車を壊してしまった! (車両保険)

*普通保険約款 第4章 車両条項 63ページ

(1) 概要

衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

(2) お支払いする保険金

車両保険金	損害額（修理費など）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額について、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。ただし、全損 ^(*1) の場合は、免責金額（自己負担額）を差し引かずにお支払いします。
-------	--

(*1) 「全損」とは、ご契約のお車が修理できない場合、または修理費が保険証券記載の保険金額以上となる場合をいいます。なお、ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。

例えば、以下のような損害に対して保険金をお支払いします。

修理費	お車本体の修理費（部品代、工賃）付属品（カーナビゲーションシステム・ETC車載器など）の修理費など
運搬・引取費用	車両事故によりお客様のお車が自力で走行できない場合、事故発生地の最寄りの修理工場または被保険者（補償の対象となる方）のご自宅の最寄りの修理工場まで運搬するために必要な費用
全損時諸費用 保険金	ご契約のお車が全損となる場合に、保険金額の10%（20万円を限度）を車両保険金と合わせてお支払いします。
費用保険金	実際に負担された次の費用について車両保険金と合わせてお支払いします。 ① 損害拡大防止費用保険金 ② 権利の保全行使手続費用保険金 ③ 運搬・引取費用保険金 ^(*2) ④ 盗難引取費用保険金 ^(*2) ⑤ 共同海損分担費用保険金

(*2) 「運搬・引取費用保険金」および「盗難引取費用保険金」は、1回の事故につき、それぞれ「10万円」または「保険金額の10%」のいずれか高い額を限度にお支払いします。

(3) 車両保険の種類

車両保険には、一般条件とエコノミーの2種類があります。

○：補償されます ×：補償されません

事故の形態	火 台 な	災 風 ど	落 書 いたずら	盜 (*3)	衝突・接触			転 墜 転 落	覆 (単独事故)
	飛来中の物 落下中の物	車・バイク	自転車		電柱	建 物	電 柱	建 物	
車両保険 の種類									
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エコノミー	○	○	○	○	○	○	×	×	×

(* 3) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合の盗難事故については、保険金をお支払いできません。ただし、自家用二輪自動車について二輪盗難危険補償特約をセットされた場合は、補償の対象となります。

(4) 保険金額

ご契約のお車の用途車種、車名、型式、形状、仕様および初度登録(検査)年月によりご契約時点のお車の価額を保険金額として設定します。事故時には、保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、保険期間が1年超のご契約の場合の保険金額の設定につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(5) 被保険者（補償の対象となる方）

ご契約のお車の所有者となります。

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① ご契約者・被保険者などの故意または重大な過失（ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方がわざと起こした事故によって生じた損害）
- ② 飲酒運転中の事故によって生じた損害
- ③ 無免許運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって生じた損害
- ④ タイヤまたはご契約のお車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。）されていない付属品に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合やタイヤ・その付属品の火災またはタイヤの盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ ご契約のお車から取り外された部分品などの損害（ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に生じた損害）
- ⑥ 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ⑦ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧ ご契約のお車が航空機またはフェリー・ボート以外の船舶によって輸送されている間に生じた損害
- ⑨ ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗や故障損害
- ⑩ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害、戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ⑫ ご契約のお車を競技、曲技または試験などのために使用中に生じた損害
- ⑬ ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合に、ご契約のお車について盗難によって生じた損害。ただし、自家用二輪自動車について二輪盗難危険補償特約をセットされた場合を除きます。

4 その他の補償内容について(主な特約)

1. 自動的にセットされる主な特約

特約名称	特約の概要
他車使用・管理 危険補償特約 － 161 ページ	<p>記名被保険者やそのご家族が、他人の所有するお車をお借りになって使用または管理中の対人事故、対物事故および無保険車傷害事故ならびに車両事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 駐車中に生じた盗難やいたずらなど「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。</p> <p>(注2) ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない間に、その代わりとして借りたお車を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転中の場合は、補償の対象となります。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で、ご契約のお車が自家用8車種のとき。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。</p>
他車使用・管理 危険補償特約 (二輪・原付) － 165 ページ	<p>記名被保険者やそのご家族が、他人の所有する二輪自動車または原動機付自転車をお借りになって使用または管理中の対人事故、対物事故および無保険車傷害事故ならびに車両事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 駐車中に生じたいたずらなど「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象なりませんので、ご注意ください。</p> <p>(注2) ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない間に、その代わりとして借りたお車を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転中の場合は、補償の対象となります。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車のとき。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。</p>
臨時代替自動 車補償特約 － 183 ページ	<p>ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない間に、その代わりとして借りたお車による対人事故、対物事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故および車両事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>記名被保険者が法人の場合、記名被保険者が個人かつフリート契約の場合またはリースカーに関する特約をセットされた場合</p>

<p>被保険自動車の入替における自動補償特約 – 194ページ</p>	<p>ご契約のお車を廃車、譲渡またはリース会社に返還された後、その代わりとして新たに取得された同一の用途車種のお車について入替のお手続きをお忘れになった場合でも、取得された日の翌日から30日以内に入替のお手続きをお取りいただければ、その間の事故について、入替自動車をご契約のお車とみなして保険金をお支払いします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ご契約のお車の所有者が個人の場合またはノンフリート契約の場合</p>
<p>家族内新規運転者の自動補償特約 – 196ページ</p>	<p>保険期間の中途で、ご契約のお車を運転するご家族に変更（運転者の年齢条件を満たさないお子さまが初めて運転免許を取得されたり、限定運転者に該当しない別居の父母が同居することになったりしたなど）があり、年齢条件や限定条件の変更のお手続きを忘れてしまった状態で事故を起こされた場合であっても、所定の条件を満たすときは、変更後の条件に基づき保険金をお支払いします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>記名被保険者が個人の場合で、運転者年齢条件特約または運転者本人・夫婦限定特約をセットされたノンフリート契約のとき。</p>
<p>継続契約の取扱いに関する特約（継続手続き忘れサポート） – 197ページ</p>	<p>ご契約の満期後、継続契約（翌年のご契約）のお手続きをお取りになれなかった場合であっても、所定の条件を満たすときに限り、前年のご契約の満期日の翌日から数えて30日以内に継続契約のお手続きをお取りいただければ、その間の事故について、前年のご契約と同条件の内容でご契約が継続されたものとして保険金をお支払いします。</p> <p>自動セットの条件</p> <p>ノンフリート契約の場合</p>

2. ご希望によりセットすることができる主な特約

下記の特約のセット条件の詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

(1) 相手の方への補償に関する特約

特約名称	特約の概要
<p>交通弱者補償特約 – 105ページ</p>	<p>対人賠償事故により、歩行者や自転車に搭乗中の方などを死亡または入院させてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象となる相手の方の過失割合部分^(*1)について保険金をお支払いします^(*2)（1事故・傷害被保険者1名につき2億円を限度）。</p>
<p>対物超過修理費特約 – 122ページ</p>	<p>対物賠償責任保険で補償する相手の方のお車の時価（法律上の損害賠償責任額の上限）を超えた修理費に、お客様の過失割合を乗じた額について保険金をお支払いします（1事故・相手自動車1台につき50万円を限度）。</p>

日常生活賠償責任補償特約 - 188 ページ	記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、相手の方を死傷させたり、相手の方の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします（1事故につき2億円を限度）。
---------------------------	--

- (*) 1) お支払額は、損害額から賠償義務者（お客さまの側）の過失（責任）割合分を差し引いて算出します。なお、損害額は、特約に記載された損害額算定基準に基づき弊社で算定しますので、示談や判決などで確定した損害額と異なる場合があります。
- (*) 2) この特約の保険金を請求する権利は相手の方がお持ちになりますので、相手の方から請求があった場合はお客さまの意思で支払を拒否することはできません。

(2) ご契約のお車の補償に関する特約

特約名称	特約の概要
代車特約 - 147 ページ	車両事故により損傷したご契約のお車を修理している間やご契約のお車が盗難された場合に、レンタカーなど代車のご利用にかかった費用を実費でお支払いします。また、代車の利用が困難な場合は、鉄道、バスなどの利用による費用をお支払いします（1日につきご契約時に設定した支払限度日額を限度、かつ、支払日数は30日を限度）。
車両新価保険特約 - 149 ページ	新車として購入されたお車が、盗難以外の事故により次のいずれかに該当する損傷を受け、事故日の翌日から数えて6か月以内に代わりとなるお車を取得されたか、またはご契約のお車を修理された場合に、新価 ^(*)3) を限度に保険金をお支払いします。また、買替えの場合は、再取得時諸費用保険金（新価の10%、20万円を限度）もお支払いします ^(*)4) 。 ① お車が修理できないとき。 ② 修理費が新価の50%以上 ^(*)5) となるとき。 ③ 修理費がご契約時点のお車の価額以上となるとき。
リサイクル部品使用特約 <アサンテ> - 152 ページ	ご契約のお車が事故によって損傷した場合に、新品部品ではなくリサイクル部品を使って修理 ^(*)6) していただくことにより、車両保険料を5%割り引くことができます。
指定修理工場入庫条件付車両保険特約 <アサンテ> - 153 ページ	ご契約のお車が事故によって損傷した場合に、弊社が指定する修理工場（指定修理工場）へ入庫し、修理していただくこと ^(*)7) により、車両保険料を5%割り引くことができます。
地震・噴火・津波車両全損一時金特約 ^(*)8) - 141 ページ	地震、噴火もしくはこれらによる津波もしくはこれらに随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱によってご契約のお車に損害が生じ、「全損 ^(*)9) 」となった場合、車両保険の保険金額にかかわらず、1回の事故につき50万円（車両保険の保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額を限度とします。）を記名被保険者にお支払いします ^(*)10) 。
二輪盗難危険補償特約 - 158 ページ	エンジンキーおよびホイールロックにより施錠中の自家用二輪自動車の盗難事故について、保険金をお支払いします ^(*)11) 。

- (* 3) 「新価」とは、ご契約時にあらかじめお決めいただいた新車価格をいいます。
- (* 4) ご契約のお車が修理できない場合に代わりとなるお車を取得されないときや、ご契約のお車が盗難された場合などは、新価ではなく保険金額（ご契約時にあらかじめお決めいただいたご契約のお車の時価をいいます。）をお支払いします。
- (* 5) ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。
- (* 6) 所定の期間内にリサイクル部品が手に入らない場合は、新品部品で修理することができます。
- (* 7) 指定修理工場以外で修理された場合またはご契約のお車を修理されない場合は、車両保険金を10%減額してお支払いします。ただし、指定修理工場で修理されない相当の理由があり、弊社がこれを認めた場合は、減額せずに支払いします。
- (* 8) 自家用乗用車、自家用貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）、営業用乗用車、営業用貨物車、自家用バス、営業用バス、ダンプカーおよび砂利類運送用普通貨物車の一般条件の車両保険にセットすることができます。
- (* 9) この特約において「全損」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、下表中の「著しい損傷」とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態により、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

①	次の条件をすべて満たす場合 ・ルーフの著しい損傷 ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
②	次の条件をすべて満たす場合 ・2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・座席の著しい損傷
③	次のいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 ・前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ・後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷 ・前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷 ・後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
④	次のいずれかの場合 ・原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 ・電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

⑤	流失または埋没し発見されなかった場合
⑥	運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦	全焼した場合
⑧	①から⑦までのほか、損傷を修理できない場合で廃車を行ったとき。

- (* 10) 本特約により保険金をお支払いした場合であっても、被保険自動車について所有者が有する所有権その他の物権については弊社に移転しません。
- (* 11) パーツのみの盗難に伴う損害や盗難未遂に伴う損害については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。

(3) その他の補償に関する特約

特約名称	特約の概要
ファミリーバイク特約(人身傷害なし) － 169、172 ページ	記名被保険者、記名被保険者のご家族の原動機付自転車 ^(*12) による対人事故、対物事故および無保険車傷害事故について、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。なお、「ファミリーバイク特約（人身傷害あり）」については、人身傷害事故についても、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。
事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約 － 175 ページ	ご契約のお車が事故によって損傷し自力走行できなくなった場合 ^(*13) または被保険者（補償の対象となる方）が自動車事故によってお亡くなりになった場合や入院された場合に生じた次の費用について保険金をお支払いします。 ① 事故時宿泊費用 ホテル、旅館などに臨時に宿泊された場合の1泊分の宿泊費用（1事故につき被保険者1名あたり1万円を限度） ② 事故時帰宅・移動費用 事故発生地からご自宅、ご契約のお車の出発地または当面の目的地に移動するための費用（1事故につき被保険者1名あたり2万円を限度）
弁護士費用特約 － 179 ページ	被保険者（補償の対象となる方）が、自動車による被害事故（人身事故・物損事故）にあわれた場合で、賠償義務者（法律上の損害賠償責任を負担する方）への損害賠償請求を行うときに生じる費用のうち、弊社の同意を得て支出される次の費用について保険金をお支払いします（1事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度）。 ① 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用など ② 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合にかかった法律相談費用（法律相談の対価として支払われるべき費用をいいます。）

- (* 12) 借りた原動機付自転車を含みます。
- (* 13) 盗難により使用できない場合および法令により走行が禁じられている場合を含みます。

5 ご提供している主なサービス

1. 事故にあわれたときのサービス

事故のご連絡・ご相談

万一事故が発生しましたら、サービス24にご連絡ください。お客様からの事故受付および事故相談などを24時間・365日行っています。

携帯電話・PHSからもフリーダイヤルをご利用いただけます。専門のスタッフが迅速かつ丁寧に対応します。

お車の事故は
サービス24

にご連絡！！
(受付時間) 夜間でも休日でも！ 24時間・365日受付

(事故のご連絡・ご相談専用ダイヤル)
フリーダイヤル 0120-25-7474

携帯電話・PHSからもOK！

夜間・休日初期対応サービス

安心初期対応センターでは、平日夜間（17:00以降）や休日（土日・祝日、夜間を含みます。）に受け付けた自動車事故について、翌営業日を待たずに安心初期対応センターにて専門のスタッフが、迅速かつ丁寧に相手の方へのご連絡や修理工場、病院とのお打合せ、代車の手配などの初期対応を行います。

※19:30以降に受け付けた自動車事故については、お客様からご要請いただいた場合などに初期対応を行います。

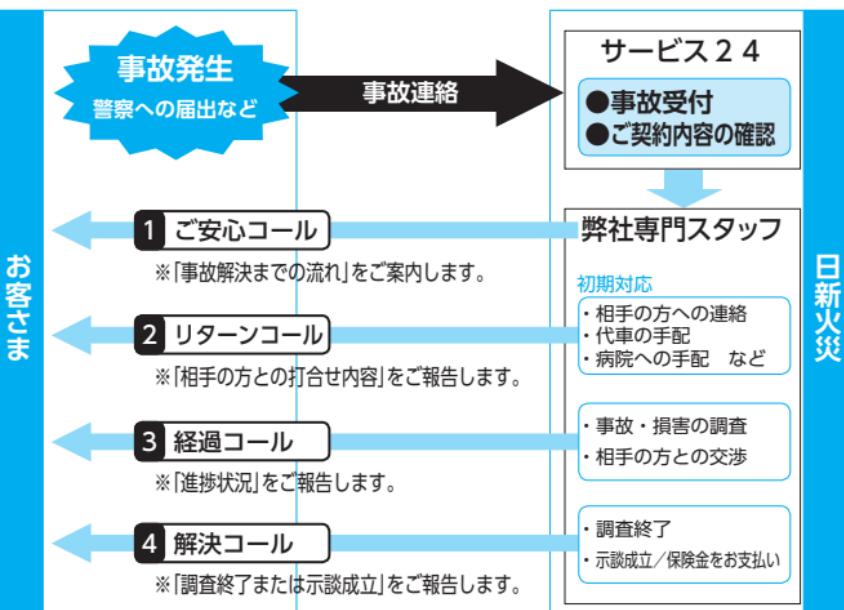
※夜間・休日明けには、各損害サービス拠点にて事故解決まで対応します。

夜間・休日の事故の初期対応は

安心初期対応センター フリーダイヤル **0120-24-9925**
にご連絡！！ 携帯電話・PHSからもOK！

ご安心4コールサービス

「ご安心4コール」とは、事故受付から事故解決までの間に弊社の損害サービス担当者から直接、お客様に電話で行うサービスです。



入院事故ワイックサービス

対人事故または人身傷害事故について、対人事故の相手の方または人身傷害事故の被保険者（補償の対象となる方）が入院された場合、お客さまとお打合せのうえ、お客さまと相手の方または被保険者（補償の対象となる方）と面談し今後のアドバイスなどを行い、お客さまに安心感をお届けします。

※年末年始、ゴールデンウィークなどは、若干遅れることがあります。

被害事故相談サービス

人身事故または物損事故が発生した場合、お客さまに法律上の損害賠償責任が発生しないことにより、弊社が示談交渉サービスを提供できないときは、弁護士費用特約をセットされたご契約のお客さまを対象として被害事故相談サービスを行います。

主なサービス

- (1) 事故状況やご契約のお車の損害状況などの事実確認（ご安心コール）
 - (2) ご契約者または被保険者のご要望、ご意向を相手の方にご連絡
 - (3) 相手の方が主張される事故状況、過失認識などのご確認
 - (4) 相手の方との応答内容などをお客さまにご連絡（リターンコール）
 - (5) 弊社の過失判断、保険金支払可否をお客さまにご連絡
 - (6) 相手の方との交渉の段取りなどをお客さまへアドバイス
- ※お客さまのご要望に応じて、弊社顧問弁護士のご紹介や弁護士相談のご案内を行います。
- ※被害事故相談サービスでは、相手の方に対する請求交渉などの交渉を行うサービスは提供できません。

2. お車にトラブルが生じたときのサービス

ドライビングサポート24

事故・故障を問わずお車のトラブルが発生しましたらドライビングサポート24にて、お客さまからのご相談およびロードサービスの手配を24時間・365日体制で行っています。次のいずれかに該当するご契約の場合、無料でロードサービスをご利用いただけます。

- (1) 人身傷害補償保険（実損扱）がセットされたご契約車両
- (2) 「アサンテ」のご契約車両
- (3) フリートのご契約車両
- (4) 二輪盗難危険補償特約がセットされたご契約車両

※専用フリーダイヤル以外でお客さまご自身が手配された場合は、無料サービスの対象となりませんのでご注意ください。また、原則として、運転者ご自身からのご連絡とさせていただきます。

※サービスの対象となるお車は、新総合自動車保険（ユーサイド）をご契約いただいた車両であり、他車使用・管理危険補償特約または他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）における「借りたお車」やファミリーバイク特約における「原動機付自転車」などは対象なりません。

無料サービスの内容	
① キー閉じこみ時の解錠サービス	ヘルパー工具を使用し、解錠を行います。 ※盗難防止装置などにより、ヘルパー工具による解錠が困難な車両の解錠にかかる費用は、お客様のご負担となります。
② バッテリー上がり時のジャンピングサービス	バッテリー上がりの際、ケーブルをつないでスタートさせます。 ※バッテリー充電費用および取替費用は、お客様のご負担となります。
③ 高速／有料道路上でのガス欠時給油サービス	燃料を10リットルまで無料で給油します。 ※高速／有料道路上以外では、ガス欠時給油サービスは有料となります。
④ パンク時のスペアタイヤ交換サービス	お客様の車両に搭載されているスペアタイヤへの交換を行います（二輪自動車、原動機付自転車などは、搬送サービスとなります。） ※タイヤ補修剤による応急処置の場合やスペアタイヤをお持ちでない場合のタイヤ購入費用、タイヤ交換費用などは、お客様のご負担となります。また、レスキュー業者によるタイヤの代理購入などは行いません。
⑤ 引上げ・引下ろしサービス	落差1m以内の落輪時の引上げや段差1m以内の路肩・縁石などへの乗上げ時の引下ろしを行います（タイヤ1本のみの落輪等の場合に限定となります。） ※タイヤ2本以上の作業はタイヤ1本目の料金からお客様のご負担となります。また、転落、横転、建物などへの衝突などの場合の作業費用についても、お客様のご負担となります。
⑥ ^{けん} 牽引・搬送サービス	事故・故障で自力走行が不能になった場合、牽引または積載車による搬送を行います。 ※無料で牽引・搬送を行う距離は、100km以内の工場までとさせていただきます（原則、レスキュー業者指定の最寄りの工場までとなります。） ※お客様が指定する場所への牽引・搬送後、別の場所への再度の牽引・搬送を依頼された場合のすべての料金は、お客様のご負担となります。 ※夜間など、牽引・搬送先がなく、一時預かり（または有料駐車場での駐車など）が必要な場合の料金は、お客様のご負担となります。 ※長距離搬送となる場合は、当日の牽引・搬送ができるときがあります。その場合には、レスキュー業者により保管後、後日の牽引・搬送を実施いたします。 ※お客様のご希望により、高速／有料道路をご利用した場合やカーフェリー等をご利用した場合の料金は、お客様のご負担となります。
⑦ その他	①～⑥に付随する現場対応が可能な30分以内の作業を行います。 (例) エアー抜き ※各種部品代が必要な場合の部品代金実費は、お客様のご負担となります。

J A Fへのお取次ぎ

J A F会員のお客さままでJ A Fでの出動をご了承いただいた場合は、J A Fへお取次ぎいたします。なお、⑥のサービス（牽引・搬送）については、「最寄りの工場まで距離を問わず」牽引・搬送させていただきます。ただし、お客様のご希望する工場までの搬送の場合は、J A F会員無料範囲を除き、100kmまでが無料サービスとなります。

お車に関するさまざまなトラブルは (お車のトラブルに関するご連絡専用ダイヤル)

ドライビングサポート24 専用フリーダイヤル 0120-097-365

無料ロードサービスでサポート!! 携帯電話・PHSからもOK!

(受付時間) 夜間でも休日でも! 24時間・365日受付

事故の場合、まず27ページの「サービス24」0120-25-7474にご連絡をお願いいたします。

(事故受付後、ドライビングサポート24に転送いたします。)

耳や言葉の不自由なお客様は、「日新火災モバイルサイト」より電子メールでご連絡いただくことができます。

「日新火災モバイルサイト」は、日新火災ホームページまたはお手元の保険証券の「モバイルサイトのご案内」にてご確認ください。

—ドライビングサポート24の注意事項—

<無料サービスの対象とならない場合>

- ① 道路以外の場所(砂浜や河原など)およびレース・ラリーを目的とするなど、通常のお車の走行に不適な場所での事故・故障(駐車場内の事故・故障は無料サービスの対象となります。)
- ② ドライビングサポート24の対象外エリア(一部の離島や日本国外など)での事故・故障
- ③ 車両メーカーが発行するマニュアルなどに表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えての使用による事故・故障
- ④ 運転者・同乗者・車両所有者の故意による事故・故障
- ⑤ 地震・噴火・津波などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使による事故・故障
- ⑥ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、薬物使用など法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障(有料サービスの提供も行いません。)
- ⑦ 航空機・船舶による輸送期間中の事故・故障
- ⑧ 既に無料サービスの所定のご利用回数を超えている場合
- ⑨ 専用フリーダイヤルを経由せずに業者を手配された場合
- ⑩ 特定の業者の出動を依頼された場合
- ⑪ キーの紛失
- ⑫ 車検切れまたは自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)契約切れの車両
- ⑬ 廃車を目的とした牽引・搬送、ご契約車両の事故・故障に起因しない車両の牽引・搬送

<ご利用になる際のご注意>

下記について、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

- ① サービスをご利用になる際は、理由の如何を問わず専用フリーダイヤル(GPSアクセスを含みます。)または「サービス24」にご連絡いただくことが条件になります。これらを経由せずに、お客様ご自身または第三者が手配された場合は、無料サービスの対象にはなりません。

- ② 交通事情により、現場への到着まで、お時間がかかる場合があります。出動業者より、事前にご案内させていただきます。
- ③ 通行禁止や積雪・水害などで、一般の車両が通行できない場所へは出動できない場合があります。
- ④ 営業貨物車などの大型車両の事故・故障時には、乗用車に比べ出動までにお時間がかかる場合があります。
- ⑤ 作業にあたっては、作業内容の事前確認や解錠作業時の本人確認を目的として、お客様ご本人の立会いを基本とさせていただきます。
- ⑥ 電気自動車（EV）の電欠状態への救援作業については、充電ステーション等までの搬送作業による対応となります（普通車のガス欠対応と同様にご利用回数に含めます。）。

<利用回数規定>

- ① ドライビングサポート24を無料でご利用いただけるお客様のご利用回数は、「バッテリー上がり時のジャンピングサービス」および「高速／有料道路上でのガス欠時給油サービス」に限り、ご契約期間中（長期契約の場合には保険年度中）に2回まで（3回目以降は有料でご案内）とさせていただきます。なお、これらの二つのサービスのご利用時に、レスキュー業者が出動後、お客様のご都合によりキャンセルされた場合には、ご利用回数に含めます。
- ② JAF会員のお客さまへ、JAFへのお取次ぎをご了承いただきJAFが出動した場合は、ドライビングサポート24のご利用回数には含めません。

<その他>

- ① 本サービスは、弊社委託業者を通じてご提供します。
- ② 本サービスの内容は、予告なく変更する場合があります。
- ③ 本サービスの提供に必要な費用について、お客様が関係当事者に損害賠償の請求ができる場合には、弊社委託業者がその費用の額の限度内で、かつ、お客様の権利を害さない範囲で、お客様がその者に対して有する権利の譲渡を受けその者に請求できるものとします。
- ④ 本サービスのご提供にあたり、お客様の個人情報（事故・故障内容、お電話いただいたお客様のお名前やお電話番号、お車のナンバーなど）を弊社委託業者に提供しますが、同情報を本サービス以外の目的に利用することは一切ありません。

3. その他カーライフ全般に関わるサービス

その他ご案内サービス

すべてのご契約で、下記のご案内サービスを無料で行っています。

- ・ご家族への緊急連絡
- ・代替交通機関のご案内
- ・24時間ガソリンスタンドのご案内
- ・レンタカーのご案内
- ・宿泊施設のご案内

※無料となるのは「ご案内」のみであり、サービスのご利用に必要な費用はお客様のご負担となります。

※ご案内サービスをご利用の際は、ドライビングサポート24（専用フリーダイヤル）0120-097-365にご連絡ください。

6 事故が発生した場合のお手続き

1. 事故が発生した場合は次の措置を

①まず負傷者の救護を!	②二次災害防止の安全確保を!	③警察へ事故の届出を!	④直ちに弊社までご連絡を!	⑤修理、示談前には必ず弊社の承認を!
ケガをされた方がいる場合は、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。	後続事故のおそれがある場合、速やかにケガをされた方を救出し、事故車両を移動しましょう。	事故の場合は、必ず警察へ届出してください。また、ケガをされた方がいる場合は、人身事故である旨の届出を必ずしてください。	落ち着かれましたら、直ちに取扱代理店または弊社まで事故内容をご連絡ください。	修理、示談をするときは、必ず弊社の承認を得てください。

※以上のお手続きがなされませんと、保険金のお支払いができないことがあります。

2. 警察署へ必ず事故の届出を

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書(人身事故の場合は、必ず「人身事故扱」の交通事故証明書)が必要となります。

交通事故証明書の取付けは弊社が代行しますが、事故発生時に警察署へ届出がありませんと交通事故証明書は発行されませんので、事故が発生した場合には、必ず警察署へ届出をしてください。

3. 示談・修理される前に必ず弊社にご相談を

次の場合は、事前に弊社にご相談ください。

被害者と示談される場合	被害者から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。 弊社が承認する前にご契約者または被保険者ご自身で被害者と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできることがあります。
事故にあつたお車を修理される場合	修理される前に必ず弊社の承認を得てください。 弊社が承認する前に修理された場合または部品(バンパーなど)の損傷などで補修可能な場合に部品交換による修理をされたときには、保険金の一部または全部をお支払いできることがあります(樹脂製バンパーは軽度の損傷であれば補修して使うことができます。)。

4. 相手の方には誠意をもって

事故が発生した場合は、相手の方に対するお見舞い、おわび、死傷事故のときの葬儀参列などできる限り被害者に対して誠意を尽くすことが、事故を円満に解決するためには何よりも必要です。

5. 賠償事故の解決のために弊社が行う手続および援助

対人事故または対物事故の場合で、被保険者が損害賠償の請求を受け保険金をお支払いできるときに、被保険者および相手の方の同

意が得られれば、弊社は原則として被保険者のために示談交渉を行います。

この場合、弊社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたることがあります。

6. 事故の際のご連絡先および保険金などのご請求先

事故が発生した場合のご連絡、および保険金または損害賠償額のご請求は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、弊社の営業店舗・損害サービス拠点の連絡先については、本冊子巻末をご覧ください。

7. 保険金のご請求に必要な書類などについて

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じて、次の書類など^(*)のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- ① 保険金請求書
- ② 診断書など傷害の程度を証明する書類
- ③ 住民票、戸籍謄本、運転免許証コピーなど、被保険者であることを確認するための書類

(*) 上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外のものの提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類などのご案内をいたします。

8. 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類などの取付けを完了した日から、その日を含めて原則として30日以内^(*)に保険金をお支払いします。

なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合など

(*) 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約および地震・噴火・津波危険「人身傷害(定額払)」補償特約については、一定規模以上の地震が発生し、調査が不可欠な場合は、365日を経過する日までにお支払いします。

9. 相手の方（損害賠償請求権者）からの直接請求制度

対人事故または対物事故の場合で保険金をお支払いすることができるときは、相手の方（損害賠償請求権者）より保険金相当の損害賠償額を弊社へ直接請求することもできます。

10. 「アサンテ」をご契約のみなさまへ

「アサンテ」は、事故でお車を修理する場合、弊社の指定修理工場でリサイクル部品を使用して修理をしていただくことで車両保険料をお安くする商品です。

万一、事故が発生し、お車を修理する際は、特に下記の点にご注意願います。

- ① 弊社指定の修理工場^(*)へ入庫いただくよう、お願いいたします。
- ② 修理には、リサイクル部品の使用をお願いいたします。

ご注意：修理をされない場合またはお客様のご都合で「弊社指定の修理工場以外の工場」で修理をされた場合は、支払保険金が10%削減されます。

(*) 弊社指定の修理工場の一覧は日新火災ホームページ記載の「アサンテファクトリー一覧」(<http://www.nisshinfire.co.jp/service/asantef.html>) をご参照ください。

7 ご契約内容の変更がある場合のお手続き

1. 日新火災テレフォンサービスセンターについて

ご契約内容の変更について日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡いただいた場合には、その時点から新しいご契約内容で補償を開始します。なお、ご契約内容の変更に伴い追加保険料が生じる場合がありますが、追加保険料のお支払いがないときは、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ご契約内容に変更がある場合またはご契約に関するご質問、ご相談等がある場合は

日新火災テレフォンサービスセンター

受付時間：平日（9:00～20:00）

土日・祝日（9:00～17:00）

フリーダイヤル **0120-616-898** までお電話を！ 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

- ◆変更内容の確認
- ◆お返しする保険料の計算
- ◆追加でいただく保険料の計算
- ◆保険料のお支払方法のお知らせ
- ◆ご契約内容の変更に必要な資料のご案内

などのほか、ご契約内容に関するご質問やご相談にご利用いただけます。

ご注意（ご契約内容の変更の場合）

- ご契約者本人からいただいたお電話のみ受け付けます。
- お電話の際には、お手元に「保険証券」をご用意ください。
- お車のご変更の場合には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。
- ご変更の内容によっては、日新火災テレフォンサービスセンターでの受付ができない場合があります。下記のような場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

〈受付の対象とならない主な場合〉

- ・ご契約者のご意向により解約する場合
- ・フリート契約

2. ご契約のお車を他のお車に入れ替えられる場合

ご契約のお車と同一の用途車種^(*)のお車を新たに取得された場合^(*)は、直ちに取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

新たに取得されたお車で生じた事故を補償するには、次のいずれかの手続をお取りいただく必要があります。

- ① 新たに取得されたお車に新たな保険をご契約いただく。
- ② 現在のご契約のお車との車両入替手続により、現在のご契約を有効に存続させる。

ご注意：上記のお手続きをお取りいただくまでの間に新たに取得されたお車について生じた事故に対しては、「被保険自動車の入替における自動補償特約」^(*)3)が適用される場合を除き保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- (* 1) 79ページ「別表1」に掲げるご契約のお車の入替ができる用途車種を含みます。
- (* 2) ご契約のお車を廃車、譲渡またはリース会社に返還された後、既に所有されている他のお車に入れ替えることもできます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (* 3) 「被保険自動車の入替における自動補償特約」の概要は23ページをご参照ください。

3. ご契約のお車を譲渡される場合

保険期間の中途でご契約のお車を譲渡された場合は、所定のお手続きをお取りいだかなかぎり、ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合には、直ちに取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡のうえ、所定のお手続きをお取りください。

ご注意：所定のお手続きをお取りいただくまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 特種用途に係る設備を取り外される場合(キャンピング車・放送宣伝車・事務室車)

ご契約のお車が特種用途自動車のキャンピング車、放送宣伝車または事務室車の場合で、特種用途に係る設備を取り外されるときは、お車を使用される前に必ず取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

	キャンピング車	放送宣伝車	事務室車
特種用途に係る設備（例）	<ul style="list-style-type: none">・水道設備 (洗面台)・炊事設備 (コンロ)・就寝設備など	<ul style="list-style-type: none">・放送設備 (車室外の拡声器)・ステージなど	<ul style="list-style-type: none">・事務設備 (机・いす・照明装置) など

5. その他のご契約内容に変更がある場合

上記1.から4.に記載している場合のほか、iiページ「ご契約内容の変更について」に記載している場合のような変更があるときには、直ちに取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

詳細につきましては、iiページをご参照ください。

8 ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険料のお支払いについて

保険料（ご契約いただく保険の内容に応じて、保険契約者にお支払いいただく掛け金）^(*)1)を分割払とされた場合、第2回目以降の分割保険料は、保険証券に記載されている毎月の払込期日までにお支払いください。^(*)2)

第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがない場合は、その払込期日の翌日^(*)3)以後に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

また、第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがない場合または2回連続して分割保険料の払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合は、弊社からご契約を解除することができますのでご注意ください。

(*)1) 保険料分割払特約（新長期分割用）または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）をセットされた場合は、前年の事故件数および内容によって、保険年度ごとに保険料が変更になります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(*)2) クレジットカードにより保険料をお支払いいただく場合の「保険料払込期日」とは、クレジットカードご利用金額がお客さまの銀行等口座から実際に引落しされる日ではなく、弊社がクレジットカード会社に対してオーソリゼーション（信用照会）を行い、クレジットカード利用限度額以内であることの確認が取れた日のことをいいます。

(*)3) 分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意や重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末日から翌々月末日まで延長します。なお、「重大な過失」とは、そのご契約において、払込期日の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがなかったことが過去にも2回以上発生している場合などをいいます。

2. 無事故による割引・割増（ノンフリート等級別料率制度）について

ノンフリート等級別料率制度は、ノンフリート契約について、1等級から20等級までの等級区分および各等級区分の等級係数（割引・割増）の適用により保険料が割引・割増される制度です。初めてご契約いただく場合には、6等級または7等級を適用し、ご契約期間中に発生した事故件数および事故内容によって、継続後の新契約の等級および等級係数（割引・割増）が決定します。

1年間事故がなかった場合には継続後の新契約の等級は1等級上がります。3等級ダウン事故^(*)1)が発生した場合には事故件数1件につき3等級、1等級ダウン事故^(*)1)が発生した場合には事故件数1件につき1等級下がります^(*)2)。無事故の年数が継続した場合、最高20等級が適用され、事故を続けて起こされた場合、最低1等級が適用されます^(*)3)。

7F等級から20等級までの等級係数（割引・割増）には、無事故係数と事故有係数の2種類があり、事故有係数適用期間^(*)4)が「なし（0年）」の場合には無事故係数、「1年から6年」の場合には事故有係数が適用されます。事故有係数は無事故係数に比べて割引率が小さく、保険料が高くなります。

(*)1) 1等級ダウン事故および3等級ダウン事故の内容につきましては、39、40ページをご覧ください。

(*)2) 保険期間が1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。

保険料分割払特約（新長期分割用）または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）をセットされた場合は、各保険年度の事故の発生状況に応じて、その翌保険年度以降に適用される等級を、保険期間が1年のご契約の「ノンフリート等級別料率制度」の取扱いに準じて特約に定めるところにより見直します。

- (* 3) 前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも1等級となるご契約の場合、1等級に対する割増とは別に連続1等級契約割増（割増率15%）を適用します。
- (* 4) 事故有係数が適用される期間を事故有係数適用期間といいます。事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「1年」が加算されます。それ以降は、ご契約より1年間経過するごとに事故有係数適用期間は「1年」減少します。事故有係数適用期間は事故が発生するたびに積算されますが、上限は「6年」、下限は「なし（0年）」となります。

【表1】保険期間の初日が2013年10月1日～2014年9月30日のご契約の割増引率

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	無事故	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59
事故有								20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42
	割増										割引									

【表2】保険期間の初日が2014年10月1日～2015年9月30日のご契約の割増引率

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	無事故	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57
事故有								20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42
	割増										割引									

【表3】保険期間の初日が2015年10月1日以降のご契約の割増引率

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55
事故有								20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42
	割増										割引									

各等級における割引・割増率は、将来、変更となることがあります。

(1) 新規契約

① 初めてご契約いただく場合（純新規契約）

初めてご契約いただく場合は6等級・事故有係数適用期間「なし（0年）」になり、運転者の年齢条件に応じた割引・割増を適用します。

等級	6 A	6 B	6 C	6 G	6 D
年齢条件	全年齢補償	21歳以上	26歳以上	35歳以上	対象外
割増引率	28%割増	3%割増	9%割引	9%割引	4%割増

② 2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合

(複数所有新規契約者に対する特則)

2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合で、所定の条件^(*5)をいずれも満たすときは7等級・事故有係数適用期間「なし（0年）」になり、運転者の年齢条件に応じた割引・割増を適用します。

等級	7 A	7 B	7 C	7 G	7 D
年齢条件	全年齢補償	21歳以上	26歳以上	35歳以上	対象外
割増引率	11%割増	11%割引	40%割引	40%割引	39%割引

- (* 5) 以下の条件をすべて満たす場合に適用されます。
- ・他のご契約の等級が11等級～20等級であること^(*6)。
 - ・2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が他のご契約の保険期間内にあること。
 - ・他のご契約と2台目以降のお車のご契約の用途車種がいずれも自家用8車種、またはいずれも自家用二輪自動車であること。
 - ・他のご契約と2台目以降のお車のご契約の記名被保険者およびお車の所有者が同一、かつ、個人であること^(*7)。
- (* 6) 他のご契約が弊社の長期分割払方式を適用した長期契約の場合は、2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が属する保険年度の初日を保険期間の初日とする継続契約を締結したと仮定したときに、その継続契約に適用される等級が11等級～20等級であること。
- (* 7) 2台目以降のお車のご契約の記名被保険者が次の②または③に該当する場合、2台目以降のお車の所有者が次の①～③に該当する場合はそれぞれ同一とみなします。
- ① 他のご契約の記名被保険者
 - ② 他のご契約の記名被保険者の配偶者
 - ③ 他のご契約の記名被保険者または配偶者の同居の親族

(2) 継続契約

- ① 継続前のご契約が1年契約の場合
- 継続前のご契約の等級、事故件数および事故の種類、事故有係数適用期間により、継続後の新契約の等級および事故有係数適用期間が決定し^(*8)、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。
- (* 8) 原則として継続前のご契約の満期日の翌日から数えて7日以内にご契約を継続された場合に限ります。7日以内にご契約を継続されない場合は、7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間は「1年」減少しません。また、新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の等級が1等級～5等級、6F等級となるときはその等級を継承し、新契約の事故有係数適用期間が「1年～6年」となるときはその事故有係数適用期間を継承することとなります。

【事故有係数を適用する期間の例】

例1 18等級・事故有係数適用期間「なし(0年)」の契約で3等級ダウン事故が1件あった場合の事故有係数適用期間

等級	18等級 	15等級	16等級	17等級	18等級
無事故係数 事故有係数適用期間	なし (0年)				なし (0年)
等級	18等級	15等級	16等級	17等級	18等級
事故有係数 事故有係数適用期間		3年	2年	1年	
		(1年後)	(2年後)	(3年後)	(4年後)

例2 18等級・事故有係数適用期間「なし(0年)」の契約で1等級ダウン事故が1件あった場合の事故有係数適用期間

等級	18等級	17等級	18等級
無事故係数 事故有係数適用期間	なし (0年)		なし (0年)
等級	18等級	17等級	18等級
事故有係数 事故有係数適用期間		1年	
		(1年後)	

…3等級ダウン事故
…1等級ダウン事故

例3 18等級・事故有係数適用期間「なし(0年)」の契約で3等級ダウン事故1件、その2年後に1等級ダウン事故が1件あった場合の事故有係数適用期間

等級	18等級	15等級	16等級	15等級	16等級	17等級
無事故係数 事故有係数適用期間	なし (0年)					なし (0年)
等級	18等級	15等級	16等級	15等級	16等級	17等級
事故有係数 事故有係数適用期間		3年	2年	2年	1年	
	(1年後)	(2年後)	(3年後)	(4年後)	(5年後)	

8

② 継続前のご契約が長期契約（長期分割払方式・長期一括払方式）の場合

継続前のご契約が弊社長期分割払方式の場合は、最終保険年度を1つの契約とみなし、最終保険年度の等級、事故件数および事故の種類、事故有係数適用期間により、継続後の新契約の等級および事故有係数適用期間を決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。また、継続前のご契約が弊社長期一括払方式の場合は、所定の計算式によって等級および事故有係数適用期間を決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 事故の種類とその内容

■ノーカウント事故（主な内容）

次のいずれかに係る保険事故、またはそれらの組合せのみの保険事故をいいます。ノーカウント事故は事故件数として数えず、翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から1等級上がり、事故有係数適用期間は加算されません。

人身傷害補償保険（実損払）／人身傷害補償保険（定額払）／傷害車外危険補償特約／傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）／無保険車傷害保険／ファミリーバイク特約／弁護士費用特約／事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約／交通弱者補償特約／日常生活賠償責任補償特約／地震・噴火・津波車両全損一時金特約／代車特約／車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）

■1等級ダウン事故（主な内容）

車両保険のみに係る事故、車両保険に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの保険事故、二輪盗難危険補償特約のみに係る事故、または二輪盗難危険補償特約に係る事故とノーカウント事故の組合せのみの保険事故で、次のいずれかを原因とす

るものをいいます。1等級ダウン事故が発生した場合には、翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から事故件数1件につき1等級下がり、事故有係数適用期間は「1年」が加算されます。

火災・爆発*／盗難／デモ・ストライキ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為／台風・竜巻・洪水・高潮／落書／窓ガラス破損*／いたずら（ご契約のお車の運行によるもの、他のお車との衝突・接触によるものを除きます。）／飛来中・落下中の他物との衝突／その他偶然な事故（他物との衝突・接触・転覆・墜落によるものを除きます。）

*飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。

■ 3等級ダウン事故

上記「ノーカウント事故」および「1等級ダウン事故」以外の事故をいいます。3等級ダウン事故が発生した場合には、翌年のご契約の等級は現在のご契約の等級から事故件数1件につき3等級下がり、事故有係数適用期間は「3年」が加算されます。

(4) 継続契約のお手続きをお取りになれなかった場合（ノンフリー等級継承の特例措置）

ご契約の満期後、継続契約（翌年のご契約）のお手続きをお取りになれなかった場合（前年のご契約の満期日または解約日の翌日から数えて7日以内にお手続きをお取りになれなかった場合）で、「継続手続き忘れサポート」（197ページ）が適用されないときであっても所定の条件を満たすときに限り、前年のご契約の満期日または解約日の翌日から数えて180日以内に継続契約のお手続きをお取りいただければ、前年のご契約の等級（割引）および事故有係数適用期間を継承することができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(5) その他

① 記名被保険者の変更と等級および事故有係数適用期間の継承

ご契約のお車の譲渡によってご契約の権利および義務を譲渡された場合には、ご契約のお車に適用されていた等級および事故有係数適用期間は原則として譲受人には継承されませんが、次の場合などでは等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。

- ア. 記名被保険者の変更が配偶者間の変更、同居の親族間の変更または記名被保険者の配偶者の同居の親族への変更に該当する場合
- イ. 記名被保険者について上記ア以外の変更があり、その変更がご契約のお車の譲渡以外の理由による場合（適用される等級が1～5等級のご契約に限ります。）
- ウ. 個人事業主の方が法人を新設されるか、または法人を解散し個人事業主となられ、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（原則として、変更前後でご契約のお車および事業内容が同一の場合に限ります。）

② ご契約のお車の入替と等級および事故有係数適用期間の継承

ご契約のお車を入れ替えられる場合で次の条件をいずれも満たすときは、入替前のお車のご契約に適用されていた等級および事故有係数適用期間が入替後のお車のご契約に継承されます。

ア. 入替後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること。

- (ア) 入替前のお車の所有者
- (イ) 入替前の記名被保険者
- (ウ) 入替前の記名被保険者の配偶者
- (エ) 入替前の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

イ. 入替前のお車と入替後のお車が同一の用途車種^(*9)に該当すること。

ウ. 入替後のお車が次のいずれかに該当すること。ただし、(ウ)については、入替前のお車が廃車、譲渡またはリース会社に返還されている場合に限ります。

- (ア) 新たに取得されたお車
- (イ) 1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車
- (ウ) 既に所有されている他のお車

(*9) 79ページ「別表1」に掲げるご契約のお車の入替ができる用途車種を含みます。

3. 主な保険料の割引・割増について

主な保険料の割引・割増の適用条件を説明しています。割引によっては対象となるお車の用途車種や契約条件などが異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件
新車割引 ^(*1)	保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて25か月以内にある場合
長期優良契約割引 ^(*1)	前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも20等級となる場合
多数割引	【ノンフリート多数割引】 2台以上のお車を1保険証券でまとめてご契約いただく場合 【フリート多数割引】 10台以上の所有、使用されるお車を1保険証券でまとめてご契約いただく場合
ゴールド免許割引	記名被保険者がゴールド免許をお持ちの場合 ^(*2)
連続1等級契約割増 ^(*1)	前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも1等級となる場合

(*1) 長期契約（弊社長期分割払方式）の場合には、各保険年度の初日・始期応当日を保険始期日とみなして保険年度ごとに適用します。

(*2) 「ゴールド免許をお持ちの場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 保険期間の初日時点で有効なゴールド免許をお持ちの場合
- ② 保険期間の初日が免許証の更新期間内にある場合で、更新前または更新後のいずれかにおいて有効なゴールド免許をお持ちのとき。ただし、更新期間中に免許証の更新をされたときに限ります。

4. ご契約の解約のお取扱いについて

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、ご契約の際に領収した保険料から、解約日までの期間に応じて計算された所定の保険料を差し引いた残額を返還します。ご契約を解約される場合

には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約の条件によっては、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還また請求される保険料は、保険料のお支払方法や解約の事由により異なります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

5. ご契約の中止制度について

以下の場合などには「中止証明書」の発行をお申出いただくことにより、ご契約を一時的に中止できるときがあります。

- ① ご契約のお車を手放された場合（廃車、譲渡またはリース会社に返還）
- ② ご契約のお車をしばらく使用されない場合（一時抹消登録、車検切れ）
- ③ 記名被保険者が妊娠された場合（ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車のとき。）
- ④ 海外渡航される場合

ご契約の中止後、再びご契約いただく場合で所定の条件を満たすときは、「中止証明書」をお使いいただくことにより、新たなご契約に中止前の等級（割引）および事故有係数適用期間に事故件数を反映させた等級（割引）および事故有係数適用期間を適用することができます。なお、長期契約（弊社長期分割払方式）の場合は、保険期間が1年のご契約の取扱いに準じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6. ご契約の無効・重大事由による解除について

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は、ご契約は無効となりますのでご注意ください。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご契約のお車が実在していない場合やご契約のお車が他の方に譲渡されている場合

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

7. 保険期間が始まるまでの事故などのお取扱いについて

ご契約後、保険期間が始まるまでの間に前年のご契約においてノーカウント事故^(*)以外の事故を起こされた場合などは、ご契約内容および保険料を変更することができますのでご了承ください。

(*) 「ノーカウント事故」の概要は39ページをご参照ください。

8. 保険金請求権の時効について

保険金請求権は、時効（3年）により消滅することがあります

でご注意ください。

9. 保険金支払後の保険金額について

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

10. ご契約者が死亡された場合のお取扱いについて

ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人に、ご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

11. 損害保険契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合または業務もしくは財産の状況に照らして保険業の継続が困難となるおそれがあり、所定の手続が行われた場合には、保険金、解約返れい金などが削減されることがあります、自動車保険契約は損害保険契約者保護機構の補償の対象となりますので、原則として破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%、それ以外の保険金および解約返れい金は80%までが補償されます。ただし、破綻保険会社の財産状況により補償割合が80%を上回ることが可能である場合には、その財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

また、下記ホームページもご参考ください。

日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

損害保険契約者保護機構ホームページ

<http://www.sonpohogo.or.jp/>

8

12. 共同保険契約について

ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、各引受保険会社は保険証券記載の引受分担割合に応じて、連帯せずに独立して保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

13. ご契約のお申込みの撤回など（クーリングオフ）について

保険期間が1年を超えるご契約（長期契約）の場合で、ご契約のお申込み後であってもご契約に関してご納得がいかないときは、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

（1）クーリングオフを行うことができる期間

お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から数えて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

（2）クーリングオフの方法

クーリングオフを行う場合には、上記期間内（8日以内の消印のみ有効）に弊社（クーリングオフ係）宛に必ず郵便にてご通知ください。ご契約の取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることができませんのでご注意ください。

(3) お支払いいただいた保険料のお取扱い

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまにお返しします。弊社およびご契約の取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の初日（初日以降に保険料をお支払いいただいた場合は、弊社が保険料を受領した日）から、ご契約の解除日までの期間に相当する保険料について、日割によるお支払いが必要なときがあります。

(4) クーリングオフを行うことができないご契約

次のご契約は、クーリングオフを行うことはできませんのでご注意ください。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

- ① 保険期間が1年以下のご契約
 - ② 営業または事業のためのご契約
 - ③ 法人または社団・財団などが締結されたご契約
 - ④ 金銭消費貸借契約などの債務の履行を担保するためのご契約

(5) クーリングオフを希望される場合

クリーリングオフを希望される場合には、ハガキまたは封書に次の必要事項をご記入のうえ、弊社（クリーリングオフ係）宛に郵送してください。

- ① ご契約をクーリングオフされる旨の内容
 - ② ご契約を申し込まれたお客様のご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
 - ③ ご契約を申し込まれた年月日
 - ④ ご契約を申し込まれた保険契約の内容
 - ア. 保険の種類
 - イ. 証券番号
 - ウ. 領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。
初回保険料の払込みに関する特約などで領収証番号も不明な場合は、登録番号などご契約のお車を特定できる情報をご記入ください。）
 - ⑤ ご契約の取扱代理店・仲立人名

【記入例】

〔弊社宛先〕

〔必要事項〕

〒330-9311

下記の保険契約をクーリングオフします。

9 各種の交通事故相談機関など

1. 自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不満な点がある場合には、弊社の営業店舗・損害サービス拠点のほか、一般社団法人日本損害保険協会にそんぽADRセンターが設置されており、無料でご相談などに応じていますので、合わせてご利用ください。詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル 0570-022808

[受付時間：9:15～17:00（土日祝除く）]

※IP電話からは、ご相談窓口の直通電話へおかけください。

お客様の発信地域に応じて最寄りのそんぽADRセンターのご相談窓口で受付がされます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)

そんぽADRセンターのご相談窓口

(2014年4月現在)

名 称	所 在 地	直通電話番号
そんぽADRセンター 北 海 道	札幌市中央区北一条西7-1 三井住友海上札幌ビル7階	011(351)1031
そんぽADRセンター 東 北	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階	022(745)1171
そんぽADRセンター 東 京	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階	03(4332)5241
そんぽADRセンター 北 陸	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階	076(203)8581
そんぽADRセンター 中 部	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階	052(308)3081
そんぽADRセンター 近 畿	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階	06(7634)2321
そんぽADRセンター 中 国	広島市中区袋町3-17 シシンヨービル12階	082(553)5201
そんぽADRセンター 四 国	高松市塩屋町10-1 共栄火災ビル6階	087(883)1031
そんぽADRセンター 九 州	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階	092(235)1761
そんぽADRセンター 沖 縄	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階	098(993)5951

2. 中立の第三者機関による示談斡旋制度など

弊社がお支払いする賠償保険金もしくは損害賠償額または自賠責保険金について、万一ご不満が生じた場合は、中立かつ独立した次の機関をご利用いただけます。

(1) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(<http://www.n-tacc.or.jp/>)

日弁連交通事故相談センターの相談所が、全国 162か所（各弁護士会内など）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談を無料で行っており、相談所によっては示談の斡旋および審査も行っています。

(2) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(<http://www.jcstad.or.jp/>)

紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる委員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。
(2014年4月現在)

センター	所 在 地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング11階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 N R E G広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま 相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

(3) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

自動車損害賠償保障法に基づく「指定紛争処理機関」としての指定を受けた民間による裁判外紛争処理機関で、全国に2か所設置されており、自賠責保険・自賠責共済から支払われる保険金などに関して発生した紛争の調停を行っています。
(2014年4月現在)

申請窓口	所 在 地	電話番号
本 部	千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階	03(5296)5031
大阪支部	大阪市中央区備後町3-2-15 モレスコ本町ビル2階	06(6265)5295

10 新総合自動車保険（ユーザイド）の約款

1. 約款とは

「約款」とはお客さまと保険会社の各々の権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたものです。

「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

(1) 普通保険約款

基本的な補償内容、ご契約のお手続きや事故が起こった場合に必要な対応などに関する原則的な事項を定めています。

(2) 特約

普通保険約款の内容を補充・変更・削除する事項を定めています。

ご契約内容により自動的にセットされる特約と、お客さまのご希望によりセットすることができる特約の2種類があります。

特約のセットの有無は保険証券に表示しています。

2. 新総合自動車保険（ユーザイド）の約款構成

新総合自動車保険（ユーザイド）の約款は下図のとおりに構成されています。



※「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、「保険証券の発行に関する特約」がセットされます。この特約により、専用ホームページ (<https://my.nisshinfire.co.jp/>) 上の「ご契約内容」に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

【約款をご覧いただく際のご注意事項】

2020年4月以降、民法改正により法定利率が変更されます。

これに伴い、保険金の計算に用いるライピニツツ係数は、約款の記載（普通保険約款「別紙 人身傷害補償条項損害額算定基準」の付表3および付表4ならびに対人事故における歩行者等の傷害補償特約「別紙 対人事故における歩行者等の傷害補償特約損害額算定基準」の付表3および付表4）にかかわらず、事故日時点の法定利率に基づき算出された値とする予定です。

なお、適用するライピニツツ係数は、弊社ホームページ (<https://www.net-yakkan.com/>) に掲載する予定です。

新総合自動車保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険物	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) 第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号) 第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) 第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この賠償責任条項の補償の対象となる者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合－対人賠償)

- (1) 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額^(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。以下同様とします。

第3条 (保険金を支払う場合－対物賠償)

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射

性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注3)すること。

（注1）保険契約者、記名被保険者

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人賠償）

（1）当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の父母、配偶者または子
- ④ 被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）に従事中の使用者

⑤ 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

（2）（1）⑤の規定にかかわらず、当会社は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用者の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（3）（2）の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）

当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者^(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

（注）使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下同様とします。

第8条（個別適用）

（1）この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償

- 共通) (1) ①の規定を除きます。
- (2) (1) の規定によって、第15条(支払保険金の計算－対人賠償) (1) および第16条(支払保険金の計算－対物賠償) (1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条(当会社による援助－対人・対物賠償共通)

被保険者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第10条(当会社による解決－対人賠償)

(1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)を行います。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)

(1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注1)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ (3)に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額^(注2)を超えることが明らかになった場合
- ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと。

(注1) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} = \boxed{\text{損害賠償額}} \end{array}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払

を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第12条 (当会社による解決－対物賠償)

- (1) 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額以下となるとき。
- (4) (3)①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、当会社は、(3)①中の「保険証券記載の保険金額」を「10億円」と読み替えるものとします。
- ① 被保険自動車に業務（家事を除きます。以下同様とします。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
 - ② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
 - ③ 航空機の損壊

第13条 (損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償額の額

= 損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償

請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) (2) (4)に規定する事実があった場合

(2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

(3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6) (2)または(3)に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(8) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、当会社は、(6)中の「保険証券記載の保険金額」を「10億円」と読み替えるものとします。

(1) 被保険自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

(2) 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

(3) 航空機の損壊

第14条 (費用ー対人・対物賠償共通)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

(1) 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用^(注)

(2) 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用

(4) 対物事故が発生した場合において、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときは、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)の原因者負担金として支出した費用

(5) 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条(当会社による解決ー対人賠償)(2)または第12条(当会社による解決ー対物賠償)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

(6) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、被保険自動車に積載された動産の落下に伴いその動産を取り片づけるために要した費用を含みます。ただし、法令等により自動車に積載することを禁止されている動産および法令等により禁止されている方法で積載された動産を取り片づけるために要した費用を除きます。

第15条 (支払保険金の計算ー対人賠償)

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から③までの費用	-	自賠責保険等によって支払われる金額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------	---	-------------------	---	-------

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑤および⑥の費用

② 第10条(当会社による解決－対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条(支払保険金の計算－対物賠償)

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度^(注)とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第14条(費用－対人・対物賠償共通)①から④までの費用	-	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	-					

(注) 保険証券記載の保険金額を限度

次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、10億円を限度とします。

- ① 被保険自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
- ② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故
- ③ 航空機の損壊

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 第14条(費用－対人・対物賠償共通)⑤および⑥の費用

② 第12条(当会社による解決－対物賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第17条(仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通)

(1) 第9条(当会社による援助－対人・対物賠償共通)、第10条(当会社による解決－対人賠償)(1)または第12条(当会社による解決－対物賠償)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額^(注1)

② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額^(注2)

(注1) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)(2)ただし書、第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)(2)ただし書、(7)ただし書、第15条(支払保険金の計算－対人賠償)(1)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第23条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(6) (1)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、当会社は、(1)②中の「保険証券記載の保険金額」を「10億円」と読み替えるものとします。

① 被保険自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

③ 航空機の損壊

第18条(先取特権－対人・対物賠償共通)

(1) 対人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第14条(費用－対人・対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)

(3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第19条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額^(注1)が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条(費用－対人・対物賠償共通)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注2)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注1) 保険証券記載の保険金額

次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が10億円を超える場合は、保険証券記載の保険金額にかかわらず、10億円を限度とします。

① 被保険自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

② 被保険自動車が被牽引自動車を牽引中に発生した、その被牽引自動車に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩に起因する対物事故

③ 航空機の損壊

(注2) 保険金の合計額

第14条⑤および⑥の費用を除きます。

第2章 人身傷害補償条項

第1条(用語の定義)

この人身傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この人身傷害補償条項の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険者 ②被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令に定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (2) (1)の傷害には、ガス中毒を含みます。
- (3) (1)の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (4) (1)の損害の額は、第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第3条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因

する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）

もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この人身傷害補償条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準により算定された金額（以下「区分ごとの算定金額」といいます。）の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、区分ごとの算定金額が自賠責保険等によって支払われる金額を下まわるときには、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

① 傷害

医師の治療を要した場合

② 後遺障害

後遺障害が生じた場合

③ 死亡

死亡した場合

(2) 別表3の1もしくは別表3の2（以下「別表3」といいます。）の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、別表3に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次のいずれかに定める等級により損害額を算定します。

① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級

② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級

③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

$$\begin{array}{l} \text{別表3に掲げる加重後の後} \\ \text{遺障害に該当する等級によ} \\ \text{り算定された損害額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に} \\ \text{該当する等級により算} \\ \text{定された損害額} \end{array} = \boxed{\text{損害額}}$$

(5) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、区分ごとの算定金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害額として、当会社に請求することができます。

(6) (5)の「その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分」とは、次の手続に基づいて決定したその賠償義務者の過失割合を区分ごとの算定金額に乘じた額^(注)の合計額とします。

① 当会社と保険金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間ににおける訴訟、裁判上の和解または調停

(注) 区分ごとの算定金額に乘じた額

この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下まわる場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第9条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度とします。ただし、別表3の第1級、第2級または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{第7条（損害額の決定）(1)} \\ \text{から(4)までの規定により} \\ \text{決定される損害額} \end{array} + \boxed{\text{前条の費用}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) 次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額^(注1)を超過するときは、当会社は、(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準と異なる基準により算出された場合であつて、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額の算定にあたつては、その基準により算出された額^(注2)を第7条（損害額の決定）(1)から(4)までの規定により決定される損害額とみなします。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償事業によって既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定し、または支払われた保険金もしくは共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下同様とします。）

⑤ 第7条(1)から(4)までの規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥ ①から⑤までのほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。以下同様とします。）

(注1) 自己負担額

第7条（損害額の決定）(1)から(4)までの規定により決定される損害額および前条の費用の合計額から(1)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。

(注2) その基準により算出された額

訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(3) (1) および(2) の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第7条(損害額の決定) (5)および(6)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、保険金額を限度とします。ただし、別表3の第1級、第2級または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{第7条(5) および(6)の規定により、保険金請求権者が当会社の同意を得て請求した額}} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から③までの合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

- ① 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ② 第7条(5)および(6)の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ③ ①および②のほか、第2条(保険金を支払う場合) (1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を算定します。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で算定します。

第11条(保険金請求権者の義務等)

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条(保険金を支払う場合) (1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 当会社は、賠償義務者または第2条(保険金を支払う場合) (1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行つ者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第12条(保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第13条(保険金の支払による請求権の移転)

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その損害の補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

(2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第14条 (代位)

(1) 保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条(代位)(1)および同条(2)の規定を適用します。この場合には、同条(1)および同条(2)中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

(2) 第7条(損害額の決定)(5)の場合には、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者がその賠償義務者に対して有する損害賠償請求権その他の債権は当会社に移転しません。

第3章 無保険車傷害条項

第1条 (用語の定義)

この無保険車傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 (注) 所有权保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有權保留条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有權を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この無保険車傷害条項の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険者 ②被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、

	<p>それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額^(注1)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <p>①その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合</p> <p>②その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>③その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合</p> <p>(注1) ③の場合に該当すると認められる自動車以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。</p> <p>(注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p>
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務がある場合に限り、この無保険車傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、無保険車事故において、人身傷害補償条項による保険金が支払われない場合、または同条項により支払われるべき保険金の額が、この無保険車傷害条項により支払われるべき保険金の額を下まわる場合に限ります。
- (2) (1)の場合、当会社は、人身傷害補償条項による保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その額をこの無保険車傷害条項により支払われる保険金から差し引きます。
- (3) (1)の損害の額は、第8条(損害額の決定)に定める損害の額とします。
- (4) 当会社は、1回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

- (注1) 自賠責保険等によって支払われる金額
自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。
- (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その3）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

- ① 被保険者の父母、配偶者または子
- ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下(1)において同様とします。）に従事している場合に限ります。
- ③ 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。

(2) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

(3) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合^(注)には、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 保険金または共済金の支払を受けることができる場合

保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

(4) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この無保険車傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

第7条（個別適用）

この無保険車傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、

賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

(2) (1) の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといふにかかわらず、次の手続によって決定します。

① 当会社と保険金請求権者との間の協議

② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつことによって被る損害は、対象となりません。

① 基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第10条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によつて算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

$$\text{第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額} + \boxed{\text{前条の費用}} - \boxed{\text{次の①から④までの合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

① 自賠責保険等によって支払われる金額

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注)

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④ 第8条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第11条（保険金請求権者の義務）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

(2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第13条（代位）

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第29条（代位）(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条(1)および(2)中の「被保険者」を「保険金請求権者」と読み替えるものとします。

第4章 車両条項

第1条 (用語の定義)

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または第9条（修理費）の修理費が保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）以上となる場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮するために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この車両条項の補償の対象となる者をいいます。
分損	第9条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。

(2) (1)の被保険自動車には、次の物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

- ① 被保険自動車に定着または装備されている物
- ② 被保険自動車の室内で使用することを目的として被保険自動車に固定^(注)されている自動車用電子式航法装置および有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器

(注) 固定

被保険自動車から一時的に取りはずされて被保険自動車の室内にある状態を含みます。ただし、室内についてはトランク等隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(3) (2)の付属品には、次の物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 保険証券に明記されていない付属機械装置^(注)

(注) 付属機械装置

医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)

- イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
- ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
- エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
- オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みまたは積下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート^(注1)である場合を除きます。
- ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害^(注2)
- ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑧ 被保険自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、被保険自動車について盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）

(注1) フェリーボート
官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。以下同様とします。

(注2) 故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしく

はこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (被保険者の範囲)

この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条 (保険金額)

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結時における被保険自動車の価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) 保険金額が保険価額を著しく超える場合は、次条および第11条(支払保険金の計算)の規定の適用においては、保険価額を保険金額とします。
- (3) (2)に該当する場合には、第12条(全損時諸費用保険金)(1)の規定の適用においては、保険金額を保険価額と読み替えます。
- (4) 保険契約者または被保険者は、保険金額を定める際に、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第8条 (損害額の決定)

当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

次条に定める修理費	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	= 損害額
-----------	---	-------------------------	-------

第9条 (修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかったことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、次の費用の合計額
 - ア. 被保険自動車を損害発生の地からもよりの修理工場もしくは被保険者^(注)の居住地のものよりの修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用
 - イ. アに定める場所まで被保険自動車を運転するために必要な仮修理の費用
 - ウ. 被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を引き取るために必要であった費用
- ④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③に定める費用以外の費用
- ⑤ フェリーボートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

(注) 被保険者

第6条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、被保険自動車が所有権

留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主、または被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主をいいます。

第11条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

① 全損の場合は、保険金額

② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

$$\boxed{\text{第8条(損害額の決定)②の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 免責金額

当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

(3) 第8条(損害額の決定)の損害額および前条の費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもの(以下「回収金」といいます。)がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額^(注)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 自己負担額

損害額および費用の額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第12条（全損時諸費用保険金）

(1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、次の算式によつて算出した額を全損時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{全損時諸費用保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と前条に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第13条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険金額^(注)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険金額に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 保険金額

第7条(保険金額)(2)の規定が適用される場合は、保険価額とします。以下同様とします。

(2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第15条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第5章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。

危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種 ^(注1) の自動車を新たに取得 ^(注2) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注1) 別表1に掲げる用途車種をいいます。 (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
症状固定	傷害の症状が安定し、治療の効果が医学上期待できない状態をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項の保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（車両条項においては、被保険者とします。以下この条において同様とします。）になる者は、保険契約締結の際、

告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 保険契約者または記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (注) (2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 被保険自動車の用途車種または登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）を変更したこと。
- ② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が発生したこと。

- (注) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲^(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払

っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（被保険自動車の譲渡）

(1) 被保険自動車が譲渡^(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人^(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人に譲渡する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人に移転します。

(注1) 譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。以下同様とします。

(注2) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。以下(1)において同様とします。

(2) 当会社は、被保険自動車が譲渡された後に、被保険自動車について生じた事故による損害に対しては、(1)ただし書の書面を受領した後を除き、保険金を支払いません。

第8条（被保険自動車の入替）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車について、この保険契約を適用します。

① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行い、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新たに取得^(注1)し、または借り入れた自動車（以下「新規取得自動車」といいます。）と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときの新規取得自動車

ア. 被保険自動車の所有者

イ. 記名被保険者^(注2)

ウ. 記名被保険者の配偶者

エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還され、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、①のいずれかに該当する者が既に所有^(注3)する自動車（被保険自動車と同一の用途車種^(注4)の自動車に限ります。以下「所有自動車」といいます。）と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときの所有自動車

(注1) 新たに取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(注2) 記名被保険者

賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。以下①において同様とします。

(注3) 所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注4) 同一の用途車種

別表1に掲げる用途車種をいいます。

(2) (1)①の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する自動車について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自動車の新規取得のあった後の新規取得自動車。ただし、(1)①の書面を受領した後を除きます。

② 被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後の所有自動車。ただし、(1)②の書面を受領した後を除きます。

(4) (1)①に定める自動車の新規取得の場合または(1)②に定める被保険自動車が廃車、譲渡もしくは返還された場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、車両条項第7条（保険金額）(1)の規定により(1)①の新規取得自動車または(1)②の所有自動車の価額を定め、その価額に同条項の保険金額を変更するものとします。

第9条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険金額の変更）

- (1) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、車両条項の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) (1) および (2) の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の車両条項の保険金額に(1)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の同条項の保険金額から (2) の事由によって減少した価額を差し引いた額に、同条項の保険金額を変更するものとします。

第12条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第7条（被保険自動車の譲渡）(1) または第8条（被保険自動車の入替）(1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
- (2) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

第13条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者^(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注2)に対して資金等を提供し、便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれら者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 被保険者

記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

(注2) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者^(注1)が、(1)③のいずれかに該当すること。

② 被保険者^(注2)に生じた損害^(注3)に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまで、またはオのいずれかに該当すること。

(注1) 被保険者

賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。

(注2) 被保険者

人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者に限ります。

(注3) 被保険者に生じた損害

被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) または (2) のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が (1) (3) のいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害について適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)

② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) (3) のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注) 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害

賠償責任条項第14条（費用一対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1) (3) のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 車両条項の被保険者が (1) (3) のいずれかに該当することにより (1) の規定による解除がなされた場合、または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (4) の損害^(注1)

② 人身傷害補償条項または無保険車傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1) (3) アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害^(注2)。ただし、その損害^(注2)に対して支払う保険金を受け取るべき者が (1) (3) アからウまで、またはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3) の規定を適用するものとします。

(注1) (4) の損害

賠償責任条項第14条（費用一対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、(1) (3) のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(注2) (1) (3) アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(1) (3) アからウまで、またはオのいずれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第14条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第4条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間^(注)に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(注) 危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以後の期間をいいます。

(3) (1) または (2) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき^(注1)は、当会社は、保険金を支払いません^(注2)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者がその支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は、保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 第7条(被保険自動車の譲渡) (1) または第8条(被保険自動車の入替)
(1) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件^(注1)の変更日^(注2)までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。以下同様とします。

(注2) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。以下同様とします。

- (6) (1)、(2) および(4) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が保険契約条件の変更日までにその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第16条(保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第9条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効^(注)となる場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。以下同様とします。

第17条(保険料の返還－取消しの場合)

第10条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)

- (1) 第11条(保険金額の変更) (3) の場合には、当会社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) (1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条(保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第4条(告知義務) (2)、第5条(通知義務) (2)、(6)、第12条(保険契約の解除) (1)、第13条(重大事由による解除) (1)、第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3)、(5) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第12条(保険契約の解除) (2) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次のいずれかに定めるところにより計算した保険料を返還します。この場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、当会社は、その額を返還する保険料から差し引いて、その残額を返還します。
- ① 領収した保険料から既経過期間に対して別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた、その残額

② ①の規定にかかわらず、中途更改に伴い保険契約を解除する場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料

(3) (2)の中途更改とは、保険契約者がこの保険契約と記名被保険者^(注)および被保険自動車を同一とし、かつ、この保険契約を解除した日を保険期間の初日とする保険契約を当会社と締結することをいいます。

(注) 記名被保険者

賠償責任条項の適用がない場合は、被保険自動車の所有者とします。

第20条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。

- ⑥ 他人に損害賠償の請求^(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑨ 他の保険契約等の有無および内容^(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②から⑤まで、または⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

- ③ 前条⑥の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をするこ^(注)とによって取得することができたと認められる額

- ④ 前条⑦の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に定める額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 賠償責任条項に関しては、損害の額

- ② 人身傷害補償条項に関しては、損害の額^(注1)

- ③ 無保険車傷害条項に関しては、損害の額

- ④ 車両条項に関しては、損害の額^(注2)

⑤ 車両条項第12条（全損時諸費用保険金）(1)の費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注1) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

(注2) 損害の額

車両条項第8条（損害額の決定）の損害額および同条項第10条（費用）の費用の額の合計額とし、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第23条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 人身傷害補償条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

ア. 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

ウ. 被保険者が傷害を被った場合には、その傷害がなおった時または症状固定した時

③ 無保険車傷害条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時

④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

(2) 被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書^(注)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑦ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧ 賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

⑨ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。以下同様とします。

(3) 被保険者または保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金請求権者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

以下(3)において同様とします。

(4) (3)の規定による被保険者または保険金請求権者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者または保険金請求権者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。以下の条において同様とします。

(2) (1)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第25条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、人身傷害または無保険車傷害に関して、第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定に定める通知または第23条(保険金の請求)

の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めるすることができます。

(2) 当会社は、(1) のほか、人身傷害に関して、治療期間が 1 年を超える場合には、人身傷害事故^(注)の発生日の属する月の毎年の応当月に、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めるることができます。

(注) 人身傷害事故

人身傷害補償条項第 2 条（保険金を支払う場合）(1) に定める人身傷害事故をいいます。

(3) (1) および(2) の規定による診断または死体の検案^(注)のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、収入が得られなかつことによって被る損害は、対象となりません。

(注) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第26条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第 11 条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償）または同条項第 13 条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ 対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合は、その領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
- ⑧ その他当会社が(6) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の 3 親等内の親族

(注) 配偶者

第 1 条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。以下(2) において同様とします。

(3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に定めるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4) の規定に違反した場合または(1)、(2) もしくは(4) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)①から⑤まで、同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)①から④まで、または同条(6)①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

(7) (6)の確認をするため、次に定める特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会^(注) 180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 捜査または調査の結果の照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に定める必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

第27条（時効）

保険金請求権は、第23条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第29条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

- (2) ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注2)を差し引いた額

(注1) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(注2) 損害の額

当会社の支払った保険金が人身傷害補償条項に係る保険金である場合は、人身傷害補償条項第7条（損害額の決定）(1)から(4)までの規定により決定される損害額とします。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙に定める人身傷害補償条項損害額算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を同条項第7条(1)から(4)までの規定により決定される損害額とみなします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第30条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人^(注)に移転させる場合は、第7条（被保険自動車の譲渡）(1)の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

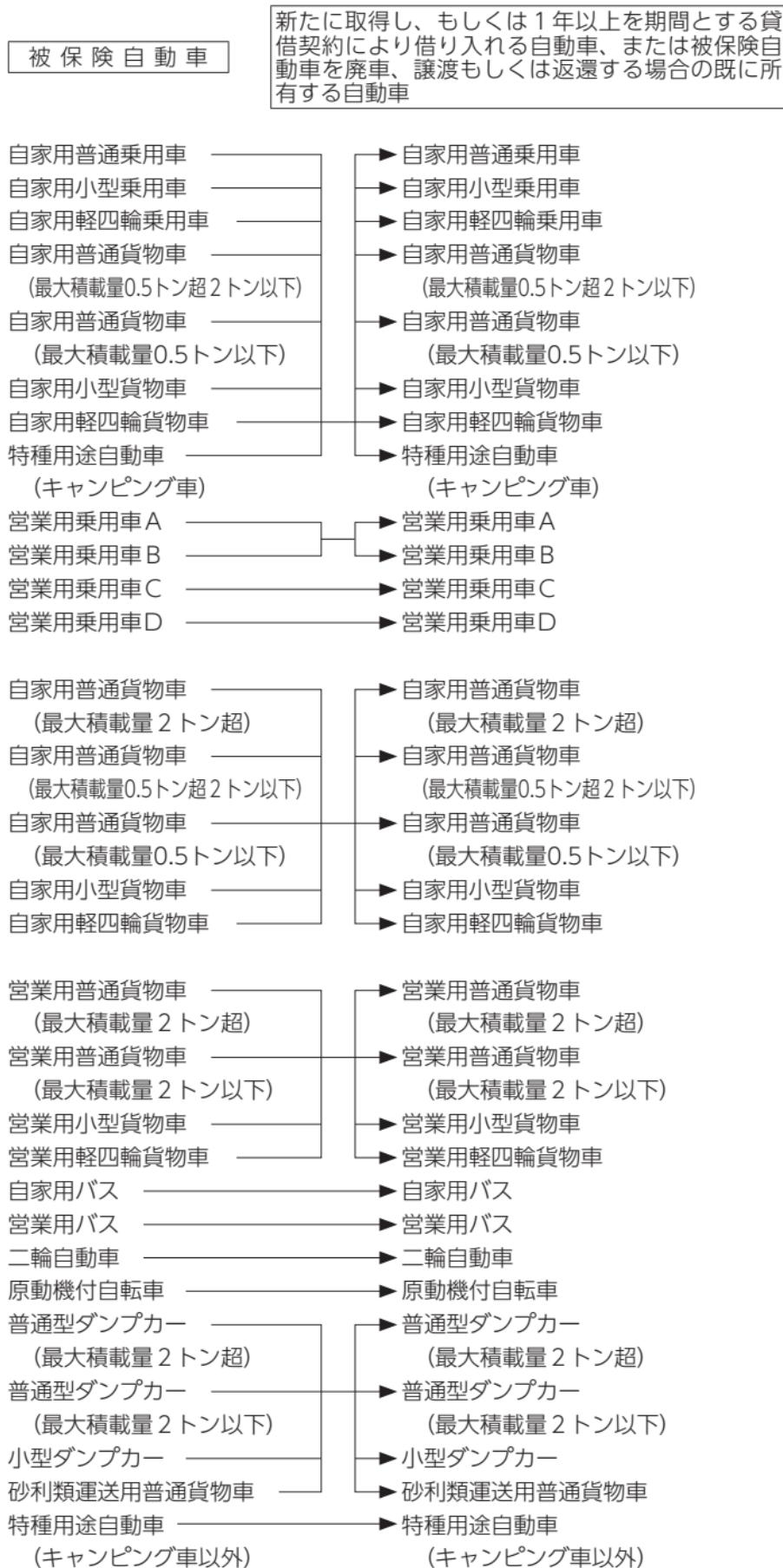
第32条（訴訟の提起）

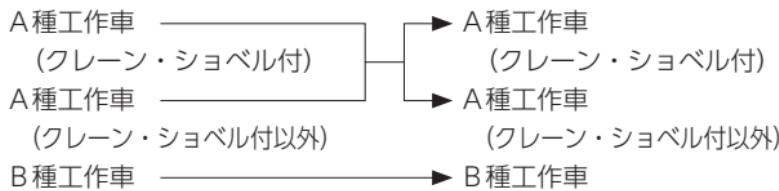
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表





注1 特種用途自動車(キャンピング車)とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。

注3 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。

注4 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。

注5 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

別表2 月割表

既経過期間	1かま月で	2かま月で	3かま月で	4かま月で	5かま月で	6かま月で	7かま月で	8かま月で	9かま月で	10かま月で	11かま月で
月割	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$

別表3 後遺障害等級表

1. 介護をする後遺障害

等級	介護をする後遺障害
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2.1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの

第4級	<p>① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>③ 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>⑦ 両足をリストフラン関節以上で失ったもの</p>
第5級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>④ 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第6級	<p>① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの</p> <p>⑧ 1足をリストフラン関節以上で失ったもの</p> <p>⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>⑬ 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったものの</p> <p>② 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1上肢に偽関節を残すもの</p>

	<p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 脊柱に変形を残すもの</p> <p>⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>⑤ 鎮骨、胸骨、肋骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p>

- ⑧ 長管骨に変形を残すもの
- ⑨ 1手のこ指を失ったもの
- ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したるもの
- ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの
- ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの
- ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの
- ⑭ 外貌に醜状を残すもの

第13級	きょう
	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの
	② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
	さく
	③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの
	④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづげはげを残すもの
	てつ
	⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	⑥ 1手のこ指の用を廃したもの
	⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの
	し
	⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの
	⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
	⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	てつ
	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづげはげを残すもの
	② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
	し
	④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
	⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
	⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
	⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
	し
	⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの
	⑨ 局部に神経症状を残すもの

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。

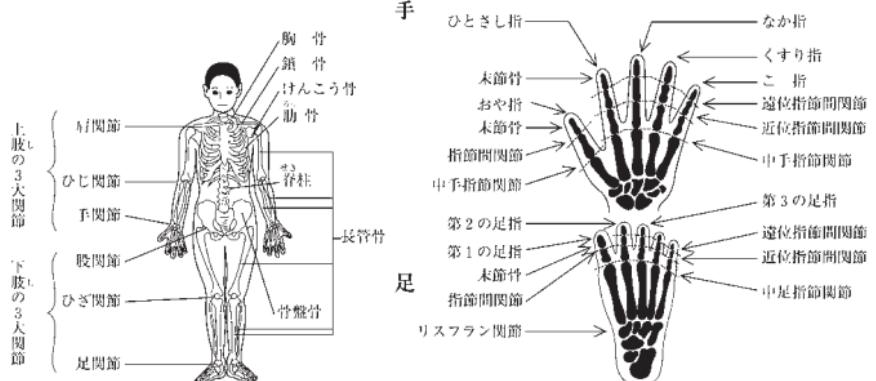
注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 関節などの説明図



別紙 人身傷害補償条項損害額算定基準

(用語の定義)

この人身傷害補償条項損害額算定基準において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
症状固定	傷害の症状が安定し、治療の効果が医学上期待できない状態をいいます。
長管骨	上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被扶養者	被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。
被保険者	人身傷害補償条項の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険者 <small>(注)</small> ②被保険者の父母、配偶者または子 <small>(注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</small>

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害がなされるまでの間または症状固定するまでの間に被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

(1) 救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(2) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接係る必要かつ妥当な実費とします。

② 護送費

事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

③ 診察料

初診料、再診料または往診料に係る必要かつ妥当な実費とします。

④ 入院料

原則として、その地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、個室等その病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

- (5) 投薬料、手術料、処置料等
治療のために必要かつ妥当な実費とします。
- (6) 通院費、転院費、入・退院費
社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車またはバスの料金とし、自家用車を利用した場合は、燃料代の実費相当額とします。
- (7) 看護料
原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。ただし、12歳以下の子供の入院に近親者等が看護した場合には、医師の証明は要しません。
- ア. 看護師料
正規の免許を有する看護師または准看護師の料金（食費を含みます。）とします。
- イ. 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合
家政婦会の料金（食費を含みます。）とします。
- ウ. 近親者等が看護した場合
(ア) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。
(イ) 12歳以下の子供もしくは歩行困難な者の通院に付き添った場合または医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。
(ウ) 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により(ア)または(イ)の額を超えることが明らかな場合は、2. によります。
- (8) 入院中の諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
- (9) 温泉療養費
医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準じる施設において療養する場合の実費とします。
- (10) 柔道整復等の費用
正規の免許を有する柔道整復師、マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術費用に係る必要かつ妥当な実費とします。
- (11) 義肢等の費用
医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖その他身体の機能を補完するための用具の実費とします。
- (12) 診断書等の費用
必要かつ妥当な実費とします。
- (3) 文書料
交通事故証明書、被保険者の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
- (4) その他の費用
(1)から(3)以外の損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相當であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は1日につき5,700円とします。また、下記の算定方法により、1日あたりの減収額が5,700円を下まわった場合は、下記④に該当する者を除き、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

① 紙与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

- ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）とします。ただし、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。
- イ. 入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。
- ウ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現実に支給された金額を差し引きます。
- エ. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。
- オ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により月例給与等の支給がなかった場合と同様に休業損害の対象となる日数として取り扱います。
- カ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者

事故前1か年間の収入額 - **必要経費**

365日

× 寄与率 × 休業損害の対象となる日数

- ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。
- イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。
- ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えて、その代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

事故前1か年間の収入額（固定給を除きます。） - **必要経費**

365日

× 休業損害の対象となる日数

- ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準じる者をいいます。
- イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については、「② 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

- ア. アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。
- イ. 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。
- ウ. 実休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

(2) 家事従事者

[5,700円] × [休業損害の対象となる日数]

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様、現実に家事に従事できなかつた程度等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。また、骨折の傷害を被つた部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギプス等を常時装着した場合は、その日数を実治療日数と同様に取り扱います。

- ① 長管骨の骨折および脊柱の骨折によるギプス等
 - ② 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス等
 - ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等
- (3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者等現実に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合額とします。

[日額] × [対象日数]

(1) 日額

対象日数 入院 1日につき、8,400円
対象日数 通院 1日につき、4,200円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める下記の割合を入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定します。

事故の発生の日から起算して 90日以内の期間	100%
事故の発生の日から起算して 90日超 180日以内の期間	75%
事故の発生の日から起算して180日超 270日以内の期間	45%
事故の発生の日から起算して270日超 390日以内の期間	25%
事故の発生の日から起算して390日超の期間	15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数^(注)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、治療を受けた実通院日数の2倍を限度として定めます。なお、骨折の傷害を被つた部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギプス等を常時装着した場合は、その日数を実通院日数と同様に取り扱います。

ア. 長管骨の骨折および脊柱の骨折によるギプス等

イ. 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス等

ウ. 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等

(注) 期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいいます。

(3) 死産または流産の取扱い

事故との因果関係により、妊婦が胎児を死産または流産(人工流産を含みます)した場合の精神的損害として、上記とは別に下記の金額を支払います。

妊娠月数(週数)	金額
3か月(12週)以内	30万円
4か月(13週)～6か月(24週)	50万円
7か月(25週)～9か月(36週)	80万円
10か月(37週)～	120万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の傷害による損害は、事故とその損害の発生が社会通常上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料および他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は別表3によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、逸失利益が認められる場合は、原則として、(1) および(2) に従い次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } \boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$\boxed{18歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがある場合には、18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } \boxed{18歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}} \times 50\%$$

(2) 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法

- (1) の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（ライプニッツ係数）は、下記のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、かつ、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいずれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者

の症状固定時の年齢とします。

② 労働能力喪失率

付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。ただし、付表5に定める就労可能年数の範囲内とします。

④ ライブニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円
第4級	950万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者および子のいずれもいない場合は、第1級1,600万円、第2級1,300万円、第3級1,100万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、症状固定後に生ずる付添看護および諸経費にかかる費用とし、下記のとおり算定します。

(1) 別表3の1の第1級①または②に該当する場合

① 介護料

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき20万円とします。

② 支払方法

原則として、アによります。ただし、保険金請求権者の請求がある場合には、イによります。

ア. 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

イ. 定期金による支払

症状固定日から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

③ 介護期間

障害の態様、医師の診断等を勘案し、妥当な生存可能年数をもって、付表4に定める平均余命の範囲内で決定します。

④ ライブニッツ係数

介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

(2) 後遺障害等級第1級(別表3の1の第1級①および②を除きます)、第2級、第3級③または④に該当する後遺障害が生じた者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合

① 介護料

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき10万円とします。

② 支払方法

介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

③ 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案し、付表4に定める平均余命の範囲内で決定します。

④ ライブニッツ係数

介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、原則として、(1) および(2) に従い次の算式により計算します。

$$(\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

(1) 被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記のいずれか高い額とします。

ア. $(\boxed{\text{現実収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

イ. $(\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上の学生

$$(\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$(\boxed{\text{全年齢平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

- ④ ①から③以外の者で十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。

ア. $(\boxed{\text{18歳平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

イ. $(\boxed{\text{年齢別平均給与額の50\%}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

(2) 収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法

(1) の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法（ライブニッツ係数）は、下記のとおりとします。

- ① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間に労働の対価として

得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいずれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合の額とします。

ア. 被扶養者がいない場合	50%
イ. 被扶養者が1人の場合	40%
ウ. 被扶養者が2人の場合	35%
エ. 被扶養者が3人以上の場合	30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は、付表5の被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

④ ライブニッツ係数

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表5の被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

(1) 被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
(2) 被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
(3) 被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

付表1 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表 (平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齢 平 均 給 与 額	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表3 ライブニッツ係数表

期間 年	ライプニッツ係数	期間 年	ライプニッツ係数
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

注 幼児、18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

付表4 第20回生命表参考表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84

	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68.93年
 2. 40歳女性の平均余命年数は、46.38年

付表5 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

注 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期 (67歳)までの年数64年 (67年-3年)に対応する係数
19.119
- (2) 就労の始期 (18歳)までの年数15年 (18年-3年)に対応する係数
10.380
- (3) 就労可能年数49年 (64年-15年)
- (4) 適用する係数 8.739 (19.119-10.380)

2. 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

特約一覧表（特約の目次）

ご契約内容・条件により、次の特約が適用されます。

番号	ご契約内容・条件	セットされる特約	記載ページ
運転者の範囲を限定する特約			
①	運転される方を記名被保険者とそのご家族に限定される場合	運転者家族限定特約	102
②	運転される方を「記名被保険者ご本人のみ」または「記名被保険者との配偶者」に限定される場合	運転者本人・夫婦限定特約	103
③	運転される方を一定の年齢以上の方に限定される場合	運転者の年齢条件に関する特約 ＜運転者年齢条件特約＞	104
④	運転される方を20歳以上の方に限定される場合 (対象はフリート契約)	運転者年齢20歳以上限定特約 特定コード：R 3	105
相手の方への補償に関する特約			
対人賠償			
⑤	対人事故により、歩行中の方、自転車に搭乗中の方などを死亡または入院させてしまった場合で、対人賠償責任保険では補償の対象とならない相手の方の過失（責任）割合部分について保険金をお支払いするとき。	対人事故における歩行者等の傷害補償特約 ＜交通弱者補償特約＞	105
⑥	自賠責保険適用除外車について、自賠責保険等で支払われる金額相当額を含めて補償する場合	自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約 特定コード：10	121
対物賠償			
⑦	記名被保険者がレンタカー業者の場合で、ご契約のお車がレンタカーのとき。 (自動的にセット)	レンタカーの対物賠償保険に関する特約	121
⑧	対物事故による相手自動車の修理費が時価額を超える場合で、修理費と時価額との差額を補償するとき。	対物超過修理費補償特約 ＜対物超過修理費特約＞	122
⑨	飲酒運転をしている場合に生じた対物事故を補償しないとき。 (対象はフリート契約)	対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約 特定コード：R 2	123
ご自身とご家族の補償・ご契約のお車に搭乗される方の補償に関する特約			
人身傷害（実損扱）・無保険車傷害			
⑩	記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中、歩行中、自転車に搭乗中の人身傷害事故も補償する場合（無保険車傷害事故を含みます。）	人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約 ＜傷害車外危険補償特約＞	124
⑪	記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中、歩行中、自転車に搭乗中の人身傷害事故のほか、自転車に搭乗中の事故（自動車事故以外）も補償する場合（無保険車傷害事故を含みます。）	人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付） ＜傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）＞	128

(12)	従業員が就業中の人身傷害事故（実損払）を補償しない場合	人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約 ＜人身傷害就業中危険補償対象外特約＞	132
(13)	記名被保険者が法人の場合で、個人被保険者を定められたとき。	人身傷害・無保険車傷害における個人被保険者の設定に関する特約	133
(14)	ご契約のお車が自家用バスまたは営業用バスの場合で、人身傷害補償保険（実損払）をご契約いただいたとき。（自動的にセット）	バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	133
人身傷害（定額払）			
(15)	人身傷害事故（ご契約のお車に搭乗中）を定額払で補償する場合	人身傷害補償特約（定額払） ＜人身傷害補償保険（定額払）＞	134
(16)	「人身傷害補償特約（定額払）」の医療保険金を2倍にしてお支払いする場合	人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の2倍支払特約 ＜人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約＞	139
(17)	「人身傷害補償特約（定額払）」の医療保険金をお支払いしない場合	人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金補償対象外特約 ＜人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約＞	140
(18)	従業員が就業中の人身傷害事故（ご契約のお車に搭乗中）を補償しない場合	人身傷害補償特約（定額払）における従業員の就業中危険補償対象外特約 ＜人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約＞	140
(19)	地震・噴火・津波による人身傷害事故（ご契約のお車に搭乗中）を補償する場合	地震・噴火・津波危険「人身傷害（定額払）」補償特約 特定コード：32	140
ご契約のお車の補償に関する特約			
(20)	自動車との衝突・接触事故（当て逃げを含みます。）およびご契約のお車の走行によらない事故による車両損害に限り補償する場合（＝自動車以外の他物との衝突・接触事故およびご契約のお車の転覆・墜落事故を補償しない場合）	車両損害の単独事故補償対象外特約 ＜エコノミー＞	141
(21)	地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となり、一時金をお支払いする場合	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約 ＜地震・噴火・津波車両全損一時金特約＞	141
(22)	地震・噴火・津波による車両損害を補償する場合	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約 特定コード：40	144

(23)	ご契約のお車が精密機械（電気機器・計器など極めて損傷しやすい機械類）を装着した特種用途自動車の場合 (自動的にセット)	機械装着車に関する「車両損害」特約	145
(24)	ご契約のお車が工作用自動車でブーム部分を補償しない場合	工作用自動車のブーム補償対象外特約 特定コード：48	145
(25)	ご契約のお車が工作用自動車、農耕作業用自動車、消防自動車、タンク車、ふん尿車などの場合 (自動的にセット)	特殊車両における車両保険の適用範囲に関する特約	146
(26)	事故によりご契約のお車を修理される場合などで、代車などのご利用にかかった実費をお支払いするとき。	代車費用補償特約 <代車特約>	147
(27)	車両保険の全損時諸費用保険金をお支払いしない場合	全損時諸費用補償対象外特約	149
(28)	新車価格で車両保険金をお支払いする場合	車両新価保険特約	149
(29)	ご契約のお車を修理される際に、リサイクル部品を使って修理していた場合（「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」とセットでご契約）	リサイクル部品使用特約 <アサンテ>	152
(30)	ご契約のお車を修理される際に、弊社の指定工場へ入庫していただく場合（「リサイクル部品使用特約」とセットでご契約）	指定修理工場入庫条件付車両保険特約 <アサンテ>	153
(31)	相手自動車との衝突・接触事故に限り、免責金額（自己負担額）をゼロとする場合	車両保険の免責金額に関する特約 <車両免ゼロ特約>	154
(32)	車両保険金のお支払限度額を「保険証券記載の保険金額」ではなく、「事故時のご契約のお車の時価額」とする場合	車両保険金の時価払特約 特定コード：E 1	155
(33)	詐欺または横領によって生じた車両損害について補償する場合	詐欺・横領危険「車両損害」補償特約 特定コード：42	157
(34)	ご契約のお車について盗難によって生じた損害を補償しない場合 (対象はフリート契約)	車両盗難危険補償対象外特約 特定コード：F 1	157
(35)	自家用二輪自動車について盗難によって生じた損害を補償する場合	二輪自動車に関する盗難危険補償特約 <二輪盗難危険補償特約>	158
その他の補償に関する特約			
(36)	対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で、ご契約のお車が自家用8車種のとき。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。 (自動的にセット)	他車使用・管理危険補償特約	161

(37)	対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車のとき。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を定めたときに限ります。 (自動的にセット)	他車使用・管理危険補償特約(二輪・原付)	165
(38)	原動機付自転車(借りた原動機付自転車を含みます。)による対人事故、対物事故および無保険車事故を補償する場合	ファミリーバイク特約(人身傷害なし)	169
(39)	原動機付自転車(借りた原動機付自転車を含みます。)による対人事故、対物事故、人身傷害事故および無保険車事故を補償する場合	ファミリーバイク特約(人身傷害あり)	172
(40)	ご契約のお車が事故により自走できない場合などに宿泊費用や帰宅・移動費用をお支払いするとき。	事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約	175
(41)	自動車事故により被害者になられた場合で、弁護士費用や法律相談費用をお支払いするとき。	被害事故弁護士費用等補償特約 <弁護士費用特約>	179
(42)	記名被保険者が法人の場合、記名被保険者が個人かつフリート契約の場合または「リースカーに関する特約」がセットされている場合 (自動的にセット)	臨時代替自動車補償特約	183
(43)	ご契約のお車が記名被保険者の業務のために使用されている場合に限り補償するとき。 (対象はフリート契約)	業務使用中のみ補償特約 特定コード: R 4	186
(44)	ご契約のお車を競技、曲技、試験などに使用する場合	競技、曲技、試験等使用危険補償特約 特定コード:62、63、64	187
(45)	「対人賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約」または「対物賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約」をセットして保険契約をされた自動車について、これらの特約とは別に、危険を限定しない一般の自動車保険契約をご契約される場合に火災・爆発または漏洩危険部分の重複補償を避けるとき。	賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険補償対象外特約 特定コード: 16	187
(46)	対人賠償損害に関して高压ガスの火災・爆発または漏洩危険のみを補償する場合	対人賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約 特定コード: 13	187
(47)	対物賠償損害に関して高压ガスなどの危険物の火災・爆発または漏洩危険のみを補償する場合	対物賠償損害に関する火災・爆発・漏洩危険のみ補償特約 特定コード:13、14、15	188

(48)	住宅（記名被保険者の居住の用に供される住宅）の所有、使用もしくは管理上の事故により、または被保険者の日常生活（住宅以外の不動産および自動車の所有、使用または管理を除きます。）上の事故により他人を死傷させ、もしくは他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合	日常生活賠償責任補償特約	188
(49)	車両保険をご契約いただいた場合。ただし、ノンフリート契約に限ります。 （自動的にセット）	車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）	193
お客さまの“うっかり”をサポートする特約			
(50)	ご契約のお車の所有者が個人の場合またはノンフリート契約の場合 （自動的にセット）	被保険自動車の入替における自動補償特約	194
(51)	記名被保険者が個人の場合で、「運転者年齢条件特約」または「運転者本人・夫婦限定特約」をセットされたノンフリート契約のとき。 （自動的にセット）	家族内新規運転者の自動補償特約	196
(52)	ノンフリート契約の場合 （自動的にセット）	継続契約の取扱いに関する特約 <継続手続き忘れサポート>	197
保険料のお支払方法に関する特約			
(53)	保険料を分割してお支払いいただく場合	保険料分割払特約	198
(54)	「保険料分割払特約」または「保険料分割払特約（新長期分割用）」がセットされたご契約について、ご契約内容の変更に伴う追加保険料を分割してお支払いいただく場合	保険料分割払特約（新長期分割用）	199
(55)	初回保険料を口座振替等によりお支払いいただく場合	追加保険料に関する保険料分割払特約 <初回即収特約>	202
(56)	初回保険料をクレジットカードによりお支払いいただく場合	初回保険料の払込みに関する特約	204
(57)	保険料をクレジットカードによりお支払いいただく場合	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	205
(58)	ご契約内容の変更を弊社所定のご連絡先にご通知いただく場合	クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式） <クレジットカード払特約（携帯電話方式）>	206
(59)	保険期間が1年を超えるご契約の保険料を一括してお支払いいただく場合	告知事項等の通知に関する特約	207
(60)	ご契約内容の変更に伴う追加保険料を口座振替等によりお支払いいただく場合で、所定の条件を満たすとき。	長期保険保険料一括払特約 特定コード：38	208
(61)		追加保険料の払込みに関する特約 <契約内容変更（異動）キャッシュレス特約>	209

(62)	保険期間の中途中でご契約を解約されたご契約者が、同一の記名被保険者・ご契約のお車による新契約を弊社所定のご連絡先を通じてご契約いただく場合	新契約の申込みに関する特約	212
(63)	保険契約の締結後、保険期間が始まるまでの間に生じたご契約内容の変更に伴う追加保険料を口座振替等によりお支払いいただく場合	訂正保険料の払込みに関する特約	213
団体扱・集団扱に関する特約			
(64)		団体扱特約(一般A)	215
(65)		団体扱特約(一般B)	218
(66)	ご契約者が勤務される団体の集金者によって保険料が集金される場合	団体扱特約(一般C)	220
(67)		団体扱特約	222
(68)		団体扱特約(口座振替方式)	224
(69)	団体扱契約について、弊社と集金者との間で「集金契約書に係わる覚書」を交わしている場合	団体扱特約(一般A)における追加保険料に関する特約	227
(70)		団体扱特約(一般B)における追加保険料に関する特約	228
(71)		団体扱特約(一般C)における追加保険料に関する特約	230
(72)		団体扱特約における追加保険料に関する特約	231
(73)		団体扱特約(口座振替方式)における追加保険料に関する特約	232
(74)		集団扱特約(直接集金方式)	234
(75)	ご契約者が所属される集団の集金者によって保険料が集金される場合	集団扱特約(口座振替方式)	236
(76)	集団扱契約について、弊社と集金者との間で「集金契約書に係わる覚書」を交わしている場合	集団扱特約(直接集金方式)における追加保険料に関する特約	238
(77)		集団扱特約(口座振替方式)における追加保険料に関する特約	240
(78)	ご契約者が勤務される団体の集金者またはご契約者が所属される集団の集金者によって保険料が集金される場合で、長期契約の保険料を分割してお支払いいただくとき。	新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)	241
ご契約のお手続きに関する特約・その他の特約			
(79)	ご契約者が所有・使用されるお車を一括してご契約いただく場合 (対象はフリート契約)	全車両一括付保特約	243
(80)	「リースカーの自動車保険に関する特約」に基づきご契約いただく場合 (自動的にセット)	リースカーに関する特約	245
(81)	自家用自動車管理業者が自家用自動車管理請負契約に基づき自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを一括してご契約いただく場合	管理請負自家用自動車保険特約	246

⑧②	保険契約実績のない新規のご契約者に対して、所定の条件を満たす場合に、保険期間の終了後に保険料の一部を返還するとき。 (対象はフリート契約)	フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項 特定コード：FF	249
⑧③	弊社所定のご連絡先への電話などの通信手段によりご契約いただく場合	通信販売に関する特約	249
⑧④	保険証券を発行せず、インターネットのお客さま専用ホームページに表示されたご契約内容を保険証券の代わりにする場合	保険証券の発行に関する特約	251
⑧⑤	共同保険でご契約いただく場合	共同保険に関する特約	252

特約

① 運転者家族限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいい、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約が付帯された時以後、保険期間の末日までの期間とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
元家族	保険期間の初日において次のいずれかに該当していた者をいいます。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその家族に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条（元家族の取扱い）

当会社は、家族のほか、元家族を家族とみなします。ただし、保険契約者または記名被保険者が、元家族である事実が確認できる公的資料等を当会社に提出し、当会社が妥当であると認めた場合に限ります。

第4条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
 - ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故
- (2) 被保険自動車を運転していた者が元家族である場合には、当会社は、元家族が家族に該当しなくなった日（以下「事実の発生日」といいます。）以

- 後の期間に対して追加保険料を請求します。
- (3) (2)の場合において、保険契約者または記名被保険者は、事実の発生日が確認できる公的資料等を当会社に提出しなければなりません。公的資料等の提出がない場合、または提出された公的資料等によって事実の発生日が特定できない場合には、当会社は、保険期間の初日以後の期間に対して追加保険料を請求します。
- (4) 保険契約者が(2)または(3)の追加保険料を遅滞なく払い込まなかった場合は、当会社は、前条の規定は適用しません。

② 運転者本人・夫婦限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいい、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約が付帯された時以後、保険期間の末日までの期間とします。
元配偶者	保険期間の初日において記名被保険者の配偶者であった者をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、被保険自動車について運転する者を記名被保険者およびその配偶者に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

第3条（元配偶者の取扱い）

当会社は、配偶者のほか、元配偶者を配偶者とみなします。ただし、保険契約者または記名被保険者が、元配偶者である事実が確認できる公的資料等を当会社に提出し、当会社が妥当であると認めた場合に限ります。

第4条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
 - ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故
- (2) 被保険自動車を運転していた者が元配偶者である場合には、当会社は、元配偶者が記名被保険者の配偶者でなくなった日（以下「事実の発生日」といいます。）以後の期間に対して追加保険料を請求します。
- (3) (2)の場合において、保険契約者または記名被保険者は、事実の発生日が

確認できる公的資料等を当会社に提出しなければなりません。公的資料等の提出がない場合、または提出された公的資料等によって事実の発生日が特定できない場合には、当会社は、保険期間の初日以後の期間に対して追加保険料を請求します。

(4) 保険契約者が(2)または(3)の追加保険料を遅滞なく払い込まなかった場合は、当会社は、前条の規定は適用しません。

③ 運転者の年齢条件に関する特約 <運転者年齢条件特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	被保険自動車を運転する者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、保険証券に運転者の年齢条件が記載されている場合に適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
- ⑤ 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車(キャンピング車)
- ⑨ 二輪自動車
- ⑩ 原動機付自転車

第3条 (運転者の年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

(1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用者

(2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する対人事故および対物事故

(3) この保険契約に車両損害の単独事故補償対象外特約が適用されている場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)(1)ただし書の規定に定める損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

④ 運転者年齢20歳以上限定特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券に運転者年齢20歳以上限定の旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (運転者年齢19歳以下の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

(1) 当会社は、この特約により、19歳以下の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。

- ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 対人事故
- ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた対物事故
- ④ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約第3条(保険金を支払う場合)(1)に定める傷害補償事故

(2) この保険契約に車両損害の単独事故補償対象外特約が適用されている場合には、同特約第3条(保険金を支払わない場合)(1)ただし書の規定に定める損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

⑤ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約 <交通弱者補償特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、傷害被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的制度	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第73条(他の法令による給付との調整等)に定める法令 ^(注) による給付を行う制度であって、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して給付を行うものをいいます。 (注) 健康保険法(大正11年法律第70号)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他政令で定める法令をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
傷害被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。

人身傷害補償保険等	傷害被保険者について適用される保険契約または共済契約で、傷害被保険者が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害 ^(注) を被ることによって傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、保険金を支払うことと全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。 (注) ガス中毒を含みます。ただし、日射、熱射または精神的衝動による障害および傷害被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、傷害被保険者が医師である場合は、傷害被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して傷害被保険者の生命または身体を害することにより、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
賠償被保険者	普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)に規定する被保険者 ^(注) をいいます。 (注) 普通保険約款賠償責任条項の補償の対象となる者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険金請求権者	第3条(1)に規定する傷害補償事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①傷害被保険者 ^(注) ②傷害被保険者の父母、配偶者または子 (注) 傷害被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して傷害被保険者が身体に傷害を被り、その傷害によって次のいずれかに該当する場合(以下「傷害補償事故」といいます。)で、傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 死亡した場合
- ② 入院した場合

(2) (1)の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1)の傷害には、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 傷害被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(4) (1)の損害の額は、第9条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 傷害被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 傷害被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償被保険者である場合は、保険金を支払いません。

- ① 傷害被保険者の父母、配偶者または子

- ② 傷害被保険者の使用者。ただし、傷害被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。）に従事している場合に限ります。

（2）当会社は、傷害被保険者の父母、配偶者または子の運転する被保険自動車によって傷害被保険者の生命または身体が害された場合は、保険金を支払いません。

（3）当会社は、傷害被保険者が普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）①に規定する記名被保険者に該当する場合は、保険金を支払いません。

（4）傷害補償事故により賠償被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定により、保険金が支払われない場合は、当会社は、この特約による保険金を支払いません。

第7条（傷害被保険者の範囲）

この特約における傷害被保険者は、歩行者、自転車により通行する者等自動車に搭乗中^(注)でない者とします。

（注）搭乗中

搭乗している場所および搭乗の方法を問いません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの傷害被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、傷害被保険者が傷害補償事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める対人事故における歩行者等の傷害補償特約損害額算定基準により算定された金額（以下「区分ごとの算定金額」といいます。）の合計額とします。ただし、損害額の全部または一部に相当する額を給付する公的制度を利用した場合、その公的制度の適用がある損害については、保険金請求権者が現実に負担する額のみとします。なお、区分ごとの算定金額が自賠責保険等によって支払われる金額を下まわる場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害 医師の治療を要した場合
- ② 後遺障害 後遺障害が生じた場合
- ③ 死亡 死亡した場合

（2）普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2（以下「別表3」といいます。）の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（3）同一事故により、別表3に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、

当会社は、次のいずれかに定める等級により損害額を算定します。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級
- (4) 既に後遺障害のある傷害被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級による算定された損害額	-	既にあった後遺障害に該当する等級により算定された損害額	=	損害額
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	-----

第10条(支払保険金の計算)

1回の傷害補償事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。この場合において、1回の傷害補償事故につき当会社の支払う保険金の額は、傷害被保険者1名につき、2億円を限度とします。

前条の規定により決定される損害額	-	次の①から⑥までの合計額	=	保険金の額
------------------	---	--------------	---	-------

- ① 前条(1)の規定により決定される損害額のうち、自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し、または支払われた金額
- ② 前条(1)の規定により決定される損害額のうち、対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- ③ 人身傷害補償保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、人身傷害補償保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑤ 前条(1)の規定により決定される損害額のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第3条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額、保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。)

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 傷害被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を算定します。
- (2) 正当な理由がなく傷害被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより、第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で算定します。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

第13条(保険金請求権者の義務等)

- (1) 傷害被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 保険金請求権者が第3条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険

- 等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 人身傷害補償保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、人身傷害補償保険等の有無およびその内容
- (3) 傷害補償事故の原因となった被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および傷害被保険者との関係
- (2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによつて当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者の負担する法律上の損害賠償責任について、傷害被保険者および保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を放棄、承認または合意してはなりません。
- (5) 傷害被保険者および保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合には、当会社は、傷害被保険者および保険金請求権者の放棄、承認または合意がなければ賠償被保険者以外の賠償義務者または第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第3条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第14条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が賠償被保険者に対して有する法律上の損害賠償責任の額について、保険金請求権者と賠償被保険者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第15条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第16条 (保険金の支払による請求権の移転)

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その損害の補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- (2) 保険金請求権者は、(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第17条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)②もしくは③の規定に定める通知または同条項第23条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、傷害被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した傷害被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 当会社は、(1)のほか、治療期間が1年を超える場合には、傷害補償事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、保険契約者、傷害被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した傷害被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (3) (1)および(2)の規定による診断または死体の検案^(注)のために要した費用は、当会社が負担します。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

(注) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第18条 (時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条(用語の定義)「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項における被保険者」とあるのは「賠償被保険者」
- ④ 第13条(4)②の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑤ 第13条(4)②の規定中「損害のうち、(1)③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害」とあるのは「損害。ただし、賠償被保険者が(1)③のいずれにも該当しない場合に限ります。」
- ⑥ 第29条(代位)(1)および(2)の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」
- (2) この保険契約に適用される対人賠償保険等が、被保険自動車以外の自動車を被保険自動車とみなして適用される場合で、第2条(この特約の適用条件)の条件が満たされたときは、その被保険自動車以外の自動車を被保険自動車とみなして、この特約を適用します。

別紙 対人事故における歩行者等の傷害補償特約損害額算定基準

(用語の定義)

この対人事故における歩行者等の傷害補償特約損害額算定基準において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、傷害被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
症状固定	傷害の症状が安定し、治療の効果が医学上期待できない状態をいいます。
長管骨	上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、傷害被保険者が医師である場合は、傷害被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被扶養者	傷害被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。
傷害被保険者	対人事故における歩行者等の傷害補償特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	対人事故における歩行者等の傷害補償特約第3条(保険金を支払う場合)(1)に定める傷害補償事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①傷害被保険者 ②傷害被保険者の父母、配偶者または子 (注) 傷害被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害がなされるまでの間または症状固定するまでの間に傷害被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

(1) 救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(2) 治療関係費

① 応急手当費

応急手当に直接係る必要かつ妥当な実費とします。

② 護送費

事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

③ 診察料

初診料、再診料または往診料に係る必要かつ妥当な実費とします。

④ 入院料

原則として、その地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、個室等その病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

⑤ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

⑥ 通院費、転院費、入・退院費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車またはバスの料金とし、自家用車を利用した場合は、燃料代の実費相当額とします。

⑦ 看護料

原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。ただし、12歳以下の子供の入院に近親者等が看護した場合には、医師の証明は要しません。

ア. 看護師料

正規の免許を有する看護師または准看護師の料金（食費を含みます。）とします。

イ. 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合

家政婦会の料金（食費を含みます。）とします。

ウ. 近親者等が看護した場合

（ア）入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

（イ）12歳以下の子供もしくは歩行困難な者の通院に付き添った場合は、または医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。

（ウ）近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により（ア）または（イ）の額を超えることが明らかな場合は、2. によります。

⑧ 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

⑨ 温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準じる施設において療養する場合の実費とします。

⑩ 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術費用に係る必要かつ妥当な実費とします。

⑪ 義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖その他身体の機能を補完するための用具の実費とします。

⑫ 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

（3）文書料

交通事故証明書、傷害被保険者の印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

（4）その他の費用

（1）から（3）以外の損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入（専ら傷害被保険者本人の労働の対価として得ているも

の) が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、傷害被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は1日につき5,700円とします。また、下記の算定方法により、1日あたりの減収額が5,700円を下まわった場合は、下記④に該当する者を除き、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、傷害被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

① 紙与所得者

$$\boxed{\text{事故直前3か月間の月例給与等}} \times \boxed{\text{休業損害の対象となる日数}}$$

90日

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額(本給および付加給)とします。ただし、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。

イ. 入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。

ウ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現実に支給された金額を差し引きます。

エ. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

オ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により月例給与等の支給がなかった場合と同様に休業損害の対象となる日数として取り扱います。

カ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、傷害被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者

$$\boxed{\text{事故前1か年間の収入額}} - \boxed{\text{必要経費}}$$

365日

$$\times \boxed{\text{寄与率}} \times \boxed{\text{休業損害の対象となる日数}}$$

ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、傷害被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

イ. 寄与率は、傷害被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

ウ. 代替労力を利用した場合は、傷害被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、傷害被保険者本人の休業損害に代えて、その代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

$$\boxed{\text{事故前1か年間の収入額(固定給を除きます)}} - \boxed{\text{必要経費}}$$

365日

$$\times \boxed{\text{休業損害の対象となる日数}}$$

ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準じる者をいいます。

イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については、「② 商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

ア. アルバイト・パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。

イ. 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。

ウ. 実休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

(2) 家事従事者

5,700円 × 休業損害の対象となる日数

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、傷害被保険者の傷害の態様、現実に家事に従事できなかつた程度等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。また、骨折の傷害を被つた部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギプス等を常時装着した場合は、その日数を実治療日数と同様に取り扱います。

- ① 長管骨の骨折および脊柱の骨折によるギプス等
- ② 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス等
- ③ 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等

(3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者等現実に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合額とします。

日額 × 対象日数

(1) 日額

対象日数 入院1日につき、8,400円

対象日数 通院1日につき、4,200円

(2) 対象日数

期間区分ごとに定める下記の割合を入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定します。

事故の発生の日から起算して 90日以内の期間	100%
事故の発生の日から起算して 90日超 180日以内の期間	75%
事故の発生の日から起算して180日超 270日以内の期間	45%
事故の発生の日から起算して270日超 390日以内の期間	25%
事故の発生の日から起算して390日超の期間	15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数^(注)から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、治療を受けた実通院日数の2倍を限度として定めます。なお、骨折の傷害を被つた部位を固定するために治療により次のいずれかに該当するギプス等を常時装着した場合は、その日数を実通院日数と同様に取り扱います。

ア. 長管骨の骨折および脊柱の骨折によるギプス等

イ. 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス等

ウ. 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等

(注) 期間区分ごとの総日数

治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの総日数をいいます。

(3) 死産または流産の取扱い

事故との因果関係により、妊婦が胎児を死産または流産(人工流産を含みます)した場合の精神的損害として、上記とは別に下記の金額を支払います。

特

約

妊娠月数(週数)	金額
3か月(12週)以内	30万円
4か月(13週)～6か月(24週)	50万円
7か月(25週)～9か月(36週)	80万円
10か月(37週)～	120万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の傷害による損害は、事故とその損害の発生が社会通常上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は別表3によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、逸失利益が認められる場合は、原則として、(1)および(2)に従い次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

(1) 傷害被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } \boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上の学生

$$\boxed{\text{年齢別平均給与額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$\boxed{18歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがある場合には、18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。

$$\text{ア. } \boxed{18歳平均給与額} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

$$\text{イ. } \boxed{\text{年齢別平均給与額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライピニツツ係数}}$$

(2) 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法
(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法(ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいざれか高い額とし、かつ、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいざれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、傷害被保険者の症状固定時の年齢とします。

② 労働能力喪失率

付表2に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、傷害被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、傷害被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。ただし、付表5に定める就労可能年数の範囲内とします。

④ ライプニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応するライプニッツ係数は、付表3によります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	2,000万円
第2級	1,500万円
第3級	1,250万円
第4級	950万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者および子のいざれもいない場合は、第1級1,600万円、第2級1,300万円、第3級1,100万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、症状固定後に生ずる付添看護および諸雑費にかかる費用とし、下記のとおり算定します。

(1) 普通保険約款別表3の1の第1級①または②に該当する場合

① 介護料

入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき20万円とします。

② 支払方法

原則として、アによります。ただし、保険金請求権者の請求がある場合には、イによります。

ア. 一時金による支払

介護料に介護期間に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。

イ. 定期金による支払

症状固定日から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

- ③ 介護期間
障害の態様、医師の診断等を勘案し、妥当な生存可能年数をもって、付表4に定める平均余命の範囲内で決定します。
- ④ ライブニッツ係数
介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。
- (2) 後遺障害等級第1級(普通保険約款別表3の1の第1級①および②を除きます。)、第2級、第3級③または④に該当する後遺障害が生じた者で、かつ、随時介護を要すると認められる場合
- ① 介護料
入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき10万円とします。
- ② 支払方法
介護料に介護期間に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
- ③ 介護期間
障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断等を勘案し、付表4に定める平均余命の範囲内で決定します。
- ④ ライブニッツ係数
介護期間に対応するライブニッツ係数は、付表3によります。

4. その他の損害
1. から3. 以外の後遺障害による損害は、事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費
60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。
2. 逸失利益
死亡により生じた将来の得ることができたと考えられる利益の損失をいい、原則として、(1) および(2) に従い次の算式により計算します。

$$(\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

(1) 傷害被保険者区分別計算方法

- ① 家事従事者以外の有職者で現実収入額の立証が可能な者
下記のいずれか高い額とします。

ア. $(\boxed{\text{現実収入額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

イ. $(\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ② 有職者で現実収入額の立証が困難な者、家事従事者および18歳以上の学生

$$(\boxed{\text{年齢別平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下まわる場合で、就労可能年数中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上まわるものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額を使用するものとします。

- ③ 幼児および18歳未満の学生

$$(\boxed{\text{全年齢平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}}) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}}$$

- ④ ①から③以外の者で十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。

ア.
$$\boxed{18\text{歳平均給与額}} - \boxed{\text{生活費}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{就労可能年数に対応} \\ \text{するライプニッツ係数} \end{array}}$$

イ.
$$\boxed{\begin{array}{l} \text{年齢別平均給与額} \\ \text{の50%} \end{array}} - \boxed{\text{生活費}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{就労可能年数に対応} \\ \text{するライプニッツ係数} \end{array}}$$

(2) 収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法

(1) の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法(ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

① 収入額

ア. 現実収入額は、原則として、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は、その時点の付表1に定める年齢別平均給与額または全年齢平均給与額のうちいかれか低い額を基礎に決定します。

イ. 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合の額とします。

ア. 被扶養者がいない場合	50%
イ. 被扶養者が1人の場合	40%
ウ. 被扶養者が2人の場合	35%
エ. 被扶養者が3人以上の場合	30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は、付表5の傷害被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

④ ライプニッツ係数

就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表5の傷害被保険者の死亡時の年齢に対応する年数によります。

3. 精神的損害

傷害被保険者区別に下記の金額を基準とします。

(1) 傷害被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
(2) 傷害被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
(3) 傷害被保険者が上記以外の場合	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、事故とその損害の発生が社会通常上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費とします。

付表1 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齢 平 均 給 与 額	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200

32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表2 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表3 ライブニッツ係数表

期間 年	ライブニッツ係数	期間 年	ライブニッツ係数
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

注 幼児、18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

付表4 第20回生命表参考表による平均余命

(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	78.56 85.52	77.79 84.73	76.83 83.76	75.85 82.78	74.87 81.80	73.88 80.81	72.89 79.81	71.90 78.82	70.91 77.83	69.92 76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男女	68.93 75.84	67.93 74.85	66.94 73.85	65.95 72.86	64.96 71.86	63.97 70.87	62.98 69.88	62.00 68.89	61.02 67.90	60.05 66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男女	59.08 65.93	58.11 64.95	57.14 63.96	56.18 62.98	55.22 62.00	54.25 61.02	53.29 60.04	52.32 59.06	51.36 58.08	50.39 57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男女	49.43 56.12	48.47 55.14	47.50 54.16	46.54 53.18	45.58 52.21	44.62 51.23	43.67 50.26	42.71 49.29	41.76 48.32	40.81 47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男女	39.86 46.38	38.92 45.42	37.98 44.45	37.04 43.49	36.11 42.53	35.18 41.57	34.26 40.62	33.35 39.67	32.44 38.72	31.53 37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男女	30.63 36.84	29.74 35.90	28.86 34.97	27.98 34.04	27.11 33.12	26.25 32.20	25.40 31.28	24.56 30.37	23.73 29.46	22.91 28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男女	22.09 27.66	21.28 26.75	20.48 25.86	19.69 24.97	18.91 24.08	18.13 23.19	17.36 22.32	16.59 21.45	15.84 20.58	15.11 19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男女	14.39 18.88	13.69 18.05	13.01 17.22	12.35 16.41	11.70 15.62	11.07 14.83	10.46 14.06	9.87 13.30	9.30 12.56	8.75 11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男女	8.22 11.13	7.71 10.45	7.22 9.79	6.76 9.16	6.31 8.56	5.89 7.99	5.50 7.44	5.12 6.92	4.78 6.43	4.45 5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男女	4.15 5.53	3.87 5.13	3.61 4.75	3.37 4.39	3.14 4.07	2.93 3.77	2.74 3.49	2.56 3.22	2.39 2.98	2.23 2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男女	2.08 2.54	1.95 2.34	1.82 2.16	1.70 2.00	1.59 1.84	1.49 1.70	1.39 1.56	1.30 1.44	1.22 1.33	1.14 1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男女	1.07 1.12	1.00 1.04	— 0.96	— 0.88	— 0.82					

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68.93年

2. 40歳女性の平均余命年数は、46.38年

付表5 死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

注 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者(有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外)における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)
に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)
に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年(64年-15年)
- (4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

2. 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

⑥ 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。

第2条（自賠責保険等適用除外車に関する取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(3)および第15条（支払保険金の計算－対人賠償）(1)の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第11条(3)および第15条(1)の自賠責保険等によって支払われる金額を差し引きません。
- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第9条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）および同条項第10条（当会社による解決－対人賠償）の規定は適用せず、かつ、これらの規定に係る費用に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)③の規定を「損害賠償請求権者が被保険者に対して、対人事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。」と読み替えて適用します。
- (5) (4)の規定により損害賠償額の支払の請求があった場合は、当会社は、損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾したときに限り損害賠償額を支払います。

第3条（自賠責保険等の契約がある場合）

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されている場合には、前条の規定は適用しません。

⑦ レンタカーの対物賠償保険に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車がレンタカー^(注)であり、かつ、記名被保険者がレンタカー事業者である場合に適用されます。

(注) レンタカー

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第3条（対物賠償保険の特則）

当会社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について被保険自動車の借受人である被保険者^(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）①の規定は適用しません。

(注) 被保険者

記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関を除きます。

⑧ 対物超過修理費補償特約 <対物超過修理費特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	相手自動車に損害が生じた地および時における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
対物超過修理費	相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上まわると認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲－対人・対物賠償共通)に規定する被保険者が該当します。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、次の条件をいずれも満たすときは、被保険者が負担する対物超過修理費に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 対物事故により滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車であること。
- ② 普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定により保険金が支払われること。
- ③ 当会社が相手自動車の損害の調査をした結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上まわると認められること。
- ④ 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を修理すること。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、次条に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

被保険者が相手自動車の価額
について負担する法律上の損害賠償責任の額

$$\text{対物超過修理費} \times \frac{\text{被保険者が相手自動車の価額}}{\text{相手自動車の価額}} = \text{保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超過するときは、当会社は、(1)に定める保険金の額からその超過額（以下「超過額」といいます。）を差し引きます。この場合において、既に超過額について(1)に定める保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額^(注)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

(注) 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額
相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を差し引いた額とします。

第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に對してのみ保険金を支払います。

第7条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびにこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。

⑨ 対物賠償損害に関する飲酒運転補償対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払わない場合－対物賠償)

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、同条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）に定める保険金を支払いません。

⑩ 人身傷害・無保険車傷害に関する 自動車危険補償特約 <傷害車外危険補償特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 <small>(注)</small> を除きます。 <small>(注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</small>
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第4条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)(1)に定める人身傷害事故または無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険者 <small>(注)</small> ②被保険者の父母、配偶者または子 <small>(注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。</small>
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無保険自動車	<p>相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額^(注1)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるとときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ②その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 <p>(注1) ③の場合に該当すると認められる自動車以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。</p> <p>(注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。</p>
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、同条項および普通保険約款基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

- ① 自動車の運行に起因する事故
- ② 自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者が自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中である場合に限ります。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。

(2) (1)の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1)の傷害には、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(4) (1)の損害の額は、普通保険約款人身傷害補償条項第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第4条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による同条(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)
- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が同条(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金

または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第5条 (保険金を支払わない場合－人身傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）および同条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、第7条（被保険者の範囲－人身傷害）(1)①から④までのいずれかに該当する者が所有^(注1)または主として使用する他の自動車に搭乗中の事故
- ② 被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者が所有する他の自動車を運転している間に生じた事故
- ③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた事故
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故
- ⑤ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

(注1) 所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。以下この条において同様とします。

(注2) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。以下同様とします。

第6条 (保険金を支払わない場合－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）、同条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）および同条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた事故
- ② 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故
- ③ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。

第7条 (被保険者の範囲－人身傷害)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の保有者
 - ⑥ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の運転者
- (2) (1) の規定にかかわらず、(1) ⑤の保有者または⑥の運転者（以下「保有者等」といいます。）は、保有者等が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって保有者等に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- (3) (1) および(2) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で他の自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として他の自動車を受託している自動車取扱業者

第8条（被保険者の範囲－無保険車傷害）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第6条（被保険者の範囲）に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1) の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で他の自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

第9条（支払保険金の計算－無保険車傷害）

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第10条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\text{同条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額} + \text{同条項第9条（費用）の費用} - \text{次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額} = \text{保険金の額}$$

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が同条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注1)
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注2)
- ④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- ⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ⑥ 同条項第8条の規定により決定される損害額および同条項第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注2) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第10条（個別適用－人身傷害・無保険車傷害共通）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第11条（保険金請求権者の義務－人身傷害）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）(1)の損害を被った場合、人身傷害事故の原因となった他の自動車があるときは、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(2)および(5)②の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」

⑪ 人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険 補償特約（自転車搭乗中危険補償付）

＜傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車 ^(注) を除きます。 (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運転者	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に定める自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。

他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第4条(保険金を支払う場合－無保険車傷害)の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金請求権者	第3条(保険金を支払う場合－人身傷害)(1)に定める人身傷害事故または無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険者 ②被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額 ^(注1) が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ①その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ②その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額 ^(注2) が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) ③の場合に該当すると認められる自動車以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、同条項および普通保険約款基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

① 自動車の運行に起因する事故

- ② 自転車の運行に起因する事故。ただし、被保険者が自転車に搭乗中である場合に限ります。
- ③ 自動車または自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車または自転車の落下。ただし、被保険者が自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注) または自転車に搭乗中である場合に限ります。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。

(2) (1) の傷害には、ガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(4) (1) の損害の額は、普通保険約款人身傷害補償条項第7条(損害額の決定)に定める損害の額とします。

第4条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による同条(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

① 自賠責保険等によって支払われる金額^(注1)

② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が同条(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注2)

③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注3)

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。以下同様とします。

(注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第5条 (保険金を支払わない場合－人身傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第3条(保険金を支払わない場合－その1)および同条項第4条(保険金を支払わない場合－その2)に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が、第7条(被保険者の範囲－人身傷害)(1)①から④までのいずれかに該当する者が所有^(注1) または主として使用する他の自動車に搭乗中の事故

② 被保険者が、その使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者が所有する他の自動車を運転している間に生じた事故

③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた事故

④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故

⑤ 被保険者が搭乗中の自転車または他の自動車を競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために使用すること、または被保険者が搭乗中の自転車または他の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

⑥ 被保険者が業務として行った自転車の修理、点検、整備、清掃の作業に直接起因する事故

(注1) 所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下この条において同様とします。

(注2) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。以下
同様とします。

第6条 (保険金を支払わない場合－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第3条(保険金を支払わない場合－その1)、同条項第4条(保険金を支払わない場合－その2)および同条項第5条(保険金を支払わない場合－その3)に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた事故
- ② 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故
- ③ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。

第7条 (被保険者の範囲－人身傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第5条(被保険者の範囲)に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の保有者
- ⑥ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の運転者

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)⑤の保有者または⑥の運転者(以下「保有者等」といいます。)は、保有者等が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって保有者等に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で他の自動車に搭乗中の者
- ② 業務として他の自動車を受託している自動車取扱業者

第8条 (被保険者の範囲－無保険車傷害)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第6条(被保険者の範囲)に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗していない場合であっても、同条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で他の自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

第9条 (支払保険金の計算－無保険車傷害)

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第10条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

同条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	+	同条項第9条（費用）の費用	-	次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額	=	保険金の額
------------------------------	---	---------------	---	---	---	-------

- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額
 (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が同条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額^(注1)
 (3) 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額^(注2)
 (4) 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
 (5) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 (6) 同条項第8条の規定により決定される損害額および同条項第9条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

(注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

(注2) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第10条（個別適用－人身傷害・無保険車傷害共通）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第11条（保険金請求権者の義務－人身傷害）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合－人身傷害）(1)の損害を被った場合、人身傷害事故の原因となった自転車または他の自動車があるときは、保険金請求権者は、その自転車または自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
 (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- (1) 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
 (2) 第13条(2)および(5)(2)の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」

⑫ 人身傷害補償保険における従業員の就業中危険補償対象外特約 <人身傷害就業中危険補償対象外特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（就業中危険の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中にその使用人が傷害を被ることによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑬ 人身傷害・無保険車傷害における個人被保険者の設定に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
個人被保険者	保険証券記載の個人被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項または普通保険約款無保険車傷害条項および人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）の適用があり、記名被保険者が法人である場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（被保険者の範囲）

当社は、この特約により、人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約第7条（被保険者の範囲－人身傷害）および同特約第8条（被保険者の範囲－無保険車傷害）または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）第7条（被保険者の範囲－人身傷害）および同特約第8条（被保険者の範囲－無保険車傷害）に規定する被保険者のほか、次のいずれかに該当する者をこれらの特約の被保険者とします。

- ① 個人被保険者
- ② 個人被保険者の配偶者
- ③ 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が、前条①から④までのいずれかに該当する者が所有^(注)または主として使用する他の自動車に搭乗中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）所有

所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款人身傷害補償条項、無保険車傷害条項および基本条項の規定を準用します。

⑭ バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
保険金	普通保険約款人身傷害補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の保険金をいいます。

用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車である場合に適用されます。

- ① 自家用バス
- ② 営業用バス

第3条（当会社の責任限度額等）

(1) 当会社の支払うべき保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、保険証券記載の1事故保険金額（以下「1事故保険金額」といいます。）を限度とします。

(2) 普通保険約款人身傷害補償条項第9条（支払保険金の計算）(1)または同条(2)の規定による被保険者1名ごとの保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う保険金の額を決定します。

$$1\text{事故保険金額} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c}\text{被保険者1名ごと}\text{の保険金の額}\end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c}\text{被保険者1名ごと}\text{の保険金の合計額}\end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c}\text{被保険者1名ごと}\text{に支払う保険金の額}\end{array}}$$

第4条（保険金の請求）

保険金の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

⑯ 人身傷害補償特約（定額払） <人身傷害補償保険（定額払）>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (2) (1) の傷害には、ガス中毒を含みます。
- (3) (1) の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注2)すること。

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいいます。

(注2) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者とします。

(注) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、そ

の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額^(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額

1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表3の1または別表3の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表3の1または別表3の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する別表1の保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) 普通保険約款別表3の1または別表3の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、普通保険約款別表3の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する別表1の保険金支払割合

② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する別表1の保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する別表1の保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する別表1の保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表3の1または別表3の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する別表1の保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する別表1の保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第10条（医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

① 入院または通院した治療日数の合計が3日以上の場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表2に定める金額

② 入院または通院した治療日数の合計が2日以下の場合は、1回の事故につき、1万円

(2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) (1)①の場合において、別表2の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する症状に該当したものとみなします。

(4) (1)①の場合において、同一事故により被った傷害の部位およびその症状が、別表2の複数の項目に該当するときは、当会社は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。この場合において、当会社が既に低い金額で医療保険金を支払っていたときは、当会社は、支払われるべき高い金額から既に支払った医療保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

(5) 当会社が(1)①の医療保険金を支払う場合において、既に(1)②の医療保険金を支払っていたときは、当会社は、(1)①の金額から既に支払った(1)②の金額を差し引いて、その残額を支払います。

第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより、第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条 (当会社の責任限度額等)

(1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条(死亡保険金の支払)、第9条(後遺障害保険金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条(医療保険金の支払)および前条の規定による医療保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被保険自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金ならびに医療保険金の総額は、1回の事故につき、次の額を限度とします。

① 死亡保険金および後遺障害保険金については、保険証券記載の1事故保険金額(以下「1事故保険金額」といいます。)。この場合、(1)の規定による被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額を超えるときは、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

$$\boxed{1\text{事故保険金額}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとの死} \\ \text{亡保険金および後遺障} \\ \text{害保険金の額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとの死} \\ \text{亡保険金および後遺障} \\ \text{害保険金の合計額} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとに支} \\ \text{払う死亡保険金および} \\ \text{後遺障害保険金の額} \end{array}}$$

② 医療保険金については、次の算式によって算出した医療保険金1事故限度額

$$\boxed{100\text{万円}} \times \frac{\boxed{1\text{事故保険金額}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとの保} \\ \text{険証券記載の保険金額} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{医療保険金} \\ 1\text{事故限度額} \end{array}}$$

この場合、(2)の規定による被保険者1名ごとの医療保険金の合計額が、医療保険金1事故限度額を超えるときは、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う医療保険金の額を決定します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{医療保険金} \\ 1\text{事故限度額} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとの医療保険金の額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとの} \\ \text{医療保険金の合計額} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1名ごとに} \\ \text{支払う医療保険金の額} \end{array}}$$

第13条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 ③ 医療保険金については、被保険者が治療を開始した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、保険金の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

第14条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条（父母、配偶者または子に生じた損害に対する規定の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(2)(注3)および(5)(注2)の規定は適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「危険」の定義中「損害」とあるのは「傷害」
- ② 第1条「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ③ 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第2条（保険責任の始期および終期）(3)、第3条（保険責任のおよぶ地域）、第4条（告知義務）(4)および(5)、第5条（通知義務）(4)、(5)および(7)、第7条（被保険自動車の譲渡）(2)、第8条（被保険自動車の入替）(3)、第13条（重大事由による解除）(1)①、(2)②、(3)および(5)（ただし、①の規定を除きます。）第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)、(5)および(7)ならびに第20条（事故発生時の義務）⑩の規定中「損害」とあるのは「傷害」
- ⑤ 第13条(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑥ 第13条(2)および(5)②の規定中「人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」

別表1 後遺障害等級別保険金支払割合表

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

別表2 医療保険金支払額表

（単位：万円）

部位\症状	打撲 ねん 捻挫 きしゆ 挫傷 さうけう 擦過創 (傷)	挫創 さくそう 挫滅創 さくめいそう 切創 せきそう 刺創 さしきそう 裂創 れきそう 熱傷 ねつこう	骨折 きゆう 脱臼 だくきゅう (手術なし)	骨折 きゆう 脱臼 だくきゅう (手術あり)	欠損 けんそん 切断 せきせん
頭部	5	10	20	40	

顔面部 (歯牙を除く)	5	10	20	40	20
歯牙	5				10
頸部	5	10	20	40	
体幹部 (胸・腹・背・腰)	5	10	20	40	
上肢 (手指を除く)	5	10	15	30	80
手指	5	10	10	25	25
下肢 (足指を除く)	5	10	20	50	85
足指	5	10	10	20	20

部位\症状	神經・靭帶・筋・腱の損傷または断裂 (脊髄損傷を除く)	せき 脊髄損傷	脳挫傷 頭蓋内・眼球内・胸腔内・腹腔内の出血または血腫	臓器・眼球の破裂または損傷
頭部	100		100	
顔面部 (歯牙を除く)	40		30	45
歯牙				
頸部	50	100		
体幹部 (胸・腹・背・腰)	50	100	40	60
上肢 (手指を除く)	35			
手指	20			
下肢 (足指を除く)	35			
足指	15			

注1 「疑い」の診断名の場合は、一律5万円とします。

注2 上記の表における「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

注3 上記の表における「上肢」の範囲は、肩関節から手関節までとします。

注4 上記の表における「下肢」の範囲は、股関節からリストラン関節までとします。

⑯ 人身傷害補償特約（定額払）における 医療保険金の2倍支払特約 <人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（医療保険金の倍額払）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第10条（医療保険金の支払）の規定により支払われる医療保険金の額を2倍にして被保険者に支払います。

第3条（読み替規定）

この特約については、人身傷害補償特約（定額払）第12条（当会社の責任限度額等）(3)②の規定中「100万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとします。

⑯ 人身傷害補償特約（定額払）における 医療保険金補償対象外特約 <人身傷害（定額払）医療保険金補償対象外特約>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（医療保険金の取扱い）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第10条（医療保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、同条(1)の医療保険金を支払いません。

⑰ 人身傷害補償特約（定額払）における 従業員の就業中危険補償対象外特約 <人身傷害（定額払）就業中危険補償対象外特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（就業中危険の取扱い）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中にその使用人が被った傷害に対しては、同条(1)の保険金を支払いません。

⑲ 地震・噴火・津波危険「人身傷害（定額払）」 補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第5条（保険金を支払わない場合－その2）②および⑤の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対して、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3条（保険金の支払時期）

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)の確認をするため、調査^(注1)が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注2)からその日を含めて365日を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 調査

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における、普通保険約款基本条項第24条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査を行います。

(注2) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(20) 車両損害の単独事故補償対象外特約 <エコノミー>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
当て逃げ	被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突または接触によって被保険自動車に損害が生じた場合で、その被保険自動車以外の自動車の登録番号等 ^(注) ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。 (注) 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被保険自動車と自動車以外の他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害を除きます。

- ① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラスの破損の損害^(注)
- ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害

(注) いたずらまたは窓ガラスの破損の損害

いたずらの損害には、被保険自動車の運行によって生じた損害を除きます。また、窓ガラスの破損の場合は、そのガラス代金とします。

(2) (1)⑥の規定にかかわらず、(1)⑥の衝突の結果生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。ただし、その衝突の結果生じた自動車との衝突または接触によって生じた損害を除きます。

第4条（読み替規定）

この特約が適用される場合について、普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）④および同条項第23条（保険金の請求）(2)③の規定中「盗難」とあるのは「盗難または当て逃げ」と読み替えるものとします。

(21) 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約 <地震・噴火・津波車両全損一時金特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自身の下面部分および自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故について、50万円^(注1)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 50万円

保険金額^(注2)が50万円に満たない場合は、保険金額^(注2)を限度とします。

(注2) 保険金額

車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

(2) この特約において全損とは、被保険自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、被保険自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

- ① 次のアからウまでの条件をすべて満たす場合
 - ア. ルーフの著しい損傷^(注)が生じたこと。
 - イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
- ② 次のアからウまでの条件をすべて満たす場合
 - ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - イ. サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
 - ウ. 座席の著しい損傷^(注)が生じたこと。
- ③ 次のアからエまでのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合
 - ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷^(注)
 - イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷^(注)
 - ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷^(注)
 - エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷^(注)
- ④ 次のアまたはイの場合
 - ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷^(注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
 - イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷^(注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

- ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合
- ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
- ⑦ 全焼した場合
- ⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき。

(注) 著しい損傷

それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

- (3) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じ、全損となつた場合において、その損害を損害が生じる直前の状態^(注)に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。

(注) 損害が生じる直前の状態

構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。

- (4) 普通保険約款基本条項の被保険自動車の入替に関する規定により被保険自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、被保険自動車ごとに(3)の規定を適用します。

第4条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
 - イ. 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
 - ウ. アまたはイに定める者の法定代理人
 - エ. アまたはイに定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. アまたはイに定める者の父母、配偶者^(注3)または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑦ 詐欺または横領

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第6条 (保険金の支払時期)

普通保険約款基本条項第24条（保険金の支払時期）(1) の確認をするため、調査^(注1)が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会

社は、請求完了日^(注2)からその日を含めて365日を経過する日までに地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 調査

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第24条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査を行います。

(注2) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

第7条 (被保険自動車が発見された場合の取扱い)

(1) 第3条(保険金を支払う場合)(2)⑤の規定に従い、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することができます。

(3) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、被保険自動車の損害が第3条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第8条 (普通保険約款車両条項との関係)

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合において、被保険自動車に生じた損害により同条項^(注)の保険金が支払われるときは、当会社は、その損害に対しては、第3条(保険金を支払う場合)の規定を適用しません。

(注) 同条項

普通保険約款車両条項に適用される他の特約を含みます。

第9条 (運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・夫婦限定特約および運転者の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

① 第13条(重大事由による解除)(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

② 第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(2)⑤の規定中「車両条項第12条(全損時諸費用保険金)(1)の費用」とあるのは「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」

③ 第23条(保険金の請求)の規定中「車両条項」とあるのは「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約」

(22) 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条(保険金を支払わない場合ーその1)③および⑥の規定にかかわらず、被保険自動車について次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第4条 (保険金の支払時期)

普通保険約款基本条項第24条(保険金の支払時期)(1)の確認をするため、調査^(注1)が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注2)からその日を含めて365日を経過する日までに保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 調査

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における、普通保険約款基本条項第24条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査を行います。

(注2) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

㉓ 機械装着車に関する「車両損害」特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険証券に明記された付属機械装置^(注)については、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。

(注) 付属機械装置

医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

(2) 当会社は、付属機械装置に生じた損害と被保険自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)から第11条(支払保険金の計算)までの規定^(注)を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

(注) 普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)から第11条(支払保険金の計算)までの規定

この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合には、同特約第3条(損害額の決定)および第4条(支払保険金の計算)の規定を含みます。

㉔ 工作用自動車のブーム補償対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

特

約

装備	自動車の機能を十分に発揮するために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の工作用自動車をいいます。

第2条（工作用自動車のブームに関する特則）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車のブーム部分については、被保険自動車に含めません。
- (2) (1)のブーム部分とは、次の物をいいます。
- ① ブーム（ジブを含みます。以下同様とします。）ならびに伸縮シリンダ、
　　＊俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブームと機能上一体をなしている部分品およびブームの機能上必要である部分品
 - ② ①に定めるものに定着または装備されている次の物
 - ア. 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
 - イ. 安全装置および警報装置
 - ウ. 作動油および油脂類
 - エ. 配線、配管およびホース類
 - オ. その他定着または装備されている物

㉕ 特殊車両における車両保険の適用範囲に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義） 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 被保険自動車が工作用自動車の場合は、当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車の次のいずれかに該当する物については、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被ったときまたは火災もしくは盗難によって損害が生じたときに限り、損害に対して保険金を支払います。
- ① キャタピラ、排土板（カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。）、バケット（つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
 - ② リーダ（ステーおよびフロントブラケットを含みます。）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（モータを含みます。）、バイブロハンマ（チャックを含みます。）その他これらに類似の機能を有する物であって、被保険自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
- (2) 被保険自動車が農耕作業用自動車の場合は、当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（部分品の付帯部品を含みます。）については、車体（原動機定着部分をいいます。）と同時に損害を被ったときまたは火災もしくは盗難によって損害が生じたときに限り、損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、被保険自動車に含めません。
- ① 被保険自動車が工作用自動車の場合は、被保険自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品
 - ② 被保険自動車が消防自動車の場合は、被保険自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
 - ③ 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等の場合は、被保険自動車に付属するホース

㉖ 代車費用補償特約 <代車特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車の新規取得	被保険自動車の代替自動車を新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
使用者	被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者をいいます。
全損	次のいずれかに該当する場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 ①被保険自動車の損傷を修理することができない場合または普通保険約款車両条項第9条（修理費）の修理費が保険証券記載の保険金額以上となる場合 ②この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合には、同特約第3条（損害額の決定）(1)の損害額または普通保険約款車両条項第9条の修理費が保険価額以上となるとき。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける被保険自動車の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。ただし、被保険自動車がレンタカー等の自動車である場合を除きます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款車両条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約の規定に従い、保険金の支払の対象となる事故に伴い、被保険自動車の代替交通手段として被保険自動車と同等クラスのレンタカー等の代車^(注)を利用することにより、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を支払います。

(注) 代車

無償で借り入れたものを除きます。なお、代車の利用が困難な場合は、鉄道、バス等を含みます。以下同様とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、代車費用保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合ーその1）、同条項第4条（保険金を支払わない場合ーその2）もしくは同条項第5条（保険金を支払わない場合ーその3）または被保険自動車について適用される他の特約の規定により、被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われない場合

- ② 被保険自動車が盗難（被保険自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。以下同様とします。）にあったことにより使用不能となった場合で、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出ないとき。
- ③ 被保険自動車が自力で移動することができる場合で、被保険者がその損傷を修理しないとき。ただし、被保険自動車が整備工場等の管理下に入った場合を除きます。
- (2) (1) ③の「被保険自動車が自力で移動することができる場合」には、被保険自動車が盗難にあったことにより使用不能となった場合および法令により走行が禁じられている場合を含みません。

第5条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（支払保険金の計算）

1回の事故につき、当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{被保険者が実際に負担したレンタカー等の代車にかかる費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{代車費用保険金の額}}$$

（注）被保険者が実際に負担したレンタカー等の代車にかかる費用の額
1日につき保険証券記載の支払限度日額を限度とします。

第7条（代車費用保険金の支払対象期間）

(1) 代車費用保険金の対象となる費用は、次のいずれかに該当する期間に被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。

- ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合は、事故の発生日から次のいずれか早い日まで。
ア. 事故の発生日から起算して30日を経過した日
イ. 保険金支払日
ウ. 自動車の新規取得を行った日
- ② 被保険自動車が自力で移動することができない場合で、被保険者がその損傷を修理しなかったときは、事故の発生日から①アからウまでのいずれか早い日まで。
- ③ 被保険自動車が自力で移動することができる場合で、被保険者がその損傷を修理せず、かつ、自動車の新規取得を行ったときは、事故の発生日から①アからウまでのいずれか早い日まで。
- ④ 被保険自動車が自力で移動することができる場合で、被保険者がその損傷を修理せず、かつ、自動車の新規取得を行わなかったときは、事故の発生日から次のいずれか早い日まで。
ア. 事故の発生日から起算して30日を経過した日
イ. 被保険自動車の損傷を通常に修理した場合に、被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または使用者のいずれかの手元に戻ったであろう日
- ⑤ 被保険者が被保険自動車の損傷を修理した場合は、事故の発生日から次のいずれか早い日まで。
ア. 事故の発生日から起算して30日を経過した日
イ. 被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または使用者のいずれかの手元に戻った日。ただし、保険契約者、被保険者または使用者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車が戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。
- ⑥ 保険契約者、被保険者または使用者に正当な理由があり、事故の発生日の翌日以後に被保険自動車が修理のために整備工場等の管理下に入った場合で、これらの者がその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、当会社は、⑤の規定中「事故の発生日」とあるのは「修理のために整備工場等の管理下に入った日」と読み替えて適用します。

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険自動車が盗難にあったことにより使用不能となった場合には、代車費用保険金の対象となる費用は、次のいずれかに該当する期間に被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。

- ① 被保険自動車が発見されなかつたことにより、または発見されたが損傷していたことにより、当会社が普通保険約款車両条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、全損として保険金を支払う場合は、警察届出日^(注1)から次のいずれか早い日まで。

- ア. 警察届出日から起算して30日を経過した日
イ. 保険金支払日
- (2) 被保険自動車が発見された場合であって、①以外のときは、警察届出日から次のいずれか早い日まで。
- ア. 警察届出日から起算して30日を経過した日
イ. 被保険自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または使用者のいずれかの手元に戻った日^(注2)。ただし、保険契約者、被保険者または使用者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車が戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。

(注1) 警察届出日

保険契約者または被保険者が盜難にあったことを警察官に届け出た日をいいます。以下同様とします。

(注2) 手元に戻った日

発見時における被保険自動車の損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日をいいます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき代車費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に代車費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

当会社に対する代車費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求) (1)④の規定にかかわらず、第6条(支払保険金の計算)および第7条(代車費用保険金の支払対象期間)の規定によって当会社が支払うべき保険金の額が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第10条 (被保険自動車発見時の保険契約者または被保険者の義務)

- (1) 被保険自動車が盜難にあったことにより使用不能となった場合において、保険契約者または被保険者が盜難にあった被保険自動車を発見したとき、または発見されたことを知ったときは、直ちに当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて代車費用保険金を支払います。

第11条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項ならびにこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。
- ① 第13条(重大事由による解除) (2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- (2) (1)の場合において、被保険自動車が盜難にあったことにより使用不能となったときは、普通保険約款車両条項第15条(盜難自動車の返還)の「既に受け取った保険金」には、代車費用保険金を含めないものとします。

②7 全損時諸費用補償対象外特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (全損時諸費用の取扱い)

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第12条(全損時諸費用保険金) (1)の規定にかかわらず、同条(1)の全損時諸費用保険金を支払いません。

②8 車両新価保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
協定新価保険 価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の新車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。
再取得	被保険自動車の代替として使用する自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第9条(修理費)の修理費をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
新規取得 自動車等	普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①の新規取得自動車または同条(1)②の所有自動車をいいます。
新車の市場販売 価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等(以下「車価表等」といいます。)に記載された初度登録後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結において、車価表等に被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、車価表等に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
他の保険契約等	普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合) ^(注) の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 (注) 第9条(再取得時諸費用保険金)に関しては、同条(1)とします。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の 価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
復旧	被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得または被保険自動車を修理することをいいます。
復旧額	損害を受けた被保険自動車の復旧をするために実際に要した額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車が、保険期間の初日の属する月において、初度登録^(注)後25か月以内の自動車であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合を除きます。

(注) 初度登録

被保険自動車が軽自動車である場合は、初度検査をいいます。以下同様とします。

第3条(協定新価保険価額)

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定新価保険価額を新価保険金額として定めるものとします。
- (2) 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①に定める自動車の新規取得の場合または同条(1)②に定める被保険自動車が廃車、譲渡もしくは返還された場合に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、保険期間の初日の属する月が、新規取得自動車等の初度登録後25か月以内であるときは、前条の規定により新規取得自動車等の新車の価額を定め、協定新価保険価額および新価保険金額を変更するものとします。

- (3) (2)の場合において、保険期間の初日の属する月が新規取得自動車等の初度登録後25か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。
- (4) 当会社は、(2)の場合には、当会社が承認した日以後の期間に対して保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、保険証券記載の新価保険金額を限度とします。
- ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしたときは、復旧額
 - ② 修理費が協定新価保険価額の50%以上^(注1)または保険契約締結時における被保険自動車の価額以上となる場合で復旧をしたときは、復旧額
 - ③ 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしなかったときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額
 - ④ 修理費が保険契約締結時における被保険自動車の価額以上となる場合で復旧をしなかったときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額
 - ⑤ ①から④まで以外の場合は、普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)②の額から保険証券記載の免責金額^(注2)を差し引いた額

(注1) 修理費が協定新価保険価額の50%以上

被保険自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。

(注2) 免責金額

当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

- (2) (1)①または②の場合において、復旧額が保険契約締結時における被保険自動車の価額を下まわるときは、次のとおりとします。
- ① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で再取得をしたときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額
 - ② 修理費が保険契約締結時における被保険自動車の価額以上となる場合で復旧をしたときは、保険契約締結時における被保険自動車の価額
 - ③ 修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合で復旧をしたときは、(1)⑤に定める額または復旧額のいずれか高い額
- (3) 協定新価保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、(1)および(2)の規定の適用においては、新車の市場販売価格相当額を協定新価保険価額および新価保険金額とします。

第5条 (復旧義務)

- (1) 前条(1)①または②の規定により保険金の支払を受ける場合には、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、次のいずれかに該当する者が復旧をしなければなりません。ただし、復旧をするに際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間につき、これを変更することができます。

- ① 被保険者^(注)
- ② 記名被保険者
- ③ 記名被保険者の配偶者
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注) 被保険者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主をいいます。以下(1)において同様とします。

- (2) 保険契約者または被保険者は、復旧をした場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条 (新車の価額を評価するための告知)

保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定新価保険価額を定める際に、当会社が被保険自動車の新車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第7条 (この特約を適用しない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、この特約を適用しません。

- ① 被保険自動車について盗難によって生じた損害。ただし、被保険自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に被保険自動車に損害が生じたときを除きます。
- ② 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1

年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人

エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に對してのみ保険金を支払います。

第9条 (再取得時諸費用保険金)

(1) 被保険者が再取得をしたことにより当会社が保険金を支払う場合は、次の算式によって算出した額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

$$\boxed{\text{新価保険金額}} \times \boxed{10\%} = \boxed{\text{再取得時諸費用保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と第4条(支払保険金の計算)に定める保険金の合計額が保険証券記載の新価保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。

(3) 再取得時諸費用保険金に関しては、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき再取得時諸費用保険金の額を支払います。ただし、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に對してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。

(4) 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、当会社は、普通保険約款車両条項第12条(全損時諸費用保険金)(1)に定める全損時諸費用保険金は支払いません。この場合において、既に全損時諸費用保険金を支払っていたときは、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

第10条 (被害物についての当会社の権利)

(1) 当会社は、普通保険約款車両条項第14条(被害物についての当会社の権利)(1)の規定にかかわらず、再取得をしたことにより当会社が保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第11条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

① 第13条(重大事由による解除)(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

② 被保険自動車の復旧をしたときは、第23条(保険金の請求)(2)⑧の規定中「修理等に要する費用の見積書」とあるのは「売買契約書または修理に要した費用の請求書」

⑨ リサイクル部品使用特約 <アサンテ>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
国産自動車	日本国内で製造され、かつ、主務大臣の指定がなされている型式の自動車をいい、日本の自動車メーカーによって日本国内で製造された輸出向けの自動車で、輸出された後日本国内に持ち込まれた自動車を含みます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
リサイクル部品	中古の部分品をいい、再生の部分品を含みます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であること。ただし、被保険自動車の自動車検査証に記載の用途が特種用途である場合を除きます。

- ア. 自家用普通乗用車
- イ. 自家用小型乗用車
- ウ. 自家用軽四輪乗用車
- エ. 自家用小型貨物車
- オ. 自家用軽四輪貨物車

② 被保険自動車が国産自動車であること。

第3条 (リサイクル部品の使用)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第9条(修理費)にいう「被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費」のうち、部分品の交換による修理費については、その部分品がリサイクル部品である場合の価格によって定めます。

(2) 当会社は、修理のために入庫した修理工場が必要とするリサイクル部品入手できない場合で、当会社によるあっせんによって、普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)②の事故通知を当会社が受領した日またはその修理工場へ入庫した日のいずれか遅い日の翌日から起算して7日以内にその修理工場にそのリサイクル部品が到着しないときは、(1)の規定は適用しません。

⑩ 指定修理工場入庫条件付車両保険特約 <アサンテ>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定修理工場	当会社が指定する修理工場をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
全損	次のいずれかに該当する場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 ①被保険自動車の損傷を修理することができない場合または普通保険約款車両条項第9条(修理費)の修理費が保険証券記載の保険金額以上となる場合 ②この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合には、同特約第3条(損害額の決定)(1)の損害額または普通保険約款車両条項第9条の修理費が保険価額以上となるとき。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（指定修理工場における修理義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、この特約により、被保険自動車について、普通保険約款車両条項（同条項に適用される他の特約を含みます。以下同様とします。）に定める損害が生じた場合は、普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）②の事故通知を当会社所定の連絡先に対して行い、指定修理工場へ被保険自動車を入庫させなければなりません。
- (2) 当会社は、指定修理工場が事故通知が行われた日のその指定修理工場の翌々営業日までに、被保険自動車を受け入れること^(注)ができる場合等指定修理工場へ入庫させることができない相当の理由がある場合で、当会社がその理由について承認したときは、(1)の規定は適用しません。
- (注) 被保険自動車を受け入れること
その指定修理工場の管理下に被保険自動車が入ることをいいます。

第4条（事故発生時の義務違反）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害が全損以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、前条の規定に従い被保険自動車を指定修理工場へ入庫させなかったときまたは被保険自動車の損傷を修理しなかったときは、当会社は、この特約により、1回の事故につき当会社が普通保険約款車両条項の規定により支払うべき保険金の額から保険金の額の10%を差し引いた額を保険金として被保険者に支払います。

- (2) 普通保険約款車両条項第8条（損害額の決定）の損害額^(注1)および同条項第10条（費用）の費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額^(注2)を超過するときは、当会社は(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 普通保険約款車両条項第8条（損害額の決定）の損害額

この保険契約に車両保険金の時価払特約が適用されている場合には、同特約第3条（損害額の決定）の損害額とします。

(注2) 自己負担額

損害額および費用の額の合計額から(1)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項ならびにこれに付帯された特約の規定を準用します。

③ 車両保険の免責金額に関する特約 <車両免ゼロ特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が3万円または5万円であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (車両免責金額の取扱い－免責金額3万円および5万円の不適用)

被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)(1)②または車両保険金の時価払特約第4条(支払保険金の計算)(1)②の規定により差し引かるべき免責金額が3万円または5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等^(注)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第4条 (保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合)

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 被保険自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

③ 車両保険金の時価払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	第3条(損害額の決定)(1)の損害額または普通保険約款車両条項第9条(修理費)の修理費が保険価額以上となる場合をいい、被保険自動車が盜難され、発見できなかった場合を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
分損	第3条(1)の損害額および普通保険約款車両条項第9条の修理費がいずれも保険価額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すこと目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合
- ② 被保険自動車がレンタカー等の自動車である場合
- ③ この保険契約に運転代行受託自動車保険特約が適用されている場合

第3条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、普通保険約款車両条項第8条(損害額の決定)の規定にかかわらず、保険価額によって定めます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\boxed{\text{普通保険約款車両条項第9条(修理費)に定める修理費}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

第4条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険価額
- ② 分損の場合は、前条の損害額から保険証券記載の免責金額^(注)を差し引いた額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left(\boxed{\text{前条の損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(注) 免責金額

当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。以下同様とします。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、普通保険約款車両条項第10条(費用)の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

(3) 前条の損害額および普通保険約款車両条項第10条(費用)の費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもの(以下「回収金」といいます。)がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額^(注)を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 自己負担額

損害額および費用の額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第5条 (被害物についての当会社の権利)

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第14条(被害物についての当会社の権利)(1)中の「保険金額^(注)」および「保険金額」をそれぞれ「保険価額」と読み替えるものとします。

第6条 (保険金額の調整)

- (1) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更)の規定は適用しません。
- (2) 保険契約締結の際、この特約の保険金額が被保険自動車の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (3) 保険契約締結の後、被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、この特約の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第7条 (保険料の返還－保険金額の調整の場合)

- (1) 前条(2)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 前条(3)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、減額前の保険金額に対応する保険料と減額後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条（被保険自動車の入替）

- (1) この特約の適用においては、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(4)の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、この特約により、被保険自動車の入替における自動補償特約 第4条（車両保険の特則）②の規定にかかわらず、入替自動車については、この特約を適用します。

（33）詐欺・横領危険「車両損害」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義） 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合ーその1）⑧の規定にかかわらず、被保険自動車の賃借人（注）の行った詐欺または横領によって被保険自動車に生じた損害に対して保険金を支払います。

（注）賃借人

賃借人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

第4条（費用）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第10条（費用）に規定する費用のほか、詐欺または横領にあった被保険自動車を引き取るために必要であって保険契約者または被保険者が支出した費用を同条に定める費用に含めます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険証券記載の保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

第5条（被害物についての当会社の権利の特則）

- (1) 被保険自動車の部分品または付属品が詐欺または横領にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その詐欺または横領にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第6条（詐欺・横領自動車の返還）

被保険自動車の賃借人の行った詐欺または横領によって被保険自動車に生じた損害に対して、当会社が保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険自動車が詐欺または横領にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出なければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または詐欺もしくは横領の届出の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（34）車両盗難危険補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義） 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

特
約

被保険自動車 保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（車両盗難危険の取扱い）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）および第10条（費用）④の規定にかかわらず、被保険自動車について盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

第3条（代車費用の取扱い）

この保険契約に代車費用補償特約が適用されている場合には、当会社は、この特約により、代車費用補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険自動車の盗難に伴い、被保険自動車の代替交通手段としてレンタカー等の代車^(注)を利用することにより、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

（注）代車

無償で借り入れたものを除きます。なお、代車の利用が困難な場合は、鉄道、バス等を含みます。

㉕ 二輪自動車に関する盗難危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または第9条（修理費）の修理費が保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）以上となる場合をいい、被保険自動車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度登録年月および初度検査年月を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
分損	第9条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における被保険自動車の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、二輪自動車であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、盗難によって被保険自動車に生じた損害^(注)に対して、被保険者に保険金を支払います。ただし、被保険自動車についてエンジンキーおよびホイールロック（U字型ロック、チェーンロックその他これらと同等以上の機能を有するものをいいます。）のいずれも施錠されている間に行われた窃盗または強盗によって被保険自動車に生じた窃盗、損傷または汚損の損害に限ります。

- (注) 盗難によって被保険自動車に生じた損害
発見されるまでの間に生じた損害を含み、窃盗または強盗の末遂によって生じた損害を除きます。
- (2) 当会社は、(1)に規定する施錠を確認するために被保険者が当会社に対してすべての鍵を提出した場合（ダイヤル式の場合は、その番号を告げたときとします。）に限り、保険金を支払います。
- (3) (1)の被保険自動車には、これに定着または装備されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
- (4) (3)の付属品には、次の物を含みません。
- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
 - ④ 自動車用電子式航法装置および有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者 (注1)
 - イ 所有权留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主 (注2)
 - ウ アおよびイに定める者の法定代理人
 - エ アおよびイに定める者の業務に従事中の使用者
 - オ アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)の場合における盗難
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合における盗難
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故の場合における盗難
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染の場合における盗難
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故の場合における盗難
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使の場合における盗難。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有权留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みまたは積下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注)である場合を除きます。
- ② 部分品または付属品のみの盗難によって生じた損害
- ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(注) フェリーボート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条（保険金額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結時における被保険自動車の価額を保険金額として定めるものとします。

- (2) 保険金額が保険価額を著しく超える場合は、次条および第11条（支払保険金の計算）の規定の適用においては、保険価額を保険金額とします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、保険金額を定める際に、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第8条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

$$\boxed{\text{次条に定める修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害額}}$$

第9条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時ににおいて、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

- ① 普通保険約款基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、次の費用の合計額
ア. 被保険自動車を損害発生の地からもよりの修理工場もしくは被保険者の居住地のもよりの修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用
イ. アに定める場所まで被保険自動車を運転するために必要な仮修理の費用
ウ. 被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を引き取るために必要であった費用
④ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③に定める費用以外の費用

（注）被保険者

第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主、または被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主をいいます。

第11条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。
ただし、保険金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）②の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、前条の費用の額の合計額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、1回の事故につき、それぞれ10万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。

（3）第8条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたもの（以下「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額を超過するときは、当会社は（1）および（2）に定める保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

（注）自己負担額

損害額および費用の額の合計額から（1）および（2）に定める保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。

第12条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第13条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険金額^(注)に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険金額に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 保険金額

第7条（保険金額）(2)の規定が適用される場合は、保険価額とします。以下同様とします。

(2) 被保険自動車が盗難にあった後に発見されたにもかかわらず、その部分品または付属品のみが発見されなかった場合に、当会社がその損害に対し保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その部分品または付属品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第14条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車に生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、同条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第4条（告知義務）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第8条（被保険自動車の入替）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ④ 第11条（保険金額の変更）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑤ 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ⑥ 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑦ 第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)④および(注2)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ⑧ 第22条(2)(注2)の規定中「同条項」とあるのは「この特約」
- ⑨ 第23条（保険金の請求）の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

⑯ 他車使用・管理危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運搬費用等	普通保険約款車両条項第10条（費用）③に定める費用をいい、1回の事故につき、10万円または他の使用管理自動車の価額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
個人被保険者	保険証券記載の個人被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
車両損害	他の使用管理自動車に生じた損害をいいます。
所有権留保条項 付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

	<p>その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であって、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>①記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注) または常時使用する自動車 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 記名被保険者 (イ) 記名被保険者の配偶者 (ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注) または常時使用する自動車を自ら運転者として使用中の場合は、その自動車 <p>②記名被保険者が法人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注) または常時使用する自動車 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 記名被保険者 (イ) 個人被保険者 (ウ) 個人被保険者の配偶者 (イ) 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ. 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注) または常時使用する自動車を自ら運転者として使用中の場合は、その自動車 <p>(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。</p>
他の自動車	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
他の自動車の保険契約等	被保険者が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車をいいます。
他の使用管理自動車	他の使用管理自動車に損害が生じた地および時における他の使用管理自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
臨時代替自動車	他の自動車に該当し、かつ、被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として、記名被保険者が臨時に借用して使用または管理する自動車をいいます。ただし、被保険自動車の所有者 ^(注1) または記名被保険者の使用者が所有する自動車 ^(注2) を除きます。 (注1) 次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者 (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動

	車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャッシング車）であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合

第3条 (保険金を支払う場合－賠償責任)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として使用または管理中の他の自動車^(注1)を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者^(注2)
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

(注1) 自ら運転者として使用または管理中の他の自動車

記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が、自ら運転者として使用または管理中の他の自動車は、臨時代替自動車に限ります。

(注2) 記名被保険者

第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、記名被保険者が法人である場合は、個人被保険者とします。以下同様とします。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定に関して他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(4) この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合、同特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費に関して他の自動車の保険契約等があるときは、当会社は、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、対物超過修理費に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第4条 (車両損害についての特則)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3対物賠償）の規定にかかわらず、車両損害に関し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、保険金を支払います。ただし、他の使用管理自動車を被保険自動車とみなしてこの特約が付帯された普通保険約款車両条項および基本条項ならびにその他の特約を適用した場合に、当会社が保険金を支払うべき損害が生じたときに限ります。

(2) (1)の場合、当会社は、他の使用管理自動車の価額および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）

(1) の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。ただし、他の使用管理自動車の損傷を修理することができる場合には、当会社は、普通保険約款車両条項第9条(修理費)に定める修理費(他の使用管理自動車の価額^(注)を限度とします。)および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条(1)の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。この場合において、普通保険約款車両条項第9条および同条項第10条(費用)^③の規定中「被保険自動車」とあるのは「他の使用管理自動車」と読み替えるものとします。

(注) 他の使用管理自動車の価額

この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合で、同特約により保険金が支払われるときは、その額を加えた額とします。

第5条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として使用中の他の自動車^(注1)を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中の次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用者

(注1) 自ら運転者として使用中の他の自動車

記名被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用者が、自ら運転者として使用中の他の自動車は、臨時代替自動車に限ります。

(注2) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条(用語の定義)に規定する無保険自動車をいいます。

(3) (1)の規定に関する他の自動車の保険契約等がある場合で、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が他の自動車の保険契約等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害額^(注1)が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として普通保険約款無保険車傷害条項の保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

1回の無保険車事故による損害額および普通保険約款無保険車傷害条項第9条(費用)の費用

– 次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額

= 保険金の額

① 同条項第2条(保険金を支払う場合)(4)①に規定する額

② 同条項第2条(4)②に規定する額

③ 他の自動車の保険契約等の保険金額または共済金額^(注2)

④ 他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額

⑤ 同条項第10条(支払保険金の計算)③に規定する額

⑥ 同条項第10条④に規定する額

(注1) 1回の無保険車事故による損害額

普通保険約款無保険車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。

(注2) 他の自動車の保険契約等の保険金額または共済金額

他の自動車の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第6条（無保険車傷害の特則）

この保険契約に人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。ただし、被保険者が前条(1)⑤に該当する場合を除きます。

第7条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項、無保険車傷害条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の適用においては、①から④までの規定中「使用または管理」とあるのは「使用」と読み替えるものとします。

- ① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車^(注1)を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ② 被保険者が役員^(注2)となっている法人の所有する自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。

(注1) 所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。

(注2) 役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた車両損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第9条（読替規定）

この特約については、記名被保険者が法人である場合は、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびにこれに付帯された特約の規定中「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。

⑳ 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運搬費用等	普通保険約款車両条項第10条（費用）③に定める費用をいい、1回の事故につき、10万円または他の使用管理自動車の価額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
個人被保険者	保険証券記載の個人被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
車両損害	他の使用管理自動車に生じた損害をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

他の自動車	<p>その用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であつて、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>①記名被保険者が個人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車</p> <p>ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注) または常時使用する自動車</p> <p>(ア) 記名被保険者</p> <p>(イ) 記名被保険者の配偶者</p> <p>(ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</p> <p>イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注) または常時使用する自動車を自ら運転者として使用中の場合は、その自動車</p> <p>②記名被保険者が法人である場合は、次のいずれかに該当する自動車以外の自動車</p> <p>ア. 次のいずれかに該当する者が所有^(注) または常時使用する自動車</p> <p>(ア) 記名被保険者</p> <p>(イ) 個人被保険者</p> <p>(ウ) 個人被保険者の配偶者</p> <p>(イ) 個人被保険者またはその配偶者の同居の親族</p> <p>イ. 個人被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有^(注) または常時使用する自動車を自ら運転者として使用中の場合は、その自動車</p> <p>(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。</p>
他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
他の使用管理自動車	被保険者が自ら運転者として使用または管理中の他の自動車をいいます。
他の使用管理自動車の価額	他の使用管理自動車に損害が生じた地および時における他の使用管理自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
臨時代替自動車	<p>他の自動車に該当し、かつ、被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として、記名被保険者が臨時に借用して使用または管理する自動車をいいます。ただし、被保険自動車の所有者^(注1) または記名被保険者の使用者が所有する自動車^(注2) を除きます。</p> <p>(注1) 次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主</p> <p>②被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主</p> <p>③①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者</p> <p>(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p>
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、二輪自動車または原動機付自転車であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人である場合
- ② 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として使用または管理中の他の自動車^(注1)を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者^(注2)
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

(注1) 自ら運転者として使用または管理中の他の自動車

記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が、自ら運転者として使用または管理中の他の自動車は、臨時代替自動車に限ります。

(注2) 記名被保険者

第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、記名被保険者が法人である場合は、個人被保険者とします。以下同様とします。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1) および(2)の規定に関して他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(4) この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合、同特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費に関して他の自動車の保険契約等があるときは、当会社は、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、対物超過修理費に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第4条（車両損害についての特則）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）の規定にかかわらず、車両損害に関する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、保険金を支払います。ただし、他の使用管理自動車を被保険自動車とみなしてこの特約が付帯された普通保険約款車両条項および基本条項ならびにその他の特約^(注)を適用した場合に、当会社が保険金を支払うべき損害が生じたときに限ります。

(注) その他の特約

二輪自動車に関する盗難危険補償特約を除きます。

(2) (1)の場合、当会社は、他の使用管理自動車の価額および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）(1)の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。ただし、他の使用管理自動車の損傷を修理することができる場合には、当会社は、普通保険約款車両条項第9条（修理費）に定める修理費（他の使用管理自動車の価額^(注)を限度とします。）および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条(1)の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。この場合において、

普通保険約款車両条項第9条および同条項第10条(費用)③の規定中「被保険自動車」とあるのは「他の使用管理自動車」と読み替えるものとします。

(注)他の使用管理自動車の価額

この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合で、同特約により保険金が支払われるときは、その額を加えた額とします。

第5条(保険金を支払う場合-無保険車傷害)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する者が、自ら運転者として使用中の他の自動車^(注1)を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注2)に搭乗中^(注3)の次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 記名被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用者

(注1)自ら運転者として使用中の他の自動車

記名被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用者が、自ら運転者として使用中の他の自動車は、臨時代替自動車に限ります。

(注2)室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3)搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2)(1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注)無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条(用語の定義)に規定する無保険自動車をいいます。

(3)(1)の規定に関して他の自動車の保険契約等がある場合で、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が他の自動車の保険契約等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害額^(注1)が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として普通保険約款無保険車傷害条項の保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

1回の無保険車事故による損害額および普通保険約款無保険車傷害条項第9条(費用)の費用

- 次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額

= 保険金の額

① 同条項第2条(保険金を支払う場合)(4)①に規定する額

② 同条項第2条(4)②に規定する額

③ 他の自動車の保険契約等の保険金額または共済金額^(注2)

④ 他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額

⑤ 同条項第10条(支払保険金の計算)③に規定する額

⑥ 同条項第10条④に規定する額

(注1)1回の無保険車事故による損害額

普通保険約款無保険車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。

(注2)他の自動車の保険契約等の保険金額または共済金額

他の自動車の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第6条(無保険車傷害の特則)

この保険契約に人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約(自転車搭乗中危険補償付)が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。ただし、被保険者が前条(1)⑤に該当する場合を除きます。

第7条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、普通保険約款賠償責任条項、無保険車傷害条項および基本条

項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の適用においては、①から④までの規定中「使用または管理」とあるのは「使用」と読み替えるものとします。

- ① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車^(注1)を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ② 被保険者が役員^(注2)となっている法人の所有する自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を自ら運転者として使用または管理しているとき。

（注1）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。

（注2）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （2）当会社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた車両損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第9条（他の特約との関係）

この保険契約にファミリーバイク特約（人身傷害なし）またはファミリーバイク特約（人身傷害あり）が適用されている場合で、これらの特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第10条（読替規定）

この特約については、記名被保険者が法人である場合は、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびにこれに付帯された特約の規定中「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。

③⑧ ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有 ^(注) または常時使用する原動機付自転車以外のものをいいます。 (注) 所有权留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 二輪自動車

第3条 (保険金を支払う場合－賠償責任)

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (4) この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合、同特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等があるときは、当会社は、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、対物超過修理費に対して保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払う場合－無保険車傷害)

- (1) 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1) の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合で、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が他の保険契約等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害額^(注1)が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として普通保険約款無保険車傷害条項の保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

1回の無保険車事故による損害額および普通保険約款無保険車傷害条項第9条(費用)の費用

- 次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額

= 保険金の額

- ① 同条項第2条(保険金を支払う場合)(4)①に規定する額
- ② 同条項第2条(4)②に規定する額
- ③ 他の保険契約等の保険金額または共済金額^(注2)
- ④ 他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
- ⑤ 同条項第10条(支払保険金の計算)③に規定する額
- ⑥ 同条項第10条④に規定する額

(注1) 1回の無保険車事故による損害額

普通保険約款無保険車傷害条項第8条(損害額の決定)の規定により決定される損害額をいいます。以下同様とします。

(注2) 他の保険契約等の保険金額または共済金額

他の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第5条(無保険車傷害の特則)

この保険契約に人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約(自転車搭乗中危険補償付)が適用されている場合には、前条の規定は適用しません。

第6条(保険金を支払わない場合ー賠償責任)

当会社は、第3条(保険金を支払う場合ー賠償責任)の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(家事を除きます。以下この条において同様とします。)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注)を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第7条(被保険者の範囲)

(1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条(被保険者の範囲ー対人・対物賠償共通)および無保険車傷害条項第6条(被保険者の範囲)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に

掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、第4条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の規定に関して、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条（用語の定義）に規定する無保険自動車をいいます。

第8条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第9条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・夫婦限定特約、運転者の年齢条件に関する特約、他車使用・管理危険補償特約、他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）および臨時代替自動車補償特約の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」

(39) ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有 ^(注) または常時使用する原動機付自転車以外の原動機付自転車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の用途車種が、次のいずれかに該当する自動車であって、かつ、記名被保険者が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 自家用普通乗用車
- ② 自家用小型乗用車
- ③ 自家用軽四輪乗用車
- ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ⑥ 自家用小型貨物車
- ⑦ 自家用軽四輪貨物車
- ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
- ⑨ 二輪自動車

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

（注）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (4) この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合、同特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等があるときは、当会社は、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、対物超過修理費に対して保険金を支払います。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- (1) 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

（注）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

- (2) (1)の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

（注）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

(1) 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中^(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

(注) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(2) (1)の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合で、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が他の保険契約等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害額^(注1)が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として普通保険約款無保険車傷害条項の保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

$$\boxed{1\text{回の無保険車事故による損害額および普通保険約款無保険車傷害条項第9条(費用)の費用} - \boxed{\begin{array}{l} \text{次の①、②、④、⑤} \\ \text{および⑥の合計額または次の①、③、⑤} \\ \text{および⑥の合計額のうちいずれか高い額} \end{array}} = \boxed{\text{保険金の額}}}$$

- ① 同条項第2条（保険金を支払う場合）(4)①に規定する額
- ② 同条項第2条(4)②に規定する額
- ③ 他の保険契約等の保険金額または共済金額^(注2)
- ④ 他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
- ⑤ 同条項第10条（支払保険金の計算）③に規定する額
- ⑥ 同条項第10条④に規定する額

(注1) 1回の無保険車事故による損害額

普通保険約款無保険車傷害条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額をいいます。以下同様とします。

(注2) 他の保険契約等の保険金額または共済金額

他の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第6条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車^(注)を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注) 所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

(1) この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）、人身傷害補償条項第5条（被保険者の範囲）および無保険車傷害条項第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車^(注)の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害

されその直接の結果として普通保険約款別表3の1もしくは別表3の2に掲げる後遺障害もしくは身体の障害の程度に応じて同表に掲げる後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の規定に関して、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注) 無保険自動車

普通保険約款無保険車傷害条項第1条（用語の定義）に規定する無保険自動車をいいます。

第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) 第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）の規定および第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）により保険金を支払うべき損害に対して、人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）の規定により保険金が支払われる場合には、当会社は、この特約を適用しません。
- (2) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第9条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・夫婦限定特約、運転者の年齢条件に関する特約、他車使用・管理危険補償特約、他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）および臨時代替自動車補償特約の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条（用語の定義）「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」

④ 事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
事故時帰宅・移動費用	被保険者が、合理的な経路および方法により、事故発生地から居住地まで帰宅するため、または被保険自動車の出発地もしくは当面の目的地へ移動するために負担した交通費をいいます。ただし、正当な理由がなくハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額を含みません。
事故時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得なかつたために、もよりのホテル等の宿泊施設 ^(注1) に臨時に宿泊した場合に、被保険者が負担した1泊分の客室料 ^(注2) をいいます。 (注1) 居住施設を除きます。 (注2) 飲食費用を含みません。
事故時宿泊・帰宅・移動費用	事故時宿泊費用または事故時帰宅・移動費用をいいます。
事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金	事故時宿泊費用保険金または事故時帰宅・移動費用保険金をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
車両事故	車両損害の原因となるべき事故をいいます。
車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害をいいます。

所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
付属品	被保険自動車に定着もしくは装備されている物または被保険自動車の室内で使用することを目的として被保険自動車に固定 ^(注1) されている自動車用電子式航法装置および有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。ただし、次の物は、付属品に含みません。 ①燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ②法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③通常装飾品とみなされる物 ④保険証券に明記されていない付属機械装置 ^(注2) (注1) 被保険自動車から一時的に取りはずされて被保険自動車の室内にある状態を含みます。ただし、室内についてはトランク等隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。 (注2) 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証に記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に伴い被保険者が事故時宿泊・帰宅・移動費用を負担することによって被る損害に対し、この特約に従い、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払います。
 - ① 車両事故により被保険自動車が自力で移動することができなくなること。
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、死亡または入院すること。
 - ア. 被保険自動車の運行に起因する事故
 - イ. 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (2) (1)①の被保険自動車が自力で移動することができなくなることには、被保険自動車が盗難(被保険自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。)にあったことにより使用不能となった場合および法令により走行が禁じられている場合を含みます。
- (3) (1)②の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含みます。

(注) 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- (4) (1)②の傷害には、次のものを含みません。
 - ① 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒および日射、熱射または精神的衝動

による障害

- ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた車両損害に伴い被保険者が事故時宿泊・帰宅・移動費用を負担することによって被る損害に対しては、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用^(注4)すること。

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する車両損害に伴い被保険者が事故時宿泊・帰宅・移動費用を負担することによって被る損害に対しては、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（積込みまたは積下し中を含みます。）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート^(注1)である場合を除きます。
- ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩減、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害^(注2)
- ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ⑧ 被保険自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である場合は、被保険自動車について盗難によって生じた損害（発見されるまでに生じた損害を含みます。）

(注1) フェリーポート

官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注2) 故障損害

偶然な外來の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

第6条 (保険金を支払わない場合ーその3)

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた車両損害に伴い被保険者が事故時宿泊・帰宅・移動費用を負担することによって被る損害に対しては、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者^(注1)

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主^(注2)

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注1)に搭乗中の者^(注2)とします。

(注1) 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中の者

一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

③ 被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中の者

第8条 (事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、次の規定に従い、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払います。

① 事故時宿泊費用保険金

被保険者が負担した事故時宿泊費用の額を、事故時宿泊費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名当たり1万円を限度とします。

② 事故時帰宅・移動費用保険金

被保険者が負担した事故時帰宅・移動費用の額を、事故時帰宅・移動費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名当たり2万円を限度とします。

(2) 事故時宿泊費用および事故時帰宅・移動費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したもの（以下「回収金」といいます。）がある場合は、当会社は、(1)に定めるそれぞれの保険金の額から該当する回収金の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金を支払います。

第10条（現物による支払）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供等保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、事故時宿泊・帰宅・移動費用保険金の支払に代えることができます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(4)の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」

(41) 被害事故弁護士費用等補償特約 <弁護士費用特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	第3条(1)に定める被害事故により、保険金請求権者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
弁護士費用	弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせん・仲裁機関 ^(注1) に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用であって、法律上の損害賠償請求を行う場合に要した費用 ^(注2) をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限ります。 (注1) 申立人の申立てに基づき和解のためのあっせん・仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。 (注2) 法律相談費用を除きます。
法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成、連絡等一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると当会社が認めた行為を含みます。 ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および第7号に規定する司法書士が行う相談 ③行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3（業務）第3号に規定する行政書士が行う相談

法律相談費用	法律相談を行う場合に、その対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限ります。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいい、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、この特約が付帯された時以後、保険期間の末日までの期間とします。
保険金請求権者	第3条(1)に定める被害事故によって損害を被った被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被害を受けること（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 自動車の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、記名被保険者が法人である場合は、被保険自動車の所有、使用または管理に起因する事故とします。
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、記名被保険者が法人である場合は、被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下とします。
- (2) (1)の被害とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ① 被保険者が身体に傷害を被ること。
 - ② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されることおよびこれらに起因して被保険者が経済的損失（詐取を除きます。）を被ること。
- (3) (2)①の傷害には、これに起因する死亡を含みます。
- (4) (2)①の傷害には、次のものを含みません。
- ① 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒および日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- (5) 当会社は、被害事故が保険期間内に発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (6) 当会社は、同一の原因によって発生した一連の被害事故は、被害事故が生じた地および時、賠償義務者の数等にかかわらず、その最初の被害事故が発生した時にすべての被害事故が発生したものとみなします。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する被害事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失によって発生した被害事故
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- ⑤ 被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において使用^(注)することによって発生した被害事故

^(注) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害事故に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これ

らに類似の事変または暴動^(注)

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

〔注〕 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行うときに要した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次条(1)①から④および⑥に規定する被保険者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子
 - ③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下(1)において同様とします。）に従事している場合に限ります。
 - ④ 被保険者の使用者の業務に自動車を使用している他の使人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合に限ります。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合に要した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者または共済金の請求が行われる共済契約の共済者に対する損害賠償請求またはこれに係る法律相談
 - ② 損害賠償請求が行われる地および時において、社会通念上不当な損害賠償請求またはこれに係る法律相談

第7条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内^(注)に搭乗中の者
 - ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の所有者

〔注〕 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
- ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（支払保険金の計算）

1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、被保険者1名につき、300万円を限度とします。

$$\boxed{\text{弁護士費用} \atop \text{および法律} \atop \text{相談費用}} - \boxed{\text{弁護士費用および法律相談費用のうち、普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

第10条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、被害事故が発生し法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行う場合で、保険金請求権者が弁護士費用または法律相談費用を支出しようとするときは、次の事項を被害事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。
 - ① 被害事故の発生の日時、場所および被害事故の状況
 - ② 賠償義務者の住所および氏名または名称
 - ③ その他当会社が特に必要と認める事項
- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、(1)の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険

金を支払います。ただし、保険金請求権者が、過失がなく被害事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知できなかった場合を除きます。

(3) 当会社は、当会社が必要と認める場合は、保険金請求権者に対し訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報の提供を求めることができます。

(4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が弁護士費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第13条 (保険金の削減)

(1) 保険金請求権者が弁護士費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る損害賠償請求と被害事故以外に係る損害賠償請求を同時に行うときは、当会社は、次の算式によって算出した保険金を支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故に係る法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外に係る法律上の損害賠償責任の額の合計額}} = \text{保険金の額}$$

(2) 保険金請求権者が法律相談費用に係る保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故に係る法律相談と被害事故以外に係る法律相談を同時に行うときは、当会社は、次の算式によって算出した保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故に係る法律相談が1回である場合を除きます。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間}}{\text{被害事故に係る法律相談に要した時間および被害事故以外に係る法律相談に要した時間の合計時間}} = \text{保険金の額}$$

第14条 (支払保険金の返還)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めるることができます。

① 弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により、保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合

② 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。

ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士、司法書士または行政書士に支払った費用の全額

イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第3条(保険金を支払う場合)の規定により既に支払った保険金の合計額

(2) (1)の規定により当会社が返還を求めることができる保険金の額は、次に定めるとおりとします。

① (1)①の場合は、返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第3条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

② (1)②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第3条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第15条 (運転者家族限定特約等の不適用)

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・夫婦限定特約および運転者の年齢条件に関する特約の規定は適用しません。

第16条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合に

おいて、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第13条（重大事由による解除）(2) の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第13条(4) の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第29条（代位）(1) および(2) の規定中「被保険者」とあるのは「保険金請求権者」

④ 臨時代替自動車補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運搬費用等	普通保険約款車両条項第10条(費用)③に定める費用をいい、1回の事故につき、10万円または臨時代替自動車の価額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条（用語の定義）に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
車両損害	被保険者が運転者として使用または管理中の臨時代替自動車に生じた損害をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被代替自動車	被保険自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない自動車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
臨時代替自動車	被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として、記名被保険者が臨時に借用して使用または管理する自動車をいいます。ただし、被代替自動車の所有者 ^(注1) 、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族、記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子または記名被保険者の役員もしくは使用者が所有する自動車 ^(注2) を除きます。 (注1) 次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者 (注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
臨時代替自動車の価額	臨時代替自動車に損害が生じた地および時における臨時代替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。

臨時代替自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである、臨時代替自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すこととする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が法人である場合または記名被保険者が個人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合
- ② この保険契約にリースカーに関する特約が適用されている場合

第3条 (2台以上の被代替自動車がある場合の取扱い)

2台以上の被代替自動車の代替自動車としてのその臨時代替自動車は、次の順によって定めるものとします。

- ① 被代替自動車と同一の用途車種（普通保険約款別表1に掲げる用途車種をいいます。）の代替自動車
- ② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った順に従って、記名被保険者の管理下に入った順

第4条 (保険金を支払う場合－賠償責任)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員
- ③ 記名被保険者の使用人

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1)および(2)の規定に関して臨時代替自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、臨時代替自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、臨時代替自動車がレンタカー等の自動車である場合には、臨時代替自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(4) この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合、同特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費に関して臨時代替自動車の保険契約等があるときは、当会社は、同特約第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、臨時代替自動車の保険契約等に優先して、対物超過修理費に対して保険金を支払います。ただし、臨時代替自動車がレンタカー等の自動車である場合には、臨時代替自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第5条 (車両損害についての特則)

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－その3対物賠償）の規定にかかわらず、車両損害に関し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、保険金を支払います。ただし、被保険者が運転者として使用または管理中の臨時代替自動車を被代替自動車とみなしてこの特約が付帯された普通保険約款車両条項および基本条項ならびにその他の特約^(注)を適用した場合に、当会社が保険金を支払うべき損害が生じたときになります。

(注) その他の特約

二輪自動車に関する盗難危険補償特約を除きます。

(2) (1)の場合、当会社は、臨時代替自動車の価額および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）(1)の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。ただし、臨時代替自動車の損傷

を修理することができる場合には、当会社は、普通保険約款車両条項第9条（修理費）に定める修理費（臨時代替自動車の価額^(注)を限度とします。）および運搬費用等の合計額を、普通保険約款賠償責任条項第16条(1)の被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額とみなして、前条の規定を適用します。この場合において、普通保険約款車両条項第9条および同条項第10条（費用）③の規定中「被保険自動車」とあるのは「臨時代替自動車」と読み替えるものとします。

(注) 臨時代替自動車の価額

この保険契約に対物超過修理費補償特約が適用されている場合で、同特約により保険金が支払われるときは、その額を加えた額とします。

(3) 当会社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで臨時代替自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して、もしくはこれに相当する状態で臨時代替自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で臨時代替自動車を運転している場合に生じた車両損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払う場合－人身傷害）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定に関して臨時代替自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、臨時代替自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、臨時代替自動車がレンタカー等の自動車である場合には、臨時代替自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額^(注)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合は、そのうち最も高い額をいいます。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

(2) (1)の規定に関して臨時代替自動車の保険契約等がある場合で、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が臨時代替自動車の保険契約等によって保険金または共済金の支払を受けることができるときは、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、1回の無保険車事故による損害額^(注1)が、次の①および③の合計額を超過するときに限り、次の算式によって算出した額を保険金として普通保険約款無保険車傷害条項の保険金請求権者に支払います。ただし、次の②または③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

1回の無保険車事故による損害額および普通保険約款無保険車傷害条項第9条（費用）の費用

– 次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額

= 保険金の額

① 同条項第2条（保険金を支払う場合）(4)①に規定する額

② 同条項第2条(4)②に規定する額

③ 臨時代替自動車の保険契約等の保険金額または共済金額^(注2)

④ 臨時代替自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額

⑤ 同条項第10条（支払保険金の計算）③に規定する額

⑥ 同条項第10条④に規定する額

(注1) 1回の無保険車事故による損害額

普通保険約款無保険車傷害条項第8条（損害額の決定）の規定により決定される損害額をいいます。以下同様とします。

(注2) 臨時代替自動車の保険契約等の保険金額または共済金額

臨時代替自動車の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第8条（保険金を支払う場合－人身傷害補償特約（定額払））

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用される場合は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、同特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を使用中または管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

第10条（この特約を適用しない場合）

この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合には、同特約第5条（付保漏れがあった場合）または同特約第6条（通知に遅滞または脱漏があった場合）の規定により、同特約第3条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定が適用されないときは、当会社は、この特約を適用しません。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) 第6条（保険金を支払う場合－人身傷害）または第7条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対して、人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）の規定により保険金が支払われる場合には、当会社は、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に他車使用・管理危険補償特約、他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）、ファミリーバイク特約（人身傷害なし）またはファミリーバイク特約（人身傷害あり）が適用されている場合で、これらの特約の規定により保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第12条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「賠償責任条項、人身傷害補償条項もしくは無保険車傷害条項またはこの特約」と読み替えて適用します。

④ 業務使用中のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（記名被保険者の業務以外の目的に使用されている間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、被保険自動車が記名被保険者の業務^(注)以外の目的に使用されている間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害を除きます。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
② 対人事故

- ③ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた対物事故
④ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約第3条（保険金を支払う場合）(1)に定める傷害補償事故

(注) 記名被保険者の業務

就業に関する、住居と就業の場所との間の合理的な経路および方法による往復を含みます。

④ 競技、曲技、試験等使用危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（競技、曲技、試験等の取扱い）

当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。ただし、保険契約者があらかじめ、競技、曲技、試験等の内容に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合を除きます。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）(1)⑨
- ② 普通保険約款人身傷害補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）⑥
- ③ 普通保険約款無保険車傷害条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(5)
- ④ 普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）⑨
- ⑤ 人身傷害補償特約（定額払）第5条（保険金を支払わない場合－その2）⑥
- ⑥ 事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約第4条（保険金を支払わない場合－その1）⑨
- ⑦ 被害事故弁護士費用等補償特約第4条（保険金を支払わない場合－その1）⑤
- ⑧ 対人事故における歩行者等の傷害補償特約第5条（保険金を支払わない場合－その2）⑦
- ⑨ 人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約第5条（保険金を支払わない場合－人身傷害）⑤および第6条（保険金を支払わない場合－無保険車傷害）③
- ⑩ 人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）第5条（保険金を支払わない場合－人身傷害）⑤および第6条（保険金を支払わない場合－無保険車傷害）③

⑤ 賠償損害に関する火災・爆発・漏洩 危険補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払わない場合－対人・対物賠償共通）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）(1)および同条第3条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、被保険自動車に積載されている物の火災、

爆発または漏洩に起因して他人の生命もしくは身体を害すことまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

⑥ 対人賠償損害に関する火災・爆発・漏洩 危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合－対人賠償)

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条(保険金を支払う場合－対人賠償)(1)の規定にかかわらず、被保険自動車に積載されている物の火災、爆発または漏洩に起因して、他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

④ 対物賠償損害に関する火災・爆発・漏洩 危険のみ補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第3条(保険金を支払う場合－対物賠償)の規定にかかわらず、被保険自動車に積載されている物の火災、爆発または漏洩に起因して、他人の財物を滅失、破損または汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

⑤ 日常生活賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
財物の破損	他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することをいいます。
事故	次のいずれかをいいます。 ①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活 ^(注) に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産および自動車の所有、使用または管理を除きます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内 ^(注) の動産および不動産を含みます。 (注) 囲いの有無を問わず、住宅およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	他人の生命もしくは身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (保険金を支払う場合)

当会社は、事故による身体の障害または財物の破損により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注1) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用者を除きます。
- ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶または車両^(注2)、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 不動産

住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 船舶または車両

原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を含みません。

第6条 (被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者を除きます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第7条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第12条(支払保険金の計算)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条 (当会社による援助)

被保険者が事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第9条 (当会社による解決)

(1) 被保険者が事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)を行います。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額以下となるとき。

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

身体の障害の事故および財物の破損の事故が発生した場合で、これらの事故が同一事故であるときは、それぞれの事故につき被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の合計額とします。

第10条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

= 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権

者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

(1) (2)(4)に規定する事実があった場合

(2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

(3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

身体の障害の事故および財物の破損の事故が発生した場合で、これらの事故が同一事故であるときは、それぞれの事故につき被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額の合計額とします。また、同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額^(注)を限度とします。

(注) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第11条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入が得られなかつたことによって被る損害は、対象となりません。

(1) 普通保険約款基本条項第20条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

(2) 普通保険約款基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用

(4) 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第9条(当会社による解決)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

(5) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第12条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条①から③までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	-	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------	---	---	---	---------------------------	---	-------

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条④および⑤の費用

② 第9条(当会社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第13条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第8条(当会社による援助)または第9条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額^(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 保険証券記載の保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(利息を含みます。以下同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書、(7)ただし書および前条(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) (1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 第15条(保険金の請求)および普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。

第16条(時効)

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条(先取特権)

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 保険金請求権

第11条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が賠償した金額を限度とします。)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。)

(3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第18条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第11条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額^(注)に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金の合計額

第11条④および⑤の費用を除きます。

第19条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第1条(用語の定義)「他の保険契約等」の定義中「この保険契約」とあるのは「この特約」
- ② 第1条「保険金」の定義中「賠償責任条項、人身傷害補償条項、無保険車傷害条項または車両条項」とあるのは「この特約」
- ③ 第13条(重大事由による解除)(4)の規定中「賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害」とあるのは「この特約に基づき保険金を支払うべき損害」
- ④ 第13条(4)の規定中「賠償責任条項第14条(費用－対人・対物賠償共通)」とあるのは「この特約第11条(費用)」
- ⑤ 第26条(損害賠償額の請求および支払)(1)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)または同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)」とあるのは「この特約第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)」
- ⑥ 第26条(6)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)(2)①から⑤まで、同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)(2)①から④まで、または同条(6)①から③まで」とあるのは「この特約第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)①から④まで、または同条(6)①から③まで」
- ⑦ 第28条(損害賠償額請求権の行使期限)の規定中「賠償責任条項第11条(損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)および同条項第13条(損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)」とあるのは「この特約第10条(損害賠償請求権者の直接請求権)」

(49) 車両保険の無過失事故に関する特約 (相手自動車確認条件付)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、自動車を所有する者
ノーカウント事故	事故件数に数えない事故をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいい、被保険自動車の所有者が該当します。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、被保険自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合に適用されます。

第3条 (無過失事故の取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、無過失事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この保険契約の普通保険約款車両条項および基本条項の規定により保険金を支払う場合は、この保険契約に適用する普通保険約款車両条項の免責金額および当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえでノーカウント事故として取り扱います。

(2) この特約において無過失事故とは、次のいずれかに該当する車対車事故をいいます。ただし、相手自動車の登録番号等^(注1)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

① 事故状況を調査した結果、事故態様が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったことが確定（当会社が認めた場合を含みます。）したとき。

ア. 相手自動車が被保険自動車に追突した場合

イ. センターラインの設けられた道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触した場合

ウ. 信号機により交通整理が行われている交差点において、相手自動車が、赤色の灯火表示^(注2)に従わずにその交差点に進入したことにより、青色灯火表示に従い進行した被保険自動車に衝突または接触した場合

エ. アからウのいずれにも該当しない場合で、相手自動車が、駐車または停車中の被保険自動車に衝突または接触した場合

② ①に該当しない場合で、当会社が、事故状況を調査した結果、民事交通事故における過失相殺率の認定基準に照らし、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。

③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、被保険自動車の所有者および使用または管理していた者に過失がなかったことが判決または裁判上の和解^(注3)により確定したとき。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当会社は、無過失事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この保険契約の普通保険約款車両条項および基本条項以外の規定により支払われる保険金がある場合には、この特約を適用しません。ただし、普通保険約款車両条項および基本条項以外の規定により支払われる保険金が、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数の決定において、ノーカウンタート事故として取扱う保険金のみである場合には、この特約を適用します。

(注1) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(注2) 赤色の灯火表示

赤色の灯火の点滅を除きます。

(注3) 裁判上の和解

民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの

② 被保険自動車の損傷部位の写真

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

50 被保険自動車の入替における自動補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)①に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得 ^(注) し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
入替自動車の価額	入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式 ^(注) で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注) 初度登録年月および初度検査年月を含みます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。

取得日	実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して入替自動車の取得日が確認できる資料を提出し、当会社が妥当な取得日であることを認めた場合のその取得日をいいます。ただし、入替自動車の車検証等 ^(注) 以外の資料でその取得日が確認できない場合は、車検証等に普通保険約款基本条項第8条(1)①アからエまでのいずれかに該当する者の氏名が記載された日とします。 (注)自動車検査証または標識交付証明書をいいます。以下同様とします。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①被保険自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③①および②以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すこと目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車の所有者が法人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除き適用されます。

第3条（入替自動車に対する自動補償）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(3)の規定にかかわらず、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、同条(1)①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（車両保険の特則）

取得日から、当会社が前条の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時^(注)までの期間の普通保険約款車両条項および基本条項の適用については、同条の規定にかかわらず、次に定めるところによります。

- ① 入替自動車の保険金額は、損害が生じた地および時における入替自動車の価額とします。
- ② 入替自動車がレンタカー等の自動車以外である場合は、入替自動車について、普通保険約款車両条項および基本条項を適用します。この場合において、同条項第8条（被保険自動車の入替）(4)の規定は適用しません。

^(注) 被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時

当会社が第6条（保険料の返還または請求）(1)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

第5条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第3条（入替自動車に対する自動補償）の被保険自動車の入替の承認の請求があつた場合において、これを承認しなかつたときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)に基づく当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第6条（保険料の返還または請求）

- (1) 第3条（入替自動車に対する自動補償）の場合において、保険料を変更する必要があるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき

計算した、取得日以後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) (1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故^(注)による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 追加保険料領収前に生じた事故

取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

51 家族内新規運転者の自動補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転免許	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条(運転免許) 第1項に規定する運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、この保険契約に運転者の年齢条件に関する特約または運転者本人・夫婦限定特約が適用されている場合に適用されます。

第3条 (家族内新規運転者の自動補償)

(1) 当会社は、この特約により、運転者の年齢条件の変更^(注1)の手続漏れがあった場合で、次のいずれかに該当する者が事実の発生日^(注2)以後に被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約者が書面により運転者の年齢条件の変更^(注1)の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、運転者の年齢条件に関する特約第3条(運転者の年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)(1)の規定は適用しません。

① 運転者の年齢条件に該当しない者のうち、保険期間の初日以後に被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得(失効および取消後における再取得の場合を除きます。以下同様とします。)した次のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者

イ. 記名被保険者の配偶者

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

② 運転者の年齢条件に該当しない者のうち、保険期間の初日以後に新たに次のいずれかに該当した者。ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は含みません。

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注1) 運転者の年齢条件の変更

運転者の年齢条件に関する特約を削除すること、または同特約の運転者の年齢条件を変更することをいいます。

(注2) 事実の発生日

被保険自動車を運転していた者が①に該当する場合は、その者が被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した日をいい、被保険自動車を運転していた者が②に該当する場合は、その者が記名被保険者の配偶者になった日または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族になった日をいいます。

(2) 当会社は、この特約により、運転者本人・夫婦限定特約の変更^(注1)の手続漏れがあった場合で、次のいずれかに該当する者が事実の発生日^(注2)以後に被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約者が書面により同特約の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、同特約第4条(限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)(1)の規定は適用しません。

- ① 保険期間の初日以後に被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した次のいずれかに該当する者
 ア. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② 保険期間の初日以後に新たに次のいずれかに該当した者。ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は含みません。
 ア. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 イ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (注1) 運転者本人・夫婦限定特約の変更
 運転者本人・夫婦限定特約を運転者家族限定特約に変更することをいいます。
- (注2) 事実の発生日
 被保険自動車を運転していた者が①に該当する場合は、その者が被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した日をいい、被保険自動車を運転していた者が②に該当する場合は、その者が記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族になった日または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子になった日をいいます。

(3) (1) および (2) の規定は、次の条件をいずれも満たす場合に限り適用します。

- ① (1) または (2) に該当する者であることを当会社が確認できる公的資料等を保険契約者または記名被保険者が提出すること。
 ② 事実の発生日に (1) または (2) の変更があったものとして、当会社が請求する追加保険料を払い込むこと。
- (4) (1) および (2) に規定する事故が事実の発生日の翌日から起算して31日の日以後に発生した場合は、(1) および (2) の規定により当会社が支払う保険金は、普通保険約款賠償責任条項およびこれに付帯された特約に規定する保険金に限ります。

52 繙続契約の取扱いに関する特約 <継続手続き忘れサポート>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車のそれぞれが同一であり、かつ、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結される保険契約をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき定めた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第3条 (継続契約に関する特則)

(1) 当会社は、継続契約締結の手続が行われなかつた場合であつても、次の条件をいずれも満たしているときは、この保険契約は、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容で継続されるものとして取り扱います。

- ① この保険契約の保険期間が1年以上であること。ただし、この保険契約の保険期間が1年未満であつても、この保険契約に当会社の定める保険期間通算による等級継承の特則が適用されている場合を除きます。
- ② この保険契約が、この特約を適用して当会社と締結された保険契約ではないこと。
- ③ この保険契約の保険期間の満了する時からこの特約の規定により継続契約が締結されるまでの間に被保険自動車を同一とする他の保険契約ま

たは共済契約がないこと。

- ④ 保険契約者に対して当会社から直接この保険契約の継続の意思確認を行ったにもかかわらず、保険契約者の事情により継続契約締結の手続が行われなかつたものではないこと。
 - ⑤ この保険契約の保険期間を通じ、当会社または保険契約者のいずれか一方から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかつたこと。
 - ⑥ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に当会社の定める書面により継続契約の申込みを行うこと。
 - ⑦ この保険契約に適用された他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が別に定められている場合を除き、保険契約者が⑥の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。
- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、この特約の規定により締結された継続契約に適用される次の契約内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容とみなします。
- ① この保険契約に適用される特約の適用条件により、自動的に適用されることとなる特約の継続契約への適用
 - ② この保険契約に適用される特約の適用条件により、自動的に適用されないこととなる特約の継続契約への不適用
- (3) (1) の規定にかかわらず、当会社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等(以下「制度・料率等」といいます。)を改定した場合には、この特約の規定により締結された継続契約に適用される制度・料率等は、その継続契約の保険期間の初日における制度・料率等とします。

第4条 (継続契約の車両保険金額)

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は、この特約の規定により締結された継続契約の車両保険契約の保険金額については、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式(初度登録年月および初度検査年月を含みます。)の自動車の市場販売価格相当額を基準とし、当会社が算出した額とします。ただし、車両保険金の時価払特約が適用されている場合は、被保険自動車の車両保険金額を基準とし、法定減価償却残存率等を参考に当会社が算出した額とします。

第5条 (保険責任に関する特則)

当会社は、この特約の規定により締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑮ 保険料分割払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当

会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、当会社は、第3回分割保険料の払込期日^(注)をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 第3回分割保険料の払込期日

分割回数が2回の場合は、第2回分割保険料の払込期日の翌月の応当日とします。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払により保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条 (追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑤ 保険料分割払特約(新長期分割用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故件数に 数えない事故	当会社が別に定める事故件数に数えない事故をいいます。
3等級ダウン 事故	この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払うべき損害または傷害の原因となった事故であって、1等級ダウン事故および事故件数に数えない事故のいずれにも該当しないものをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更

	の場合) (1) に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
1等級ダウン事故	当会社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた各保険年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が次のいずれかの方法により年額保険料を払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む方法
- ② 年額保険料を保険年度ごとに一時に払い込む方法

第3条 (分割保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料^(注1)を払い込み、第2回目以降の分割保険料^(注2)については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

前条①の場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とし、同条②の場合は、第1保険年度の年額保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

前条①の場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とし、同条②の場合は、第2保険年度以降の年額保険料とします。以下同様とします。

(2) 保険料払込方式が口座振替による場合、払込期日は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。ただし、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、保険契約者の指定する口座からの口座振替による第2回目以降の分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 前条①において保険料払込方式が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料^(注1)を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社は、第3回分割保険料^(注2)の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注1) 第2回分割保険料

第1保険年度の第2回分割保険料とします。

(注2) 第3回分割保険料

第1保険年度の第3回分割保険料とします。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払により保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第7条 (保険料の変更)

当会社が保険金を支払う事故が発生した場合、事故が発生した日の属する保険年度ごとの事故の内容および件数に応じ、保険料の変更について、

次のとおりとします。ただし、その変更に係る分割保険料が払い込まれた後^(注1)に当該会社が保険金を支払う事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- ① 保険年度内に発生した事故に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が含まれる場合

翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)を次のとおり変更し、これに基づき計算した保険料^(注3)を翌保険年度以降の保険料とします。

ア. ノンフリート等級

(ア). 翌保険年度

次の算式によって算出される数^(注4)を変更後ノンフリート等級とします。ただし、1を下回る場合は1とします。

$$\text{変更前ノンフリート等級} - 1 - [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ). 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後ノンフリート等級に1を加えた数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、20を上回る場合は20とします。

イ. 事故有係数適用期間

(ア). 翌保険年度

次の算式によって算出される数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、6を上回る場合は6とします。

$$\text{変更前事故有係数適用期間} + [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ). 上記(ア)の翌保険年度以降

前保険年度の変更後事故有係数適用期間より1を減じた数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、0を下回る場合は0とします。

- ② 保険年度内に発生した事故が事故件数に数えない事故のみである場合
翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)、ならびに保険料は変更しません。

(注1) その変更に係る分割保険料が払い込まれた後

その変更に係る分割保険料について、提携金融機関に対する口座振替請求等の当該会社による手続が必要な場合は、その手続による分割保険料の変更が可能である期間を経過した時以後とします。

(注2) 翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間

保険証券に記載された保険年度ごとのノンフリート等級および事故有係数適用期間をいい、本条の規定により既にノンフリート等級および事故有係数適用期間が変更されている場合は、その変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間とします。

(注3) これに基づき計算した保険料

保険料は、保険期間の初日における制度および料率等（普通保険約款、特約、保険引受に関する制度および保険料率等をいいます。以下同様とします。）により計算し、ノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じて適用される制度および料率等は、変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じてこれを適用します。

(注4) 次の算式によって算出される数

変更前ノンフリート等級が前保険年度の変更前ノンフリート等級と同一である場合は、算式中の1を差し引きません。

第8条 (追加保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額を一時に当該会社に払い込まなければなりません。この場合において、当該会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当該会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み

替えるものとします。

(3) 前条ただし書の規定により、追加保険料を請求する場合において、保険契約者は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、当会社は保険金を支払いません^(注2)。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

第9条 (保険料の返還)

(1) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－無効または失効の場合)

(2) または同条項第19条(保険料の返還－解除の場合)の規定により、保険料を返還する場合には、失効日または解除日の属する保険年度を保険期間1年の契約とみなして、同条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定により、保険契約が失効した場合、または当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第10条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第11条 (保険料率の改定の場合の取扱い)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合^(注)においても、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

(注) 保険期間の中途中で改定された場合

第7条(保険料の変更)の規定を適用する場合を含みません。

第12条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

55 追加保険料に関する保険料分割払特約 <初回即収特約>

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。

追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいい、この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合には、全車両一括付保特約第7条(保険料の精算)(1)または第8条(契約条件等の変更)(3)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料を含みます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	承認書記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を承認書記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)または保険料分割払特約(新長期分割用)が適用されており、かつ、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条 (追加保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険料分割払特約第6条(追加保険料の払込み)(1)、保険料分割払特約(長期用)第6条(追加保険料の払込み)(1)、保険料分割払特約(新長期分割用)第8条(追加保険料の払込み)(1)または同条(3)の規定にかかわらず、追加保険料を、承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条 (分割追加保険料の払込方法等)

(1) 保険契約者は、次に定める期日までに第1回分割追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合は、次の日
 - ア. 全車両一括付保特約第7条(保険料の精算)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料である場合は、同条(3)に定める精算日
 - イ. 全車両一括付保特約第8条(契約条件等の変更)(3)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料である場合は、当会社が追加保険料を請求した日
- ② ①以外の場合は、保険契約条件^(注1)の変更日^(注2)。ただし、その追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)または保険料分割払特約(新長期分割用)第7条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社がその追加保険料を請求した日以後、相当の期間内に払い込むものとします。

(注1) 保険契約条件

保険証券または保険契約申込書の記載事項をいいます。以下同様とします。

(注2) 保険契約条件の変更日

保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。

(2) 保険契約者は、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) 当会社は、保険契約者が、第1回分割追加保険料について、(1)に定める期日までにその払込みを怠った場合は、この特約を適用せず、かつ、次の規定を適用します。

- ① 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、全車両一括付保特約第7条(保険料の精算)(1)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(4)の規定を適用します。この場合において、同条(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。
- ② 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、全車両一括付保特約第8条(契約条件等の変更)(3)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(4)の規定を適用します。この場合において、同条(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と読み替えるものとします。
- ③ 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)もしくは同条(2)、(4)、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の

変更の場合) (1) または保険料分割払特約(新長期分割用) 第7条(保険料の変更) ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、それぞれ普通保険約款基本条項第15条(3)、(5)、同条項第18条(2) または保険料分割払特約(新長期分割用) 第8条(追加保険料の払込み)(3) および(4)の規定を適用します。この場合において、同条項第15条(3)、(5)、同条項第18条(2)、保険料分割払特約(新長期分割用) 第7条および同特約第8条(3)、(4)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と、同条項第15条(3) および(5)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。ただし、被保険自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款を適用する場合は、同特約第1条(用語の定義)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

- (4) 払込みを怠った第1回分割追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(6)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、同条(7)の規定を適用します。この場合において、同条(7)の規定中「追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」と、「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)および保険料分割払特約(新長期分割用)の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第5条(分割保険料不払により保険金を支払わない場合)の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」
- ② 保険料分割払特約第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)、保険料分割払特約(長期用)第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)および保険料分割払特約(新長期分割用)第10条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

56 初回保険料の払込みに関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ①保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ②この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)または保険料分割払特約(新長期分割用)が適用されている場合は、第1回分割保険料
初回保険料払込期日	初回保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ①初回保険料を口座振替により払い込む場合は、初回保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ②初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替または当会社の定める口座振替以外の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合は、次の条件をいずれも満たしていること。
- ① 指定口座が、提携金融機関に保険期間の開始時までに設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の開始時までになされていること。
- (2) 初回保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、この保険契約の締結が、保険期間の開始時までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料を口座振替により払い込む場合、初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第4条（初回保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (4) (3)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤ クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料および保険料分割払特約（新長期分割用）が付帯された場合の同条第7条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料を含みます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が保険料を支払うことを承認します。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、クレジットカードにより保険料を支払う旨の申出があ

り、かつ、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用される場合には、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性、利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時^(注)以後、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

(注) 当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2) (1) の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合については、適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および保険料請求後の取扱い）

(1) 当会社がカード会社から前条(2)の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合には、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料^(注)の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(注) 保険料

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料を除きます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、カード会社からの保険料相当額の全額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合または保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対して保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤8 クレジットカードによる保険料支払

に関する特約（登録方式）

＜クレジットカード払特約（携帯電話方式）＞

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）および保険料分割払特約（新長期分割用）に定める「第1回分割保険料」および「第2回目以降の分割保険料」、初回保険料の払込みに関する特約に定める「初回保険料」、追加保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」ならびに訂正保険料の払込みに関する特約に定める「初回追加保険料」および「第2回目以降の追加保険料」を含みます。
保険料払込特約	保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）、保険料分割払特約（新長期分割用）、初回保険料の払込みに関する特約、追加保険料の払込みに関する特約または訂正保険料の払込みに関する特約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険料払込特約の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が保険料を支払うことを承認します。

第4条（クレジットカードによる保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。
- (2) 当会社は、この特約により保険料払込特約の適用にあたっては、カード会社へ該当のクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) (2)の場合において、クレジットカードが有効であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、クレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
- (4) (2)の規定は、当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続によってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

当会社は、前条(4)の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

第6条（返還保険料の取扱い）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

59 告知事項等の通知に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。
 - ① 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合で、保険契約者または被保険者が電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行うとき。
 - ② 保険契約締結の後、保険契約者がこの保険契約を解除する旨を電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知するとき。
- (2) (1)①の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第2条（告知事項等の通知についての特則）

- (1) 保険契約者または被保険者が前条(1)①の規定による承認の請求を行い、当会社がその請求の受付と同時にその可否を審査し、これを承認した場合は、当会社は、その請求をもって書面による承認の請求がなされたものとみなします。
- (2) 保険契約者が前条(1)②の規定による通知を行い、当会社がその通知を受け付けた場合は、当会社は、その通知をもって書面による通知がなされたものとみなします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑥ 長期保険保険料一括払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの ^(注) をいいます。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険期間が1年を超える場合であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (保険料の返還または請求－通知義務等の場合)

- (1) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 普通保険約款基本条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)または同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更)(1)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した追加保険料を請求します。
- (4) 普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および(4)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この特約により、同条(6)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第4条 (保険料の返還－失効の場合)

保険契約が失効^(注)となる場合は、当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

第5条 (保険料の返還－保険金額の変更または調整の場合)

普通保険約款基本条項第11条(保険金額の変更)(2)または車両保険金の時価払特約第6条(保険金額の調整)(3)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、この特約により、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)または車両保険金の時価払特約第7条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

第6条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(2)、同条項第5条(通知義務)(2)、(6)、同条項第12条(保険契約の解除)(1)、同条項第13条(重大事由による解除)(1)、同条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)、(5)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、この特約により、同条項第19条(保険料の返還－解除の場合)(1)の規定にかかわらず、予定利率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険

契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、この特約により、同条項第19条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、予定期率、法定減価償却率等を勘案して計算した保険料を返還します。

第7条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求はしません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑥ 追加保険料の払込みに関する特約 <契約内容変更（異動）キャッシュレス特約>

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
初回追加保険料	次の保険料をいいます。 ①第3条（追加保険料の払込み）(3)①の規定により追加保険料の全額を一時に払い込む場合は、追加保険料の全額 ②第3条(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割追加保険料
初回追加保険料 払込期日	初回追加保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料および保険料分割払特約（新長期分割用）が付帯された場合の同条第7条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	承認書記載の払込期日をいい、次の期日とします。 ①追加保険料を口座振替により払い込む場合は、追加保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ②追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険証券または 保険契約申込書 の記載事項の 変更	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、そのもととなる保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

- ① この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）、保険料分割払特約（新長期分割用）、初回保険料の払込みに関する特約、クレジットカードによる保険料支払に関する特約またはクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が適用されており、かつ、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合
- ② 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき

事実が発生した場合で、保険契約者または被保険者が電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行うとき^(注)。ただし、当会社がこの特約を適用する旨承認した場合に限ります。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行うとき

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、当会社所定の連絡先に直接通知するときとします。

第3条 (追加保険料の払込み)

(1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更が生じ、保険契約者または被保険者が書面または電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に保険証券もしくは保険契約申込書の記載事項の変更を通知した場合、または当会社が保険料分割払特約(新長期分割用)第7条(保険料の変更)ただし書に基づき追加保険料を請求した場合は、次のいずれかの方法により、追加保険料を払い込むものとします。

① 当会社が口座振替の方法により、追加保険料を請求した場合は、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法

② 当会社が口座振替以外の方法により、追加保険料を請求した場合は、当会社所定の方法

(2) (1)①の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) (1)の場合において、追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法によるものとします。

① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法

② 追加保険料を、承認書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、承認書記載の金額を払い込む方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約または保険料分割払特約(長期用)が適用されている場合に限ります。

(4) 承認書記載の保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更後の条件で保険金を支払います。

(5) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第6条(追加保険料の払込み)(1)の規定は適用しません。

(6) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約(長期用)が適用されている場合には、同特約第6条(追加保険料の払込み)(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

(7) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約(新長期分割用)が適用されている場合には、同特約第8条(追加保険料の払込み)(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(8) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約(新長期分割用)が適用されている場合には、同特約第8条(追加保険料の払込み)(3)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(9) (1)①の場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(10) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条 (初回追加保険料不払の場合)

(1) 前条(1)に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社所定の方法により払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次の規定を適用します。

① 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(保

険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (1)、同条(2)、同条(4)または保険料分割払特約(新長期分割用)第7条ただし書に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険自動車の入替における自動補償特約第3条(入替自動車に対する自動補償)の規定に基づき入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款を適用する場合は、同特約第1条(用語の定義)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

(2) 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第15条(6)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3) 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (1)に定めるところに従い当会社が請求したものである場合は、当会社は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

(4) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の日以後(2)に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回追加保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条(初回追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料^(注)の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(注) 初回追加保険料

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (6)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (1)に定めるところに従い当会社が請求した初回追加保険料を除きます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、初回追加保険料払込期日から将来に向かってのみ生じます。

第6条(初回追加保険料不払の場合の特則)

第3条(追加保険料の払込み) (1)①の場合において、当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加保険料払込期日とみなして前2条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第7条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生した場合で、第3条(追加保険料の払込み)の保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更の通知日時および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う調査に協力しなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普

通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、保険契約者が、第3条(追加保険料の払込み)(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込むときは、保険料分割払特約、保険料分割払特約(長期用)および保険料分割払特約(新長期分割用)の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第5条(分割保険料不払により保険金を支払わない場合)の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」
- ② 保険料分割払特約第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)、保険料分割払特約(長期用)第7条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)および保険料分割払特約(新長期分割用)第10条(分割保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

⑥ 新契約の申込みに関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
新契約	前契約と記名被保険者および被保険自動車のそれぞれが同一であり、かつ、前契約の解除日 ^(注) を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 (注) 普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(2)の規定により、保険契約者が前契約を解除した日をいいます。
前契約	当会社と締結されていた保険契約をいいます。
電話等による新契約の申込み	新契約の申込みを電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接行うことを行ないます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめこの特約を適用する旨の合意があること。
- ② この保険契約が、新契約であること。
- ③ 保険契約者が電話等による新契約の申込みを行うこと。

第3条(記名被保険者または被保険自動車の変更)

前契約の記名被保険者および被保険自動車が、新契約締結時に次に定める記名被保険者または被保険自動車に変更された場合であっても、同一とみなしてこの特約を適用します。

- ① 記名被保険者
 - ア. 前契約の記名被保険者の配偶者
 - イ. 前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ② 被保険自動車
 - ア. 普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)①に定める新規取得自動車
 - イ. 普通保険約款基本条項第8条(1)②に定める所有自動車

第4条(新契約の申込みの承認)

(1) 保険契約者が電話等による新契約の申込みを行い、当会社がその申込みの受付と同時にその引受けの可否を審査し、これを承認した場合は、当会社は、その申込みをもって書面による新契約の申込みがなされたものとみなします。

(2) 当会社は、引受けを承認した新契約については、保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を以下のいずれかの手続により通知します。

- ① 電話等当会社の定める通信手段を媒介とし、当会社に対し新契約の申込みの意思を表示した場合は、保険契約者に通知書を送付します。
- ② 情報処理機器上の保険契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に

送信することにより当会社に対し新契約の申込みの意思を表示した場合は、保険契約者に保険契約確認画面を送信します。

- (3) 保険契約者は、当会社が電話等による新契約の申込みに基づき作成した通知書について、記載事項を変更または訂正する場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) 当会社は、(3)の規定に基づき保険契約者から通知を受けた場合には、改めて新契約引受けの可否を審査します。
- (5) (1) および(4)の場合において、当会社が引受けを承認しない新契約については、直ちに保険契約者にその旨を通知します。

第5条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、通知書または保険契約確認画面に従い、新契約の初回保険料^(注)を払い込むものとします。

(注) 新契約の初回保険料

保険料を一時に払い込む場合は、その全額、新契約に保険料分割払特約または保険料分割払特約（長期用）が適用されている場合は、第1回分割保険料とします。以下同様とします。

第6条 (新契約の初回保険料払込猶予の特則)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が新契約の初回保険料を新契約の保険期間の初日から起算して30日以内に払い込むことを承認します。
- (2) 当会社は、新契約の保険期間が始まった後であっても、(1)に定める期間内に新契約の初回保険料の払込みがない場合は、新契約の初回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (新契約の初回保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、前条(1)に定める期間内に新契約の初回保険料の払込みがない場合には、新契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、新契約の保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑬ 訂正保険料の払込みに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
告知事項の訂正等に関する申出または通知	次のいずれかに該当する申出または通知をいいます。 ①普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出 ②普通保険約款基本条項第5条（通知義務）(1)および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する通知 ③普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)の通知 ④普通保険約款基本条項第11条（保険金額の変更）(1)の通知 ⑤①から④までのいずれかに伴う保険契約条件の変更の通知
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
初回追加保険料	次の保険料をいいます。 ①第3条（追加保険料の払込み）(3)①の規定により追加保険料の全額を一時に払い込む場合は、追加保険料の全額 ②第3条(3)②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割追加保険料
初回追加保険料払込期日	初回追加保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	告知事項の訂正等に関する申出または通知に伴い当会社が請求する保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

払込期日	承認書記載の払込期日をいい、次の期日とします。 ①追加保険料を口座振替により払い込む場合は、追加保険料を指定口座から当会社の口座に振り替える日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日 ②追加保険料を口座振替以外の方法により払い込む場合は、当会社所定の期日
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（長期用）、保険料分割払特約（新長期分割用）、初回保険料の払込みに関する特約またはクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が適用されており、かつ、保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 保険契約締結の後、保険期間が始まる前に保険証券または保険契約申込書の記載事項に変更が生じ、保険契約者または被保険者が書面または当会社の定める通信手段により告知事項の訂正等に関する申出または通知を行った場合は、次のいずれかの方法により、追加保険料を払い込むものとします。
 - ① 当会社が口座振替の方法により、追加保険料を請求した場合は、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法
 - ② 当会社が口座振替以外の方法により、追加保険料を請求した場合は、当会社所定の方法
- (2) (1)の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) (1)の場合において、追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法によるものとします。
 - ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 - ② 追加保険料を、承認書記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に、承認書記載の金額を払い込む方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約または保険料分割払特約（長期用）が適用されている場合に限ります。
- (4) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第6条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。
- (5) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（長期用）が適用されている場合には、同特約第6条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

（注）保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

- (6) 当会社は、この保険契約に保険料分割払特約（新長期分割用）が適用されている場合には、同特約8条（追加保険料の払込み）(1)の規定は適用しません。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。
- (7) (1)の場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (8) 保険契約者または被保険者は、第1条（用語の定義）「告知事項の訂正等に関する申出または通知」の定義中の⑤の通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条 (初回追加保険料不払の場合)

- (1) 前条(1)に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社所定の方法により払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

- (4) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4) の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料を払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、初回追加保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (6) (5) の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

第5条 (初回追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料の全額を返還します。

第6条 (初回追加保険料不払の場合の特則)

第3条 (追加保険料の払込み) (1) ①の場合において、当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回追加保険料払込期日とみなして前2条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、保険契約者が、第3条 (追加保険料の払込み) (3) ②の規定により追加保険料を分割して払い込むときは、保険料分割払特約、保険料分割払特約 (長期用) および保険料分割払特約 (新長期分割用) の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

- ① 第5条 (分割保険料不払により保険金を支払わない場合) の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の追加保険料を加えた保険料」
- ② 保険料分割払特約第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)、保険料分割払特約 (長期用) 第7条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除) および保険料分割払特約 (新長期分割用) 第10条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除) の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料にこの特約による第2回目以降の分割追加保険料を加えた保険料」

⑥ 団体扱特約 (一般A)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書 (一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書 (一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第7条 (特約の失効) (1) のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)、(4)、(6) または同条項第18条 (保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合) (1) に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。

年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、独立行政法人、会社等の企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
 - イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

（注1）第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

（注2）第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合であって、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むときは、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いま

せん。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

（注）保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1)の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等）

- (1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。
- (3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
 - ② 前条(1)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、集金不能日
 - ② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保

険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

(65) 団体扱特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第7条（特約の失効）(1)のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、独立行政法人、会社等の企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合であって、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むときは、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。

(2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合

③ 保険契約者またはその代理人が保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかつた場合

④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合

(2) (1)の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等)

(1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条(特約の失効)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1) 以外の保険料の払込方法とすることができます。

(3) 当会社は、(1) の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 第8条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合

② 前条(1)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、集金不能日

② (1) ②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日

(3) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑥ 団体扱特約 (一般C)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	保険料の集金手続を行い得る口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書 (一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条 (特約の失効) (1) ①の事実に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体 ^(注) をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1)、(2)、(4)、(6) または同条項第18条 (保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合) (1) に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日等が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日等が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が公社、独立行政法人、会社等の企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
ア. 団体

イ. 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 指定口座から、預金口座振替により、保険料を口座振替日に集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法等)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。

① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合であって、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むときは、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。

(2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかつた場合
 ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
 ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (2) (1) ①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等)

- (1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条(特約の失効)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日等が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。
- (3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠つた場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 第8条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
 - ② 前条(1)に定める払込期日の属する月の月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かつてのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、集金不能日等
 - ② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第12条 (退職者を保険契約者とする場合の特則)

第2条(この特約の適用条件)①の規定にかかわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者に対してこの特約を付帯した保険契約の締結を認める場合において、退職者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、第1条(用語の定義)「団体」の定義中「保険契約者が給与の支払を受けている企業体」とあるのは「保険契約者が退職した企業体」と読み替え、第7条(特約の失効)(1)③の規定は適用しないものとします。

⑦ 団体扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第7条(特約の失効)(1)のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社等の団体をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。

年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の指定する場所に支払うことを集金者に委託し、集金者がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法等）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。

① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条（保険料領収前の事故）

(1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合であって、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むときは、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

(2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)

の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を差し引くことを拒んだ場合

(2) (1)①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等）

(1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。

(3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
- ② 前条(1)に定める払込期日の属する月の月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、集金不能日
- ② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑥ 団体扱特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	保険料の集金手続を行い得る口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する預金口座をいいます。

集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1)①の事実に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日等が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日等が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、預金口座振替により、保険料を口座振替日に集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法等)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。ただし、保険期間が1年を超える場合の第2保険年度以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条(保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合であ

って、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むときは、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

(2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかつた場合

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) (1)①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等）

(1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日等が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。

(3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
- ② 前条(1)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、集金不能日等
 - ② (1) ②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第12条（退職者を保険契約者とする場合の特則）

第2条（この特約の適用条件）①の規定にかかわらず、団体が退職者に対してこの特約を付帯した保険契約の締結を認める場合において、退職者がこの特約を付帯した保険契約を締結するときは、第1条（用語の定義）「団体」の定義中「保険契約者が給与の支払を受けている官公署」とあるのは「保険契約者が退職した官公署」と読み替え、第7条（特約の失効）(1)③の規定は適用しないものとします。

69 団体扱特約（一般A）における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）に係わる覚書」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約（一般A）第7条（特約の失効）(1)のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および団体扱特約（一般A）第1条（用語の定義）に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱特約（一般A）が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（契約締結後の通知方法）

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知について、

保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱特約（一般A）第5条（追加保険料の払込み）(1)および新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかるらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、団体扱特約（一般A）第5条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

- (4) 保険期間が1年を超えて、かつ、この保険契約に新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）が適用されている場合は、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約（一般A）第7条（特約の失効）(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦ 団体扱特約（一般B）における 追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（一般B）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約（一般B）第7条（特約の失効）(1)のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。

追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および団体扱特約（一般B）第1条（用語の定義）に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱特約（一般B）が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（契約締結後の通知方法）

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条（追加保険料の払込みの特則）

(1) 団体扱特約（一般B）第5条（追加保険料の払込み）(1)および新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、団体扱特約（一般B）第5条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超え、かつ、この保険契約に新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）が適用されている場合は、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約（一般B）第7条（特約の失効）(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除

- することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦ 団体扱特約（一般C）における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（一般C）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	団体扱特約（一般C）第7条（特約の失効）(1)①の事実に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生した日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および団体扱特約（一般C）第1条（用語の定義）に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱特約（一般C）が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（契約締結後の通知方法）

- (1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱特約（一般C）第5条（追加保険料の払込み）(1)および新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、団体扱特約（一般C）第5条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度

に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超えるか、この保険契約に新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）が適用されている場合は、同特約第4条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約（一般C）第7条（特約の失効）(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

- 当会社は、第5条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

② 団体扱特約における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約第7条（特約の失効）(1)のいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務・通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および団体扱特約第1条（用語の定義）に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（契約締結後の通知方法）

- 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂

正の申出または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条項第11条(保険金額の変更)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求^(注)を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条(追加保険料の払込みの特則)

(1) 団体扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)および新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)第4条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、団体扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求一保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超えて、かつ、この保険契約に新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)が適用されている場合は、同特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱特約第7条(特約の失効)(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条(未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条(特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、第5条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦3 団体扱特約(口座振替方式)における追加保険料に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係わる覚書」をいいます。

集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	団体扱特約(口座振替方式)第7条(特約の失効)(1)①の事実に該当する場合は、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事が発生した日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)または新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および団体扱特約(口座振替方式)第1条(用語の定義)に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に団体扱特約(口座振替方式)が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条(契約締結後の通知方法)

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条項第11条(保険金額の変更)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条(追加保険料の払込みの特則)

(1) 団体扱特約(口座振替方式)第5条(追加保険料の払込み)(1)および新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)第4条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、団体扱特約(口座振替方式)第5条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超え、かつ、この保険契約に新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)が適用されている場合は、同特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱特約(口座振替方式) 第7条(特約の失効)(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第5条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦4 集団扱特約 (直接集金方式)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書(集団扱 直接集金方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1)①または②のいずれかの事実に該当する場合は、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1)③または④のいずれかの事実に該当する場合は、その事が発生した日をいいます。
集団	当会社の承認する集団をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求ー告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求ー保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日等が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日等が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であること。
- ② 集団または集団から保険料の集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が集金手続を行い得る最初の集金日までに保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日に集金されなかった場合

③ 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

- (2) (1)①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等）

(1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日等が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。

(3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合

② 前条(1)に定める払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)①による解除の場合は、集金不能日等

② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦ 集団扱特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	保険料の集金手続を行い得る口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱 口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）(1)①の事実に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生した日をいいます。
集団	当会社の承認する集団をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいい、保険期間が1年を超える場合は、各保険年度に対する保険料とします。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。
未払込保険料	年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が1年を超える場合は、集金不能日等が属する保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額、および集金不能日等が属する保険年度の前保険年度の1か年分保険料から既に払い込まれたその前保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額の合計額とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であること。
- ② 集団または集団から保険料の集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、預金口座振替により、保険料を口座振替日に集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法等）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一時に、または保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が年額保険料を一時に払い込む場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が年額保険料を分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 第1回分割保険料^(注1)は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回目以降の分割保険料^(注2)は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(注1) 第1回分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第1回分割保険料とします。

(注2) 第2回目以降の分割保険料

保険期間が1年を超える場合は、第1保険年度の第2回目以降の分割保険料および第2保険年度以降の分割保険料とします。

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、普通保険約款基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後であっても、当会社は、同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、集金者を経ることなく、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合）の規定に従うものとします。この場合において、同条項第15条(3)、(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合）(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。以下同様とします。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかつた場合
 ③ 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合
 ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (2) (1) ①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。

第8条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法等)

- (1) 保険期間が1年を超える場合で、第7条(特約の失効)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、保険契約者は、集金不能日等が属する保険年度の翌保険年度以降の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度における保険期間の初日応当日とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の保険料の払込方法とすることができます。
- (3) 当会社は、(1)の翌保険年度以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 第8条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合
 - ② 前条(1)に定める払込期日の属する月の月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面をもって、解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、集金不能日等
 - ② (1)②による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦ 集団扱特約（直接集金方式）における追加保険料に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（集団扱 直接集金方式）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱 直接集金方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	集団扱特約（直接集金方式）第7条(特約の失効)(1)①または②のいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の集金日をいい、同条(1)③または④のいずれかの事実に該当する場合は、その事実が発生した日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）

	合) (1) または新長期分割払特約(団体扱・集団扱用) 第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および集団扱特約(直接集金方式)第1条(用語の定義)に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に集団扱特約(直接集金方式)が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条 (契約締結後の通知方法)

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条項第11条(保険金額の変更)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条 (追加保険料の払込みの特則)

(1) 集団扱特約(直接集金方式)第5条(追加保険料の払込み)(1)および新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)第4条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。

(2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。

(3) 保険期間が1年を超える場合は、集団扱特約(直接集金方式)第5条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求・保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超えるか、かつ、この保険契約に新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)が適用されている場合は、同特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

集団扱特約(直接集金方式)第7条(特約の失効)(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当会社は、第5条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦ 集団扱特約（口座振替方式）における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（集団扱 口座振替方式）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱 口座振替方式）による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	集団扱特約（口座振替方式）第7条（特約の失効）(1)①の事実に該当する場合は、その事が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実に該当する場合は、その事が発生した日をいいます。
承認書	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）および同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）の告知義務、通知義務等に係る承認書をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(4)、(6)、同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)または新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第3条（保険料の変更）ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
未払込保険料	保険契約者が払い込むべき追加保険料から既に払い込まれた追加保険料の総額を差し引いた額、および集団扱特約（口座振替方式）第1条（用語の定義）に規定する未払込保険料の合計額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に集団扱特約（口座振替方式）が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第3条（契約締結後の通知方法）

(1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(3)③の訂正の申出または同条項第5条（通知義務）(1)、同条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)、同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)、同条項第11条（保険金額の変更）(1)もしくは同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求^(注)を行わなければなりません。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

(2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第4条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 集団扱特約（口座振替方式）第5条（追加保険料の払込み）(1)および新長期分割払特約（団体扱・集団扱用）第4条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかるらず、当会社が請求した追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、保険契約者は、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) (1)の追加保険料は、その全額を一時に払い込むか、または承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。
- (3) 保険期間が1年を超える場合は、集団扱特約（口座振替方式）第5条（追加保険料の払込み）(1)の追加保険料は、保険料の変更日^(注)の属する保険

年度に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、保険料の変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

(注) 保険料の変更日

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める保険料を変更する必要があるときにおける、その保険料を変更すべき日をいいます。

(4) 保険期間が1年を超えるか、この保険契約に新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)が適用されている場合は、同特約第4条(追加保険料の払込み)(1)の追加保険料は、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額とします。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

第5条 (特約の失効後の未払込保険料の払込み)

集団扱特約(口座振替方式)第7条(特約の失効)(1)の規定により同特約が効力を失った場合は、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条 (未払込保険料の不払により保険金を支払わない場合)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (特約の失効による未払込保険料の不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、第5条(特約の失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面をもって、その旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合で、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

⑦8 新長期分割払特約(団体扱・集団扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故件数に数えない事故	当会社が別に定める事故件数に数えない事故をいいます。
3等級ダウン事故	この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払うべき損害または傷害の原因となった事故であって、1等級ダウン事故および事故件数に数えない事故のいずれにも該当しないものをいいます。
集金契約	団体扱・集団扱に関する特約による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体扱・集団扱に関する特約	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約(口座振替方式)、集団扱特約(直接集金方式)および集団扱特約(口座振替方式)をいいます。
追加保険料	第3条(保険料の変更)ただし書に定めるところに従い当会社が請求する追加保険料をいいます。
1等級ダウン事故	当会社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた各保険年度に対する保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	第1保険年度については、保険期間の初日から起算して1年間、第2保険年度以降については、前保険年度の初日応当日から起算して1年間をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱・集団扱に関する特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の変更）

当会社が保険金を支払う事故が発生した場合、事故が発生した日の属する保険年度ごとの事故の内容および件数に応じ、保険料の変更について、次のとおりとします。ただし、その変更に係る分割保険料が払い込まれた後^(注1)に当会社が保険金を支払う事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した場合は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

- ① 保険年度内に発生した事故に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が含まれる場合

翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)を次のとおり変更し、これに基づき計算した保険料^(注3)を翌保険年度以降の保険料とします。

ア. ノンフリート等級

(ア). 翌保険年度

次の算式によって算出される数^(注4)を変更後ノンフリート等級とします。ただし、1を下回る場合は1とします。

$$\text{変更前ノンフリート等級} - 1 - [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ). 上記(ア). の翌保険年度以降

前保険年度の変更後ノンフリート等級に1を加えた数を変更後ノンフリート等級とします。ただし、20を上回る場合は20とします。

イ. 事故有係数適用期間

(ア). 翌保険年度

次の算式によって算出される数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、6を上回る場合は6とします。

$$\text{変更前事故有係数適用期間} + [(3 \times 3 \text{等級ダウン事故の件数}) + (1 \times 1 \text{等級ダウン事故の件数})]$$

(イ). 上記(ア). の翌保険年度以降

前保険年度の変更後事故有係数適用期間より1を減じた数を変更後事故有係数適用期間とします。ただし、0を下回る場合は0とします。

- ② 保険年度内に発生した事故が事故件数に数えない事故のみである場合
翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間^(注2)、ならびに保険料は変更しません。

(注1) その変更に係る分割保険料が払い込まれた後

その変更に係る分割保険料について、当会社による手続が必要な場合は、その手続による分割保険料の変更が可能である期間を経過した時以後とします。

(注2) 翌保険年度以降のノンフリート等級および事故有係数適用期間
保険証券に記載された保険年度ごとのノンフリート等級および事故有係数適用期間をいい、本条の規定により既にノンフリート等級および事故有係数適用期間が変更されている場合は、その変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間とします。

(注3) これに基づき計算した保険料

保険料は、保険期間の初日における制度および料率等（普通保険約款、特約、保険引受に関する制度および保険料率等をいいます。以下同様とします。）により計算し、ノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じて適用される制度および料率等は、変更後のノンフリート等級および事故有係数適用期間に応じてこれを適用します。

(注4) 次の算式によって算出される数

変更前ノンフリート等級が前保険年度の変更前ノンフリート等級と同一である場合は、算式中の1を差し引きません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 前条ただし書の規定により、追加保険料を請求する場合において、保険契約者は、集金者を経ることなく、事故が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度までの期間に対する追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、事故の内容または件数に変更が生じる事実が発生または判明した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更することができます。

- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合^(注1)は、当会社は

保険金を支払いません^(注2)。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 当会社は、保険金を支払いません

既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条 (保険料の返還)

(1) 普通保険約款基本条項第16条(保険料の返還－無効または失効の場合) (2) または同条項第19条(保険料の返還－解除の場合)の規定により、保険料を返還する場合には、失効日または解除日の属する保険年度を保険期間1年の契約とみなして、同条項の規定を適用します。

(2) (1)の規定により、保険契約が失効した場合、または当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から、既経過期間に対して計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第6条 (保険料率の改定の場合の取扱い)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合^(注)においても、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

(注) 保険期間の中途中で改定された場合

第3条(保険料の変更)の規定を適用する場合を含みません。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑦ 全車両一括付保特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項第1条(用語の定義)に規定する記名被保険者とします。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
中途対象自動車	保険期間の中途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約締結の時において、保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の中途中で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (中途対象自動車に対する自動補償)

(1) 当会社は、この特約により、中途対象自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。

(2) 中途対象自動車にかかる当会社の保険責任は、中途対象自動車がその所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。

(3) (2)の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 中途対象自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 中途対象自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、中途対象自動車を所有する者

- (4) 保険契約者は、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日以後、保険期間の始期までに新たに保険証券記載の条件に該当することとなつた自動車を保険期間の始期における中途対象自動車に含めることができます。
- (5) (4)に定める自動車にかかる当会社の保険責任は、(2)の規定にかかるうえ、保険期間の始期に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (6) (4)に定める自動車は、第5条(付保漏れがあった場合)に定める付保漏れ自動車には含めません。この場合において、第9条(特約の解除)(1)の規定は適用しません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途対象自動車を、保険証券記載の通知日(以下「通知日」といいます。)までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなつた場合も、(1)と同様とします。

第5条(付保漏れがあった場合)

- (1) 当会社は、付保漏れが判明した場合には、第3条(中途対象自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条(1)の通知を受領している中途対象自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、(1)の規定を適用しません。

第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)

第4条(通知)(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途対象自動車(以下「通知漏れの中途対象自動車」といいます。)および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当会社は第3条(中途対象自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または記名被保険者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者または記名被保険者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途対象自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときはを除きます。

第7条(保険料の精算)

- (1) 当会社は、第4条(通知)(1)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、第4条(通知)(2)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (1)および(2)の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日(以下「精算日」といいます。)までに精算するものとします。
- (4) (1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後の中途対象自動車(以下この条において「未精算等の中途対象自動車」といいます。)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)の追加保険料

(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下この条において同様とします。

- (5) 未精算等の中途対象自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき
(1)の追加保険料の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4)の規定を適用しません。

第8条(契約条件等の変更)

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第4条(通知)(1)の通知を当会社が既に受領している中途対象自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第4条(通知)(1)の通知を当会社が受領していない中途対象自動車(通知漏れの中途対象自動車を除きます。)について、その所有者または記名被保険者の直接の管理下に入った時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当

- 会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (3) (1) および (2) の場合において、当会社が変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、末経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (3) の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および保険証券記載の自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第9条 (特約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 第5条(付保漏れがあった場合)(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ② 第6条(通知に遅滞または脱漏があった場合)に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。
 - ③ 第7条(保険料の精算)(1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(5)に該当する場合を除きます。
- (注) 第7条(保険料の精算)(1)の追加保険料
第7条(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条(保険契約の解除)(2)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

80 リースカーに関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
- ② 被保険自動車がリースカーの自動車保険に関する特約第2条(対象とする自動車の範囲)に定める自動車に該当すること。

第3条 (保険責任の始期)

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第4条(保険料の払込み)または同特約第7条(申込みの漏れまたは誤りの取扱い)(2)に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
- ② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条(保険契約の申込み)に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを証明できなかったときは、同特約第7条(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第4条 (リース契約の終了または解除の場合)

当会社は、この特約により、被保険自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から被保険自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険契約の解除)

リースカーの自動車保険に関する特約第9条(リース契約の終了または解除の場合)(2)の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、同特約第9条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

⑧ 管理請負自家用自動車保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
請負契約	自家用自動車管理請負契約をいいます。
管理下に入った時	中途管理自動車が保険契約者の直接の管理下に入った時をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
顧客	記名被保険者と被保険自動車について請負契約を締結している注文者をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条(定義) 第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
他の保険契約等	この車両保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
中途管理自動車	保険契約者が請負契約に基づき、保険期間の中途で自ら管理を始めた保険証券記載の条件に該当する自動車をいいます。
配偶者	法律上の配偶者をいいます。ただし、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	この特約の補償の対象となる者をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、保険契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約締結の時において、保険契約者が請負契約に基づき自ら管理していた自動車で保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険期間の中途で保険契約者が請負契約に基づき自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条 (被保険者の範囲 - 対人・対物賠償共通)

当会社は、被保険自動車について普通保険約款賠償責任条項が適用されている場合は、この特約により、同条項第7条(被保険者の範囲 - 対人・対物賠償共通)の規定にかかわらず、被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者またはその使用人
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 顧客およびその使用人
 - イ. 顧客が個人である場合にはその配偶者
 - ウ. 顧客が個人である場合には顧客またはその配偶者の同居の親族
 - エ. 顧客が個人である場合には顧客またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者または顧客の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者または顧客の使用者^(注)。ただし、記名被保険者または顧客が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

(注) 使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下同様とします。

第4条 (中途管理自動車に対する自動補償)

- (1) 保険契約者が請負契約に基づき、保険証券記載の条件に該当する自動車について保険期間の中途で自ら管理を始めた場合は、当会社は、この特約により、中途管理自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- (2) 中途管理自動車にかかる当会社の保険責任は、管理下に入った時に始

まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。

(3) 保険契約者は、請負契約に基づき、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日以後、保険期間の始期までに自ら管理を始めた自動車で、保険証券記載の条件に該当するものを保険期間の始期における中途管理自動車に含めることができます。

- (4) (3)に定める自動車にかかる当会社の保険責任は、(2)の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (5) (3)に定める自動車は、第6条(付保漏れがあった場合)に定める付保漏れ自動車には含めません。この場合において、第10条(特約の解除)(1)の規定は適用しません。

第5条(通知)

- (1) 保険契約者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途管理自動車を、保険証券記載の通知日(以下「通知日」といいます。)までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- (2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途管理自動車について、請負契約の終了または解除により、保険契約者の管理が終了した場合も、(1)と同様とします。

第6条(付保漏れがあった場合)

- (1) 当会社は、付保漏れが判明した場合には、第4条(中途管理自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条(1)の通知を受領している中途管理自動車を除きます。
- (2) 付保漏れが保険契約者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときは、(1)の規定を適用しません。

第7条(通知に遅滞または脱漏があった場合)

第5条(通知)(1)の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途管理自動車(以下「通知漏れの中途管理自動車」といいます。)および当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同条(1)の規定により通知されるすべての中途管理自動車に対して、当会社は第4条(中途管理自動車に対する自動補償)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者の故意および重大な過失によらなかつたことを保険契約者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途管理自動車について書面によって訂正を申し出て、当会社がこれを承認したときを除きます。

第8条(保険料の精算)

- (1) 当会社は、第5条(通知)(1)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
- (2) 当会社は、第5条(通知)(2)の通知を受領した場合は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (1)および(2)の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日(以下「精算日」といいます。)までに精算するものとします。
- (4) (1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に管理を始めた中途管理自動車(以下この条において「未精算等の中途管理自動車」といいます。)について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1)の追加保険料

(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下この条において同様とします。

- (5) 未精算等の中途管理自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき(1)の追加保険料の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4)の規定を適用しません。

第9条(契約条件等の変更)

- (1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第5条(通知)(1)の通知を当会社が既に受領している中途管理自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 第5条(通知)(1)の通知を当会社が受領していない中途管理自動車(通知漏れの中途管理自動車を除きます。)について、その管理下に入った時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中

途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(3) (1) および (2) の場合において、当会社が変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4) (3) の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第10条（特約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

① 第6条（付保漏れがあった場合）(1)に該当する場合。ただし、同条(2)の規定により訂正がなされた場合を除きます。

② 第7条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により訂正がなされた場合を除きます。

③ 第8条（保険料の精算）(1)の追加保険料^(注)の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条(5)に該当する場合を除きます。

(注) 第8条（保険料の精算）(1)の追加保険料

第8条(2)の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

(2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第12条（保険契約の解除）(2)の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

第11条（人身傷害補償条項適用の特則）

当会社は、被保険自動車について普通保険約款人身傷害補償条項が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の被保険者については、同条項第5条（被保険者の範囲）(2)②の規定は適用しません。

第12条（人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約等適用の特則）

当会社は、被保険自動車について人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約または人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の被保険者については、人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約第7条（被保険者の範囲－人身傷害）(3)②および人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約（自転車搭乗中危険補償付）第7条（被保険者の範囲－人身傷害）(3)②の規定は適用しません。

第13条（無保険車傷害条項適用の特則）

当会社は、被保険自動車について普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合は、この特約により、第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の被保険者については、同条項第5条（保険金を支払わない場合－その3）(4)の規定は適用しません。

第14条（人身傷害補償特約（定額払）適用の特則）

当会社は、この保険契約に人身傷害補償特約（定額払）が適用されている場合は、この特約により、人身傷害補償特約（定額払）第6条（被保険者の範囲）(2)②の規定は適用しません。

第15条（車両保険の特則）

(1) 当会社は、この特約により、車両保険金の支払は、保険契約者を経由して行うものとします。ただし、保険契約者が普通保険約款基本条項第13条（重大事由による解除）(1)③のいずれかに該当する場合を除きます。

(2) 当会社は、被保険者から車両保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を保険契約者に通知するものとします。

(3) 被保険自動車に、他の保険契約等が付されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して車両保険金を支払うものとします。

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第29条（代位）(3)ただし書の規定にかかわらず、被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた第3条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の被保険者に対しては、その権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利行使することができます。

① 記名被保険者またはその使用人の故意または重大な過失によって生じ

た損害

- ② 記名被保険者またはその使用人が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 記名被保険者またはその使用人が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して、またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 記名被保険者またはその使用人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害

第16条(普通保険約款基本条項の読み替え)

この特約については、普通保険約款基本条項第13条(重大事由による解除)(2)の規定中「賠償責任条項、人身傷害補償条項または無保険車傷害条項」とあるのは「賠償責任条項、人身傷害補償条項もしくは無保険車傷害条項またはこの特約」と読み替えて適用します。

(82) フリート契約保険料優良戻しに関する追加条項

第1条(保険料優良戻しの特則)

- (1) 当会社は、この保険契約の損害率が良好な場合には、当会社が別に定めるところに従い、保険期間終了後に、保険料の一部を保険料優良戻しとして、保険契約者に返還します。
- (2) (1)の損害率は、次の算式により計算するものとします。

$$\text{支払保険金} + \text{保険期間末未払保険金}$$

$$\text{適用保険料} / (\text{ノンフリート等級別料率係数} - \text{フリート多数割引率})$$

$$\times 100 = \text{損害率} (%)$$

第2条(保険料優良戻しを行わない場合)

当会社は、この保険契約が失効^(注)した場合または解除された場合には、保険料の優良戻しは行いません。

(注) 失効

保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

第3条(優良戻し保険料の調整)

第1条(保険料優良戻しの特則)に基づき当会社が優良戻し保険料を返還した後、返還日を含めて1年以内にさらに保険金が支払われて同条の損害率に変動が生じた場合には、当会社は、優良戻し保険料の調整を行います。

(83) 通信販売に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思を表示することをいいます。
請求日	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める追加保険料を当会社が請求した日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(4)、(6)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定めるところに従い当会社が請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	追加保険料の払込期日をいい、次の期日とします。 ①普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合)(1)に定める追加保険料を当会社が請求する場合 ア. 保険料払込方式が口座振替による場合は、請求日の翌月の提携金融機関ごとに当会社が定める期日 イ. ア以外の場合は、請求日の翌日から起算して30日を経過した日 ②普通保険約款基本条項第15条(4)または(6)に定める追加保険料を当会社が請求する場合 ア. 保険料払込方式が口座振替による場合は、保険契約条件の変更日の翌月の提携金融機関ごとに当会社が定める期日

	イ. ア以外の場合は、保険契約条件の変更日の翌日から起算して30日を経過した日
通知書等	保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書、保険契約確認画面等をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)または(6)における、保険契約者による通知を当会社が受領し、承認した時以後で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その日がその通知を当会社が受領した日と同じである場合は、当会社が保険契約条件の変更を承認した時とします。

第2条 (保険契約の申込み)

- (1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 申込書に必要な事項を記載し、当会社に送付すること。
 - ② 電話等当会社の定める通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。
 - ③ 情報処理機器上の保険契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信すること。
- (2) (1)①の規定により申込書の送付を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に通知書で通知するものとします。
- (3) (1)②の規定により契約意思の表示を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に通知書で通知し、申込書を送付するものとします。この場合において、保険契約者は、申込書に必要な事項を記載し、所定の期間内に当会社に送付するものとします。
- (4) (1)③の規定により保険契約申込画面の送信を受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に保険契約確認画面で通知するものとします。
- (5) (3)の規定により当会社が保険契約者の契約意思の表示に基づき申込書を作成した場合で、その申込書の記載事項を保険契約者が変更または訂正するときには、保険契約者は、遅滞なく当会社にその旨を連絡するものとします。
- (6) (5)の規定により当会社が連絡を受けた場合には、当会社は、改めて保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に別途通知書で通知し、申込書を送付するものとします。この場合において、保険契約者は、申込書に必要な事項を記載し、所定の期間内に当会社に送付するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、前条(2)、(3)、(4)または(6)の通知書等に従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込書を当会社に送付または保険契約申込画面を当会社に送信した後、この保険契約に適用された他の特約の規定により保険料の払込方法および払込期日が別に定められている場合を除き、保険料^(注)を保険期間の初日の前日までに払い込まなければなりません。

(注) 保険料

保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料とします。以下同様とします。

第4条 (契約締結後の通知方法)

- (1) 保険契約締結の後、普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第7条(被保険自動車の譲渡)(1)、同条項第8条(被保険自動車の入替)(1)、同条項第11条(保険金額の変更)(1)もしくは同条項第15条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、書面または電話、情報処理機器等当会社の定める通信手段により当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求^(注)を行うものとします。

(注) 当会社所定の連絡先に直接通知し、承認の請求

普通保険約款基本条項第5条(1)に定める当会社に通知すべき事実が発生した場合は、承認の請求は必要ありません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条(保険

料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (6) の通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこれを撤回することはできません。

第5条 (追加保険料払込猶予の特則)

- (1) 当会社が、追加保険料の請求を行う場合には、保険契約者が、当会社の請求する追加保険料を、追加保険料払込期日までに通知書等で通知した方法で払い込むことにより、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3)、同条(5)、(7)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (2)の規定は適用しません。ただし、保険契約条件の変更が被保険自動車の入替における自動補償特約により行われる場合は、第1条(用語の定義)「追加保険料払込期日」の定義中「保険契約条件の変更日」とあるのは「変更依頼日」と読み替えるものとします。
- (2) 保険契約者が、追加保険料の払込みを追加保険料払込期日までに行わなかった場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3)、同条(5)、(7)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (2)の規定に従うものとします。この場合において、同条(3)、同条(5)および(7)の規定中「損害」とあるのは「損害または傷害」と読み替えるものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、追加保険料払込期日までに生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が追加保険料払込期日までに追加保険料を払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、追加保険料が払い込まれたものとみなして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日までにその払込みを怠つた場合は、当会社は、既に支払つた保険金の返還を請求することができます。

第6条 (保険料または追加保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険期間の初日の前日以後、相当の期間内に、保険料の払込みがない場合
 - ② 前条(1)に定める追加保険料^(注)の請求に対し、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、追加保険料の払込みがない場合

(注) 追加保険料

普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (6)および同条項第18条(保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合) (1)に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料を除きます。以下同様とします。

- (2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により通知を行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② (1) ②による解除の場合は、追加保険料払込期日

(3) (1) ②の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表2に掲げる月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、その残額を返還します。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑧ 保険証券の発行に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券の発行および交付を行わないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条 (保険証券の発行および交付に関する特則)

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券の発行および交付は行いません。

(2) 保険契約者が、保険期間の中途で当会社に対して保険証券の発行および交付を請求する場合には、この特約を削除します。この場合、当会社は、次の算式によって算出した額を、追加保険料として請求できるものとします。

$$\boxed{\text{この特約を付帯しない場合の保険料}} - \boxed{\text{この保険契約の保険料}} = \boxed{\text{追加保険料}}$$

第3条 (保険証券の記載事項に関する特則)

当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ^(注)に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

(注) インターネットの専用ホームページ

保険契約者に対して送付する書面にURLを記載します。

第4条 (保険金の請求に関する特則)

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第23条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定に従い保険金の支払を請求する場合であっても、当会社に対する保険証券の提出を要しません。

⑧ 共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う業務)

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項に関する業務を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認等
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約の変更手続に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる業務は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等が保険契約上の規定に基づいて幹事保険会社に対し行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

全国に広がる日新火災の営業店舗・損害サービス拠点

(2014.4 現在)

営業店舗：保険商品・ご契約内容などに関するお問合せ先

【北海道】

札幌第1支店	(011)241-1315	旭川サービス支店	(0166)26-4431
函館支社	(0138)54-8591	北見支社	(0157)24-6471
札幌第2支店	(011)241-1316	道東サービス支店	(0154)23-8251
道南支社	(0144)34-8191	帯広支社	(0155)22-8711

【東】

盛岡サービス支店	(019)623-4316	仙台第2支店	(022)227-2182
岩手南サービス支店	(0197)65-3821	山形サービス支店	(023)622-4006
花巻支社	(0198)26-1771	酒田サービス支店	(0234)23-5106
青森サービス支店	(017)775-1461	郡山サービス支店	(024)932-2266
むつ事務所	(0175)23-8621	白河支社	(0248)22-6618
弘前支社	(0172)36-1555	福島サービス支店	(024)526-0205
八戸サービス支店	(0178)43-1567	いわきサービス支店	(0246)22-1881
秋田サービス支店	(018)837-5255	会津若松サービス支店	(0242)24-5661
仙台第1支店	(022)263-5465		

【関東・甲信越】

本店事業部 公務課	(03)5282-5547	埼玉東サービス支店	(048)761-6181
本店事業部 金融課	(03)5282-5548	埼玉北サービス支店	(048)523-1313
本店事業部 営業第1課	(03)5282-5550	埼玉西サービス支店	(049)249-5117
本店事業部 営業第2課	(03)5282-5554	群馬サービス支店	(027)224-3622
東京中央支店	(03)5282-5556	太田サービス支店	(0276)45-4691
東京東支店	(03)3625-2040	長野サービス支店	(026)244-0232
東京西支店	(03)5354-7081	上田支社	(0268)27-3240
東京南支店	(03)5423-6100	松本サービス支店	(0263)33-3210
多摩サービス支店	(042)527-7771	諏訪支社	(0266)57-6600
山梨サービス支店	(055)228-1277	新潟サービス支店	(025)245-0324
富士吉田支社	(0555)22-5801	長岡サービス支店	(0258)32-2285
水戸サービス支店	(029)221-9125	六日町支社	(025)773-3547
下館サービス支店	(0296)25-0312	三条サービス支店	(0256)33-1045
千葉北サービス支店	(04)7163-7443	横浜自動車営業課	(045)461-2223
千葉サービス支店	(043)244-0521	横浜支店	(045)633-5288
木更津支社	(0438)23-2262	横浜中央支店	(045)633-5291
宇都宮サービス支店	(028)635-1571	川崎支店	(044)244-0171
小山営業所	(0285)24-4094	神奈川県央サービス支店	(042)749-1912
埼玉新都心支店	(048)834-2295	湘南サービス支店	(0463)21-2176

【中部】

静岡サービス支店	(054)254-8861	三河サービス支店	(0564)21-1601
藤枝支店	(054)645-2200	愛知北サービス支店	(0568)81-8400
沼津サービス支店	(055)962-1311	一宮サービス支店	(0586)72-0178
富士サービス支店	(0545)52-1532	岐阜サービス支店	(058)264-7261
浜松サービス支店	(053)455-4311	高山支社	(0577)32-1277
東海第1事業部 営業第1課	(052)231-7881	多治見サービス支店	(0572)22-7268
東海第1事業部 営業第2課	(052)231-7882	三重サービス支店	(059)351-2477
東海第1事業部 営業第3課	(052)231-1112	三重中央サービス支店	(059)227-5185
知多営業所	(0569)22-8267		

【北陸】

金沢サービス支店	(076)263-2150	福井サービス支店	(0776)21-0401
七尾事務所	(0767)53-0878	富山支店	(076)433-3545

【近畿】

京都サービス支店	(075)211-4592	神戸サービス支店	(078)242-4911
福知山サービス支店	(0773)22-6327	姫路サービス支店	(079)288-5580
大津サービス支店	(077)522-4077	大阪東サービス支店	(06)4308-8570
彦根サービス支店	(0749)22-1826	南大阪サービス支店	(072)238-1985
関西第1事業部 営業第1課	(06)6312-9811	和歌山サービス支店	(073)422-1131
関西第1事業部 営業第2課	(06)6312-9814	田辺サービス支店	(0739)24-1621
大阪中央支店	(06)6312-9825	新宮支社	(0735)22-2353
北大阪サービス支店	(072)623-6146	奈良サービス支店	(0744)23-3650

【中国・四国】

広島サービス支店	(082)247-9262	鳥取サービス支社	(0857)23-4651
福山サービス支店	(084)922-2129	高松サービス支店	(087)851-0030
山口サービス支店	(0835)25-1711	松山サービス支社	(089)941-8298
岡山サービス支店	(086)225-0541	伊予三島サービス支社	(0896)24-5306
倉敷支社	(086)424-5556	徳島サービス支社	(088)622-3711
松江サービス支店	(0852)22-3525	高知サービス支社	(088)823-4488
出雲サービス支店	(0853)23-6699	四万十支社	(0880)34-6010
浜田事務所	(0855)23-1090		

【九**州】**

福岡第1支店	(092)281-8161	熊本サービス支店	(096)325-7211
福岡第2支店	(092)281-8165	八代支社	(0965)35-5270
沖縄事務所	(098)863-3235	鹿児島サービス支店	(099)254-1115
久留米サービス支店	(0942)35-2819	宮崎サービス支店	(0985)24-3833
佐賀サービス支社	(0952)22-4711	長崎サービス支店	(095)825-4131
北九州サービス支店	(093)923-1581	諫早支社	(0957)21-4855
大分サービス支店	(097)535-2143	佐世保サービス支店	(0956)23-3171

損害サービス拠点：自動車事故に関するお問合せ先**【北 海 道】**

札幌サービスセンター	(011)241-1313	道東サービス支店	(0154)23-8260
旭川サービス支店	(0166)23-2732		

【東

盛岡サービス支店	(019)623-4368	山形サービス支店	(023)624-2900
岩手南サービス支店	(0197)65-3833	酒田サービス支社	(0234)23-5968
青森サービス支店	(017)775-1465	郡山サービス支店	(024)932-2280
八戸サービス支店	(0178)44-5309	福島サービス支店	(024)522-9831
秋田サービス支店	(018)837-5254	いわきサービス支店	(0246)22-1951
仙台サービスセンター	(022)227-2133	会津若松サービス支店	(0242)24-5797

【関東・甲信越】

本店サービスセンター	(03)5282-5546	埼玉西サービス支店	(049)249-5125
東京第1サービスセンター	(03)5282-5560	群馬サービス支店	(027)224-5021
東京第2サービスセンター	(03)5282-5668	太田サービス支店	(0276)45-4702
多摩サービス支店	(042)524-0711	長野サービス支店	(026)244-0442
山梨サービス支店	(055)228-1218	松本サービス支店	(0263)33-9700
水戸サービス支店	(029)224-0823	新潟サービス支店	(025)245-0345
下館サービス支社	(0296)25-0320	長岡サービス支店	(0258)32-2293
千葉サービス支店	(043)244-3130	三条サービス支店	(0256)32-8159
千葉北サービス支店	(04)7163-8256	横浜サービスセンター	(045)461-2521
宇都宮サービス支店	(028)635-1183	神奈川サービスセンター	(045)633-5295
埼玉新都心サービスセンター	(048)834-1834	神奈川県央サービス支店	(042)749-1921
埼玉東サービス支店	(048)755-2836	湘南サービス支店	(0463)21-6651
埼玉北サービス支店	(048)523-1215		

【中

静岡サービス支店	(054)254-8896	愛知北サービス支店	(0568)81-6911
沼津サービス支店	(055)962-7086	一宮サービス支店	(0586)72-0511
富士サービス支店	(0545)51-9731	岐阜サービス支店	(058)264-8231
浜松サービス支店	(053)455-4395	多治見サービス支店	(0572)25-8661
名古屋サービスセンター	(052)231-9226	三重サービス支店	(059)351-2977
三河サービス支店	(0564)21-1576	三重中央サービス支店	(059)227-6231

【北

富山サービスセンター	(076)433-3557	福井サービス支店	(0776)27-2851
金沢サービス支店	(076)263-2180		

【近

京都サービス支店	(075)211-4594	姫路サービス支店	(079)288-5376
福知山サービス支社	(0773)24-6390	大阪東サービス支店	(06)4308-8580
大津サービス支店	(077)522-4179	南大阪サービス支店	(072)222-3873
彦根サービス支店	(0749)23-1960	和歌山サービス支店	(073)422-1134
大阪サービスセンター	(06)6312-9843	田辺サービス支店	(0739)24-1671
北大阪サービス支店	(072)625-3071	奈良サービス支店	(0744)23-3982
神戸サービス支店	(078)242-4930		

【中国・四国】

広島サービス支店	(082)247-9265	鳥取サービス支社	(0857)21-7415
福山サービス支店	(084)923-4108	高松サービス支店	(087)851-0032
山口サービス支店	(0835)38-6250	松山サービス支社	(089)941-8298
岡山サービス支店	(086)224-7976	伊予三島サービス支社	(0896)24-5324
松江サービス支店	(0852)22-3575	徳島サービス支社	(088)622-3716
出雲サービス支店	(0853)23-6699	高知サービス支店	(088)823-4469

【九

福岡サービスセンター	(092)281-8164	熊本サービス支店	(096)325-7115
久留米サービス支店	(0942)33-4450	鹿児島サービス支店	(099)254-2440
佐賀サービス支社	(0952)22-4181	宮崎サービス支店	(0985)24-3883
北九州サービス支店	(093)923-1591	長崎サービス支店	(095)825-4135
大分サービス支店	(097)535-2141	佐世保サービス支店	(0956)23-3230

万一事故が発生した場合、あわてずに次の措置をおとりください!!

1

まず負傷者の救護を！

ケガをされた方がいる場合は、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2

二次災害防止の安全確保を！

後続事故のおそれがある場合、速やかにケガをされた方を救出し事故車両を移動しましょう。

3

警察へ事故の届出を！

事故の場合は必ず警察へ届出してください。また、ケガをされた方がいる場合は人身事故である旨の届出を必ずしてください。

4

直ちに弊社までご連絡を！

落ち着かれましたら、直ちに取扱代理店またはサービス24まで、下表の事故内容をご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-25-7474

5

修理、示談前には必ず弊社の承認を！

修理、示談をなさるときは事前に必ず弊社の承認を得てください。

*以上のお手続きがなされると保険金のお支払いができないことがあります。

事故 内 容

事故年月日	年 月 日	午前／午後 時 分頃
事故場所		付近
届出警察署		
お客様のお車の 運転者のお名前		
お客様のお車の 登録番号(ナンバー)		記入例 品川〇〇さ××-△△
相手の方のお名前		
相手の方のご連絡先	住 所	電 話:日中のご連絡先
相手方のお車の 登録番号(ナンバー)		記入例 品川〇〇さ××-△△
ケガをされた方の お名前		
ケガをされた方の ご連絡先	住 所	電 話:日中のご連絡先
ケガをされた方の 入院・通院先の病院名	病院名	電 話

1. 事故のご連絡先

サービス 24

事故のご連絡・ご相談は

フリーダイヤル 0120-25-7474

[受付時間：24 時間・365 日]

2. お車のトラブル応急サービスのご連絡先

ドライビングサポート 24

事故・故障を問わずお車に関するトラブルは

フリーダイヤル 0120-097-365

[受付時間：24 時間・365 日]

3. 弊社のお客さま相談窓口のご連絡先

日新火災海上保険株式会社

弊社へのご相談・苦情・お問合せは

フリーダイヤル 0120-17-2424

[受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）]

4. 損保協会のご連絡先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会の「そんぽ ADR センター」に解決の申立てを行うことができます。

ナビダイヤル 0570-022808

[受付時間：9：15～17：00（土日祝除く）]

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

全国にひろがる日新火災のネットワーク

お近くの日新火災で“損害保険”のことならなんでもお気軽にご相談ください。

万一、事故にあわれた場合は、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。



日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台 2-3

お客様相談窓口：フリーダイヤル 0120-17-2424

[9：00～17：00（土日祝除く）]

日新火災ホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp/>